

---

# 北海道市町村合併推進構想

## 資料編

---



# 資料編 目次

## 構想の策定経過

北海道市町村合併推進審議会の概要	1
北海道市町村合併推進審議会委員名簿	2
北海道市町村合併推進審議会条例	3
市町村合併推進に関する地域懇談会・説明会の開催状況	4
市町村合併推進に関する支庁管内説明会の開催状況	5
道民意見提出手続（パブリック・コメント）の概要	6

## 法制度関係資料

市町村の合併の特例等に関する法律について	7
市町村の合併の特例等に関する法律の概要	8
自主的な市町村の合併の推進に関する構想の作成について	1 1
自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針	1 3
合併新法下における財政措置	1 6
地域自治区・合併特例区の制度比較	1 7
政令指定都市・中核市・特例市の比較	1 8
今後の地方自治制度のあり方に関する答申（抜粋）	2 1
今後の基礎的自治体のあり方について（私案）	2 5

## 構想関係資料

道内市町村の状況地図	2 9
道内における昭和29年以降の合併の状況	3 0
旧合併特例法下における市町村合併の状況	3 1
旧合併特例法下における合併協議会の解散状況	3 2
旧合併特例法下の合併協議に関するアンケート調査結果	3 3
平成17年国勢調査人口速報値	3 9
道内市町村の行政運営及び財政状況の現況	4 0

## 組合せ関係資料

組合せの作成手順（例）	5 1
クラスター分析における結合工程とクラスター間の係数	5 3
道内市町村の役場間時間距離	5 5
北海道市町村合併推進構想に関する意見照会結果	5 9

## 北海道市町村合併推進審議会の概要

審議会名	北海道市町村合併推進審議会
設置年月日	平成17年7月12日
設置根拠	北海道市町村合併推進審議会条例(平成17年北海道条例第62号)
趣旨	市町村合併推進審議会は、都道府県の構想の策定時又は変更時に、構想の調査や審議をし、意見を述べる機関として置かれるものであり、地方自治法第138条の4第3項に基づく、都道府県知事の附属機関である
審議事項	<p>(1) 自主的な市町村の合併の推進に関する構想の策定及び変更の際に意見を述べること。(合併特例法第59条第3項)</p> <p>(2) 知事の諮問に応じ、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議すること。(合併特例法第60条第2項)</p>
審議の経過	<p><u>第1回</u>          日時 平成17年7月19日(火) 13:00～15:20          場所 北海道庁本庁舎3階「知事会議室」          審議内容 (1) 「市町村合併の取組」          (2) 「旧合併特例法における市町村合併の進展」          (3) 「旧合併特例法における合併協議の結果と検証」          (4) 審議会の審議項目とその論点</p> <p><u>第2回</u>          日時 平成17年10月11日(火) 13:00～15:40          場所 北海道庁赤れんが庁舎2階「1号会議室」          審議内容 (1) 「市町村を取り巻く状況」          (2) 「分権型社会における本道地方自治の望ましい姿」          (3) 市町村合併に関する基本的な事項と組合せの考え方の論点</p> <p><u>第3回</u>          日時 平成17年11月18日(金) 13:30～15:40          場所 北海道庁赤れんが庁舎2階「2号会議室」          審議内容 (1) 「市町村合併に関する基本的な事項と組合せの考え方」          (2) クラスタ分析に用いる指標          (3) 市町村合併を推進するための措置に関する論点          (4) 基礎自治体充実・強化のための手法とその扱い</p> <p><u>第4回</u>          日時 平成18年2月14日(火) 13:30～15:25          場所 北海道庁別館12階「北方圏センター会議室」          審議内容 (1) 市町村合併の具体的な効果等          (2) 「市町村の結びつきに関する分析と結果」          (3) 組合せの作成手順          (4) 市町村合併を推進するために必要な措置</p> <p><u>第5回</u>          日時 平成18年6月2日(金) 13:30～15:20          場所 北海道庁別館12階「北方圏センター会議室」          審議内容 (1) 市町村への意見照会及び意向調査の結果について          (2) 市町村合併推進構想(原案)について          (3) 市町村合併の推進について</p>

## 北海道市町村合併推進審議会委員名簿

(任期:平成17年7月12日～平成19年7月11日)

	職 業	氏 名
市町村関係者	函館市長(北海道市長会理事)	いの うえ ひろ し 井 上 博 司
市町村関係者	奈井江町長(北海道町村会常任理事)	きた りょう し 北 良 治
市町村関係者	石狩市議会議長(北海道市議会議長会)	いらい お まる ひと 飯 尾 円 仁
市町村関係者	由仁町議会議長(北海道町村議会議長会会長)	かわ また ひろし 川 股 博
経済団体等関係者	北海道農業協同組合中央会常務理事	ひら お ひろ み 平 尾 裕 美
経済団体等関係者	北海道商工会連合会理事	な ら けん し 奈 良 健 二
学識者等	釧路公立大学教授	こ いそ しゅう し 小 磯 修 二
学識者等	関西学院大学教授	こ にし さちお 小 西 砂 千 夫
学識者等	北海道大学公共政策大学院助教授	やま ざき みき ね 山 崎 幹 根
学識者等	特定非営利活動法人 旭川NPOサポートセンター理事・事務局長	もり た ひろ こ 森 田 裕 子

## 北海道市町村合併推進審議会条例（平成17年北海道条例第62号）

### （設置）

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第60条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関として、北海道市町村合併推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### （組織）

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### （会長及び副会長）

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### （会議）

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### （会長への委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

## 市町村合併推進に関する地域懇談会の開催状況

開催地域	開催日	開催場所	出席者
道央地域 A	平成 17 年 10 月 25 日(火)	岩見沢市	石狩 2 名(1 村長、1 議長) 空知 1 1 名(8 市町長、3 議長) 審議会委員 3 名 計 1 6 名
道南地域	平成 17 年 10 月 28 日(金)	札幌市	渡島 7 名(4 町長、3 議長) 檜山 4 名(3 町長、1 議長) 審議会委員 2 名 計 1 3 名
オホーツク地域	平成 17 年 11 月 4 日(金)	網走市	9 市町村長、3 議長 審議会委員 2 名 計 1 4 名
道北地域	平成 17 年 11 月 7 日(月)	旭川市	上川 9 名(6 市町長、3 議長) 留萌 3 名(2 市村長、1 議長) 宗谷 4 名(3 市町長、1 議長) 審議会委員 2 名 計 1 8 名
十勝地域	平成 17 年 11 月 10 日(木)	帯広市	1 3 名(9 市町長、4 議長) 審議会委員 3 名 計 1 6 名
釧路・根室地域	平成 17 年 11 月 11 日(金)	釧路市	釧路 2 名(2 市町長) 根室 1 1 名(7 市町長、4 議長) 審議会委員 3 名 計 1 6 名
道央地域 B	平成 17 年 11 月 18 日(金)	札幌市	後志 6 名(3 町村長、3 議長) 胆振 7 名(5 市町長、2 議長) 日高 3 名(2 町長、1 議長) 審議会委員 3 名 計 1 9 名
7 箇所			計 1 1 2 名 (6 4 市町村長、3 0 議長、1 8 委員)

## 市町村合併推進に関する地域説明会の開催状況

開催地域	開催日	開催場所	参加者数
道南地域	平成 17 年 10 月 29 日(土)	函館市	1 2 4 名
道央地域 A	平成 17 年 10 月 30 日(日)	岩見沢市	1 1 9 名
オホーツク地域	平成 17 年 11 月 3 日(木)	網走市	1 6 1 名
道央地域 B	平成 17 年 11 月 6 日(日)	札幌市	8 1 名
十勝地域	平成 17 年 11 月 10 日(木)	帯広市	1 4 8 名
釧路・根室地域	平成 17 年 11 月 11 日(金)	釧路市	8 4 名
道北地域	平成 17 年 11 月 13 日(日)	旭川市	2 6 4 名
7 箇所			9 8 1 名

## 市町村合併推進に関する支庁管内説明会の開催状況

開催日時	支庁名 (開催地)	説明者	参加者(総数) (首長、議会議員、その他)
1月16日(月) 13:30～16:00	留萌支庁 (留萌市)	総務省) 合併推進課課長補佐 北海道) 市町村課参事	164名 (2名、57名、105名)
1月18日(水) 13:30～16:03	宗谷支庁 (稚内市)	総務省) 合併推進課課長補佐 北海道) 市町村課主幹	97名 (2名、43名、52名)
1月18日(水) 13:30～16:00	渡島支庁 (函館市)	総務省) 合併推進課長 北海道) 市町村課参事	86名 (1名、27名、58名)
1月19日(木) 10:00～12:00	檜山支庁 (江差町)	総務省) 市町村課市町村振興係長 北海道) 市町村課参事	105名 (0名、29名、76名)
1月22日(日) 13:00～15:56	空知支庁 (岩見沢市)	総務省) 合併推進課課長補佐 北海道) 市町村課参事	145名 (2名、48名、95名)
1月24日(火) 13:30～16:00	上川支庁 (旭川市)	総務省) 合併推進課課長補佐 北海道) 市町村課参事	142名 (0名、69名、73名)
1月26日(木) 13:00～16:25	釧路支庁 (釧路市)	総務省) 市町村課市町村振興係長 北海道) 市町村課参事	48名 (0名、24名、24名)
1月27日(金) 15:00～17:10	根室支庁 (中標津町)	総務省) 市町村課都市行政係長 北海道) 市町村課参事	148名 (4名、49名、95名)
1月30日(月) 13:30～16:00	十勝支庁 (帯広市)	総務省) 市町村課都市行政係長 北海道) 市町村課参事	145名 (1名、83名、61名)
2月1日(水) 13:00～15:30	網走支庁 (網走市)	総務省) 合併推進課主査 北海道) 市町村課主幹	211名 (0名、90名、121名)
2月1日(水) 18:00～20:50	後志支庁 (倶知安町)	総務省) 合併推進課課長補佐 北海道) 市町村課参事	274名 (8名、118名、148名)
2月4日(土) 13:00～15:03	石狩支庁 (札幌市)	総務省) 合併推進課長 北海道) 市町村課参事	92名 (0名、13名、79名)
2月4日(土) 13:00～15:00	胆振支庁 (室蘭市)	総務省) 悪天候のため来道できず 北海道) 市町村課主幹	91名 (3名、16名、72名)
2月11日(土) 13:00～15:30	日高支庁 (浦河町)	総務省) 合併推進課課長補佐 北海道) 市町村課参事	152名 (0名、32名、120名)
	14箇所		1,900名 (23名、698名、1,179名)



## 道民意見提出手続（パブリック・コメント）の概要

- 1 計画等の案の名称 北海道市町村合併推進構想（原案）
- 2 意見等の募集期間 平成18年6月8日（木）から平成18年7月7日（金）まで
- 3 意見等の募集結果

区 分		提出者（団体）数	意見の数(延べ数)
意見等の数	個 人	5人	14件
	団 体	12団体	120件
	合 計	17	134件
意見等の 提出方法	郵 便	0	
	ファクシミリ	12	
	電 子 メ ー ル	5	
	そ の 他	0	

- 4 意見等の反映状況

区 分		項 目 数	意見の数(延べ数)
計 画 等 の 案 に 関 する 意 見 等	意見を受けて案を修正したもの	2項目	13件
	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	5項目	16件
	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの	7項目	29件
	案に取り入れなかったもの	4項目	26件
	案の内容についての質問等	1項目	12件
そ の 他 の 意 見 等			38件

## 市町村の合併の特例等に関する法律について

### (1) 合併特例区制度等の創設

合併に際して、合併関係市町村の協議により、1又は2以上の旧市町村単位に法人格を有する区(合併特例区)を一定期間(5年以下)設置できる制度を創設する。

区長、合併特例区協議会を置く(公選としない)。

課税権、起債権はなし。

住所の表示にはその名称を冠する。

法人格は有しないが、区長を置くことができる「地域自治区」の特例も創設。

### (2) 市町村の合併に関する障害を除去するための特例措置

合併に関する障害除去のため、地方税の不均一課税、議員の在任特例等、現行合併法の特例措置は基本的に存置。

合併特例債は廃止。合併算定替は、現行の特例期間10年(+激変緩和5年)を段階的に5年(+激変緩和5年)に短縮。

人口3万人以上を有すれば市となることができる3万市特例については、議員修正により追加。

### (3) 市町村合併推進のための方策

総務大臣が、市町村の合併を推進するための基本指針を策定

都道府県が、基本指針に基づき、市町村合併推進審議会の意見を聴いて、市町村の合併の推進に関する構想を策定。

都道府県知事は、構想に基づき、

申請に基づいて、市町村合併調整委員を任命し、合併協議会に係るあっせん、調停を行わせることができる。

合併協議会設置の勧告を行うことができる。勧告を受けた市町村長は、合併協議会設置協議を議会に付議することとし、議会が否決した場合等には、住民が1/6以上の有権者の署名により又は市町村長が住民投票を請求することができる。

合併協議会における市町村の合併に関する協議の推進に関し、勧告を行うことができる。

この法律は5年間(平成17年4月1日から平成22年3月31日まで)の限時法とする。

## 市町村の合併の特例等に関する法律の概要

### 1 合併特例区

合併後の一定期間（５年以下）、１又は２以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位として、特別地方公共団体である合併特例区（法人格を有する。）を設けることができる。

#### (1) 設置手続

合併関係市町村の協議で規約を定め、廃置分合の申請に併せ、設置を申請する。

#### (2) 合併特例区は、以下の事務のうち、規約で定めるものを処理する。

合併関係市町村において処理されていた事務であって一定期間合併特例区で処理することがその事務の効果的な処理に資するもの。

その他合併特例区が処理することが特に必要な事務

#### 【例 示】

地域の公の施設の管理(集会所、コミュニティセンター等)、地域振興イベント、コミュニティバスの運行、地域に根ざした財産の管理(里山、ブナ林等)

#### (3) 合併特例区の長は、合併市町村の長が選任する特別職とする。また、合併市町村の助役又は支所・出張所長若しくは指定都市の区の事務所・出張所長を兼ねることができる。

#### (4) 合併特例区協議会

構成員は、合併特例区内に住所を有する合併市町村の議会議員の被選挙権を有する者のうちから、規約に定める方法により合併市町村の長が選任。

#### 権限

ア 予算等の重要事項を定めるときは、合併特例区協議会の同意が必要。

イ 規約で定める合併特例区の区域に係る重要事項を実施しようとする場合は、合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。

ウ 合併特例区協議会は、地域振興等合併特例区の区域に係る事務に関し、合併市町村の長その他の機関に意見を述べることができる。

#### (5) 合併特例区は、住所の表示に合併特例区の名称を冠する。

### 2 地域自治区の特例

合併に際して、１又は２以上の合併関係市町村単位で地域自治区を設ける場合には、合併関係市町村の協議で設置を決定。

特別職の区長を置くことができる（市町村長が選任）。

住所の表示に地域自治区の名称を冠する。

### 3 特例措置等

市町村建設計画は合併市町村基本計画と名称を変更し、所要の規定の整備を行う。

合併特例債は廃止する。

合併算定替については、現行法の合算特例期間10年を段階的に5年に短縮し、激変緩和期間は現行法と同様に5年とする。

下記の特例措置は、現行の市町村の合併の特例に関する法律(以下「現行法」という。)と同内容。

- ア 人口3万人以上を有すれば市となることができる特例(議員修正で追加)
- イ 市が新設合併後も市であること
- ウ 議会の議員の定数及び在任並びに退職年金に関する特例
- エ 農業委員会の委員の任期に関する特例
- オ 職員の身分取扱い
- カ 一部事務組合等に関する特例(現行法改正による合併に伴う一部事務組合に関する手続きの簡素化を図る特例の拡充と同内容の特例を加えたもの)
- キ 地方税の不均一課税
- ク 合併補正、地方債の配慮
- ケ 流域下水道に関する特例
- コ 都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例
- サ 地域審議会

### 4 市町村の合併の推進に関する構想等

- (1) 総務大臣は、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。
- (2) 都道府県は、基本指針に基づき、自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村(以下「構想対象市町村」という。)を対象として、自主的な市町村の合併の推進に関する構想(以下「構想」という。)を定めるものとする。

構想においては、市町村の現況及び将来の見通し、構想対象市町村の組合せ等を定めることとする。
- (3) 構想を定めるにあたって、あらかじめ、都道府県に置く市町村合併推進審議会の意見を聴く。市町村合併推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

- (4) 都道府県知事が、構想対象市町村に対し、地方自治法に基づき合併協議会を設けるべきことを勧告したときは、勧告を受けた市町村の長は合併協議会設置協議について議会に付議し、議会が否決した場合等においては、住民が有権者の6分の1以上の連署により又は市町村の長が住民投票の請求を行うことができる。住民投票により有効投票の過半数の賛成があった場合には、議会が可決したものとみなす。
- (5) 合併協議会において、合併市町村の名称等により協議が調わないときに、合併協議会の委員の過半数の同意を得た申請に基づき、都道府県知事は市町村合併調整委員を任命し、あつせん又は調停を行わせることができる。
- (6) 都道府県知事は、構想対象市町村に対し、合併協議会における市町村の合併に関する協議の推進に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。都道府県知事は勧告を受けた市町村に対し、勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

#### 5 補則・罰則

国及び都道府県は、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない等所要の規定を置く。

#### 6 施行期日

この法律は平成17年4月1日から施行し、平成22年3月31日限りその効力を失う(5年間の限時法)。ただし、平成17年3月31日までに都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに行われる市町村の合併については、現行法が適用される。

総行市第490号  
平成17年5月31日

各都道府県知事殿  
(市町村合併担当課扱い)

総務省大臣官房総括審議官



自主的な市町村の合併の推進に関する構想の作成について（通知）

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）は、平成17年3月31日にその期限を迎えました。関係者の努力の結果、市町村の合併は大きく進展したところですが、その進捗状況は、都道府県により、かなりの差が見られるところであり、また、合併が比較的進んでいる都道府県においても、様々な事情によって合併することができなかった地域、生活圏域を踏まえた行政区域の形成が達成されたとはいえない地域や、小規模な市町村がなお存在する地域等も見受けられます。

平成17年4月1日に施行された市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「新法」という。）の下においては、こうした状況も踏まえ、引き続き自主的な市町村の合併を推進する必要があります。

このたび、新法第58条第1項の規定に基づき、「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」（平成17年5月31日総務大臣告示第648号。以下「基本指針」という。）を策定したところであり、都道府県においては、基本指針に基づいて、速やかに新法第59条第1項に規定する自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下「構想」という。）を作成するようお願いします。

なお、基本指針において示された事項のほか、構想の作成に関して参考にするべき事項について、新法第65条第1項に基づき、下記のとおり助言します。

この趣旨について、貴都道府県内の市町村に対しても周知されるようお願いします。

記

1 審議会における審議

- (1) 新法第60条第1項に規定する自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」という。）においては、当該都道府県における今後の市町村行政の在り方について幅広い観点から十分審議、検討を行うこと。
- (2) このため、審議会においては、それぞれの市町村が将来にわたりどのように市町村を運営していくのか等についての基本的な方針を聴くこと。なお、その際には、市町村が、当該方針に関する積極的な情報提供を行うなど住民に対する説明責任を果たし、住民の十分な理解を得ているかというような観点からの検討も行うこと。

また、審議会において、市町村の将来にわたる運営についての基本的な方針について審議する際には、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」（平成17年3月29日総行整第11号）に基づき市町村が公表する「集中改革プラン」をはじめとする市町村の行政改革への取組状況も参考にすること。

- (3) 審議会の組織及び運営に関し必要な事項について、都道府県の条例で定めるとされているが、都道府県において審議会を設置する際に、必ずしも「市町村合併推進審議会」という名称を使用する必要はなく、また、既存の審議会を活用することも可能であること。

## 2 構想の内容

- (1) 構想対象市町村の組合せについては、原則として一通りとする。
- (2) 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置については、次の事項にも留意の上、必要な記述を行うこと。
  - ① 都道府県における市町村の合併を支援するための全庁的な体制の構築が望まれること。
  - ② 新法において、合併協議会設置勧告、合併協議会に係るあっせん及び調停、合併協議推進勧告等についての措置が設けられていること。

## 3 構想の作成時期等

構想はできる限り早期に作成することが望ましいものであり、可能な限り、平成17年度中に作成すること。なお、構想は必要に応じ適宜変更すること。

また、まず都道府県の一部地域のみを対象として構想を作成し、その後構想対象市町村を追加、変更するなど、構想を段階的に作成することも可能であること。

## 4 その他

市町村の合併に係る市制施行協議及び官報告示に関する手続については、「市町村合併の手続の迅速化について」（平成15年3月27日総行市第97号）において、その迅速化が図られているところであるが、新法の適用を受ける市町村の合併に係る手続についても、引き続きこの通知によるものとする。

# 自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針

総務省告示第648号

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第58条第1項の規定に基づき、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針を次のように定めたので、同条第3項及び市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成17年政令第55号）第59条の規定に基づき告示する。

平成17年5月31日

総務大臣 麻生 太郎

## 自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針

### 一 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

#### 1 市町村の合併を推進する必要性

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「旧法」という。）は、昭和40年に制定され、その後の数次の延長と改正を経て、平成17年3月31日に期限を迎えることとなった。この間、昭和40年4月に3,392であった市町村数は、平成17年3月31日には2,521となるとともに、旧法に基づく特例措置が適用される平成17年3月31日までに都道府県知事に合併申請したものと見ると、平成18年3月31日には1,822となる見込みとなっている。

このように市町村の合併は、関係者の努力により成果を挙げてきているが、地域ごとの進捗状況には差異が見られるところである。地方分権の一層の推進、人口減少社会及び広域的行政への対応、より効果的で効率的な行財政運営の実現等の要請に応えていくためには、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「新法」という。）の下で、新しい視点を加えつつ、引き続き自主的な市町村の合併を全国的に推進していく必要がある。

#### 2 新法における市町村の合併の基本的考え方

##### (1) 都道府県による市町村の合併の推進に関する構想の作成等

新法においては、都道府県は、自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下「構想」という。）を作成するとともに、当該構想に基づき、合併協議会設置勧告、合併協議会に係るあっせん及び調停、合併協議推進勧告等の措置を講ずることができるなど、自主的な市町村の合併を進める上で、従来にも増して重要な役割を果たすこととされて



いる。

(2) 合併特例区等の制度の創設

新法においては、合併市町村の円滑な運営を実現することができるよう、地域の実情に応じて、合併特例による地域自治区の制度や合併特例区の制度を活用できるとされている。

(3) 新法における特例措置

新法においては、引き続き、普通交付税における合併補正、普通交付税の合併算定替、地方税の不均一課税、議会の議員の在任に関する特例等の措置が講じられているところである。

なお、旧法で設けられていた合併特例債は廃止されるとともに、普通交付税の合併算定替についてはその適用期間を段階的に短縮することとされたところである。

3 政府における市町村の合併を推進するための施策

政府は、次のような市町村の合併を推進するための施策を講ずることとする。

(1) 広報・啓発、情報提供

市町村の合併の推進に関し、広報パンフレットの作成、ホームページの活用等により、迅速かつ適切な広報・啓発、情報提供等を行うとともに、新たなまちづくりを支援するため、合併市町村についての情報発信等も積極的に行う。

(2) 相談体制の確保充実

総務省市町村合併推進本部内に設置した「市町村合併相談センター」において市町村の合併に関する制度、合併協議を進めるに当たっての諸課題への対処方策等市町村の合併に関する個別具体の相談に積極的に対応する。

(3) 市町村合併支援本部における連携措置

総務大臣を本部長、内閣官房副長官及び総務副大臣を副本部長、他のすべての副大臣を本部員として内閣に設置された「市町村合併支援本部」(平成13年3月27日閣議決定)を通じて、引き続き、市町村の合併についての国民への啓発を推進するとともに、国の施策に関する関係省庁間の連携を図る。

(4) 市町村の合併に係る必要な支援措置

2(3)の措置のほか、新法に基づく自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関の運営に要する経費及び構想の作成に要する経費については、都道府県に対して、所要の普通交付税措置を講ずる。

## 二 構想を定めるに当たりよるべき基準

### 1 審議会の設置

都道府県が構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、新法第60条第1項に基づき、都道府県に自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」という。）を置くものとされており、都道府県においては、速やかに審議会を設置し、構想の作成について十分審議、検討を行うこと。

### 2 構想の内容

構想には、次に掲げる事項を定めること。

#### (1) 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

都道府県内における市町村の望ましい姿、自主的な市町村の合併の推進の必要性、市町村の合併を推進するに当たっての当該都道府県の役割等に関する基本的な考え方、方針等を示すこと。

#### (2) 市町村の現況及び将来の見通し

自主的な市町村の合併の推進の必要性を明らかにするため、市町村の行政運営及び財政状況の現況、人口や高齢化の今後の見通し等を示すこと。

#### (3) 構想対象市町村の組合せ

(1)、(2)を踏まえ、新法第59条第1項に規定する構想対象市町村について、その組合せを示すこと。

なお、構想対象市町村を定めるに当たっては、おおむね次に掲げる市町村をその対象とすること。

生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村

更に充実した行政権能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村

おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村

なお、の市町村については、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、旧法の下で市町村の合併を行った経緯についても考慮すること。

#### (4) 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置

新法において、都道府県による必要な助言、情報の提供、合併協議会設置勧告、合併協議会に係るあっせん及び調停、合併協議推進勧告等の措置が設けられていることを踏まえ、これらの措置も含め、それぞれの都道府県において自主的な市町村の合併を進めるために必要であると考えられる措置を示すこと。

# 合併新法下における財政措置

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。「合併新法」という。）の下での市町村の合併について以下の財政措置を講じることとしている。

## 1. 普通交付税による措置

### (1) 普通交付税額の算定の特例（合併算定替）

合併後9～5カ年度（平成17・18年度に合併した場合は9カ年度、平成19・20年度は7カ年度、平成21年度は5カ年度）は、合併がなかったものと仮定して毎年算定した普通交付税の額を保障。さらに5カ年度は激変緩和措置。

### (2) 合併直後の臨時的経費に対する財政措置（合併補正）

合併後における行政の一体化（基本構想等の策定・改定、ネットワークの整備等）に要する経費等に対する措置。

### (3) 都道府県が行う合併推進事業に対する財政措置

都道府県の構想作成及び市町村合併推進審議会に係る経費、合併のための調査研究・啓発事業等に対する経費を措置。

## 2. 特別交付税による措置

### (1) 合併準備経費に対する財政措置

合併協議会への負担金等、合併の準備に要する経費に対する措置。

### (2) 合併移行経費に対する財政措置

合併前に要する電算システムの統合等、合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため合併前に要する経費に対する措置。

### (3) 合併支援のための公債費負担の格差是正措置

合併市町村における旧市町村間の公債費負担の格差に係る利子又は地方債の繰上償還に伴う補償金に対する措置。

### (4) 都道府県が行う合併支援経費に対する財政措置

合併市町村の行う事業に対して都道府県が交付する補助金・交付金等について措置。

### (5) 都道府県が行う合併促進経費に対する財政措置

法定協議会を設置している市町村数に応じ、1市町村当たり300万円を都道府県に対して措置。

## 3. 合併推進債による措置

### 合併市町村のまちづくり等に対する財政措置

都道府県の構想に位置付けられた構想対象市町村及び合併市町村が行う事業に対して合併推進債を充当（90％）。元利償還金の40％（ただし、市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業については50％）を普通交付税措置。

また、都道府県が行う合併市町村の一体化を促進するために必要な道路事業も対象とし、原則として1合併市町村当たり1事業とする（ただし、地域的な事情は考慮）。

### 地域自治区・合併特例区の制度比較

方 式	地域自治区(1) (法人格なし)	地域自治区の特例(2) (法人格なし)	合併特例区(3) (法人格あり)	備 考	
根 拠 法	改正地方自治法	改正合併特例法・合併新法		・(2)(3)合併特例による設置の場合、期間満了後、(1)一般の地域自治区の設置選択可	
自 治 区	設置時期	一般制度 (条例議決により設置)	合併時のみ (合併協議により設置)		合併時のみ (合併協議により申請)
	設置区域	全域(段階的設置は可)	全域又は一部地域の設置可(旧市町村単位)		
	設置期間	定めなし	協議で定める期間		5年以内 (規約で定める期間)
区 長	設 置	設置できない (事務所長：一般職)	設置できる (特別職)	設置できる (特別職)	・(2)地域自治区の特例の場合、助役兼務不可
	選 任		地域行政運営に関し、優れた識見を有する者のうちから市町村長が選任	市町村長の被選挙権を有する者のうちから市町村長が選任	
	議会同意		議会の同意不要		
	任 期		2年以内 (協議で定める期間)	2年以内 (規約で定める期間)	
地 域 協 議 会	選 任	区域内に住所を有する者のうちから市町村長が選任	区域内に住所を有し、議員の被選挙権を有する者のうちから規約で定める方法で市町村長が選任		・役割について「意見を聴かなければならない」
	任 期	4年以内 (条例で定める期間)	2年以内 (規約で定める期間)		
	定 数	定めなし			
	役 割	条例で定める当該区域に係る重要事項についての答申・意見具申	規約で定める当該区域に係る重要事項についての答申・意見具申・同意		
	報 酬	無給とすることができる(原則：無給)			
住 居 表 示	自治区名を表示できない	区名を冠する(期間満了後、(1)一般の地域自治区設置の場合、継続使用)		「区」のほか「町」「村」も可	

政令指定都市・中核市・特例市の比較

区分	政令指定都市	中核市	特例市
要件	人口50万人以上で政令で定める市（地方自治法第252条の19） 人口その他都市としておの規模、存在の有無が規定されている。	人口30万人以上、面積100km <sup>2</sup> 以上で政令で定める市（地方自治法第252条の23）	人口20万人以上で政令で定める市（地方自治法第252条の26の3）
沿革	昭和31年地方自治法改正日から昭和31年9月1日から施行	平成6年地方自治法改正により平成7年4月1日から施行	平成11年地方自治法改正により平成12年4月1日から施行
決定の手続	地方自治法第252条の19第1項の政令で指定する。	地方自治法第252条の22第1項の政令で指定する。総務大臣は市町村の議会の議決を経て政令を立案。	地方自治法第252条の26第1項の特例市の指定に関する政令で指定する。総務大臣は市町村の議会の議決を経て政令を立案。
事務配分の特例	地方自治法第252条の19第1項で規定するもの以外に、児童福祉に関する事務、市民生活に関する事務など 以上のほか、個別の法令で定める事務を処理する。	指定都市が処理することができる事務のうち、 広域的な地方公共団体の処理する業務のうち、 ・道路管理の事務など ・児童相談所の設置など 以外の事務で、政令で定める事務を処理する。（地方自治法第252条の22第1項）	中核市が処理することができる事務のうち、 広域的な地方公共団体の処理する業務のうち、 ・飲食店、興行場及び旅館の営業許可など ・児童福祉審議会の設置など 以外の事務で、政令で定める事務を処理する。（地方自治法第252条の26の3第1項）
組織の特例等	条例で区域を分けて区域を設ける必要がある。（地方自治法第252条の20第1項）	組織上の特例は設けられていない。	組織上の特例は設けられていない。
財政上の特例	・普通交付税の態容補正 ・地方債の発行が可能等	・普通交付税の態容補正	財政上の特例は設けられていない。
関与の特例	知事の監督を、直接に監督する。（地方自治法第19第2項）	原則として関与の特例は設けられていない。福祉に関する事務については、市町村の議会の議決を経て政令を立案する。（地方自治法第252条の22第2項）	原則として関与の特例は設けられていない。行政監督の特例の根拠規定が設けられている。（地方自治法第252条の26の3第2項）

## 政令指定都市・中核市・特例市の処理する主な事務の比較

### 政令指定都市の処理する主な事務

- 民政行政に関する事務
- ・児童相談所の設置
- 都市計画等に関する事務
- ・都道府県道、産廃施設、流通業務団地等に関する都市計画決定
- ・市街地開発事業に関する都市計画決定
- 土木行政に関する事務
- ・市内の指定区間外の国道の管理
- ・市内の都道府県道の管理
- 文教行政に関する事務
- ・都道府県費負担教職員の任免、給与の決定

### 中核市の処理する主な事務

- 民生行政に関する事務
- ・身体障害者手帳の交付
- ・母子相談員の設置
- ・母子・寡婦福祉資金の貸付け
- ・養護老人ホームの設置認可・監督
- 保健所の設置（保健所設置市が行う事務）
- ・伝染病予防法に基づく事務
- 病原体検査の実施、船舶等の検疫、予防のための住民の隔離等
- ・食品衛生法に基づく事務
- 飲食店営業等の許可、中毒患者等の報告
- ・興行場法・旅館業法及び公衆浴場法に基づく事務
- 営業の許可、立入検査、営業停止命令
- ・結核予防法に基づく事務
- 定期外健康診断の実施、結核患者に対する施設への入所命令
- ・母子保健法に基づく事務
- 未熟児への訪問指導、養育医療の給付
- ・後天性免疫不全症候群の予防に関する法律に基づく事務
- 医師からのエイズに係る報告及び通報、医師の健康診断の勧告及び命令
- ・検疫法に基づく事務
- 検疫等の措置、緊急の場合の上陸の許可
- ・温泉法に基づく事務
- 温泉の供用許可、施設への立入検査
- ・理容師法・美容師法及びクリーニング業法に基づく事務
- 届出、立入検査
- ・狂犬病予防法に基づく事務
- 犬の登録申請、予防注射の実施、犬の抑留施設の設置
- ・と畜場法に基づく事務
- と畜場の設置許可、検査の実施、施設の使用制限
- ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく事務
- 食鳥処理事業の許可、検査の実施
- ・地域保健法に関する事務
- 地域住民の健康保持、増進のための事業の実施
- ・医療法に基づく事務
- 診療所、助産所の開設許可、報告の徴収、立入検査
- ・児童福祉法に基づく事務
- 児童の健康相談、健康検査、育成医療給付
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務
- 特定建築物の設置等の届出、立入検査、報告、措置の勧告
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務
- 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可、立入検査
- ・浄化槽法に基づく事務
- 浄化槽設置等の届出、勧告及び変更命令
- 都市計画等に関する事務

- ・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可
- ・土地区画整理組合の設立の認可
- ・宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可
- ・屋外広告物の条例による設置制限  
環境保全行政に関する事務
- ・ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設の設置の届出
- ・騒音を規制する地域、規制基準の指定  
文教行政に関する事務
- ・都道府県費負担教職員の研修

— 特例市の処理する主な事務 —

都市計画等に関する事務

- ・都市計画の決定又は変更にあたっての土地の試掘等の許可等
- ・開発行為の許可等
- ・都市計画施設又は市街地開発事業の区域内における建築の許可
- ・都市計画事業の施行地区内における建築等の許可
- ・宅地造成工事規制区域の指定等、宅地造成工事許可等、規制区域内の所有者等への勧告、改善命令等
- ・拠点整備区域内における建築行為等の許可等
- ・被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可等
- ・市街地再開発促進区域内における建築の許可等
- ・市街地再開発事業の施行地区内における建築等の許可等
- ・土地区画整理事業の施行地区内の建築行為の許可、許可にあたっての施行者に対する意見聴取、原状回復命令、代執行
- ・土地区画整理促進区域及び住宅街区整備促進区域内における建築行為等の許可等
- ・住宅地区改良事業の改良地区内における建築等の許可等
- ・都市計画区域内における路外駐車場管理者からの届出、報告徴収、立入検査等及び駐車場管理者に対する是正命令

環境保全行政に関する事務

- ・騒音を規制する地域の指定、規制基準の設定、関係行政機関の長への協力要請等
- ・悪臭原因物の排出を規制する地域の指定、規制基準の設定、公示、周辺市町村長の意見聴取、関係行政機関の長への協力要請等
- ・振動を規制する地域の指定、規制基準の設定、関係行政機関の長への協力要請等
- ・特定施設の設置の届出等の受理、計画変更命令等、常時監視、公表、報告徴収、立入検査等
- ・汚水等排出施設を設置している工場に係る特定事業者が公害防止統括者を選任したとき等の届出の受理等
- その他
- ・計量法に基づく勧告、定期検査等

(参 考) 普通交付税における増加補正の状況

	費目	政令市移行	中核市移行	特例市移行	市制施行	摘要
経常	道路橋りょう費					国・道道管理分
	都市計画費					都市計画法関係事務等
	その他土木費					建築基準法関係事務等
	その他教育費					教職員研修事務等
	生活保護費					生活保護法関係事務
	社会福祉費					母子・寡婦福祉対策、知的障害者福祉事務等
	保健衛生費					保健所関係事務等
	高齢者保健福祉費					
	商工行政費					中小企業支援市・計量市
	その他諸費(面積)					河川管理事務
投資	社会福祉費					
	高齢者保健福祉費					
	その他諸費(人口)					
	その他諸費(面積)					

## 第1 基礎自治体のあり方

### 1 地方分権時代の基礎自治体の構築

#### （1）地方分権時代の基礎自治体

機関委任事務制度の廃止等により国と地方との役割分担を明確にした地方分権一括法の施行で、我が国における地方分権改革は確かな一歩を踏み出した。

今後の我が国における行政は、国と地方の役割分担に係る「補完性の原理」の考え方に基づき、「基礎自治体優先の原則」をこれまで以上に実現していくことが必要である。

このためには、今後の基礎自治体は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要であり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有するものとする必要がある。これを踏まえると、一般的には、基礎自治体の規模・能力はさらに充実強化することが望ましい。

基礎自治体に対しては引き続き国として積極的な事務や権限の移譲を進めるべきである。都道府県も、条例による事務処理の特例の活用等により、規模・能力に応じて事務や権限を移譲するなど、可能な限り基礎自治体が住民に身近な事務を処理することができるようにしていくべきであり、少なくとも、福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務については、原則として基礎自治体で処理できる体制を構築する必要がある。その結果、国民がこのような地方分権の担い手として十分な経営基盤を有する基礎自治体の住民となり、住民の自己実現を可能とするような豊かな地域社会を形成していくことができるようにすることが望ましい。

#### （2）住民自治の充実

地方分権改革が目指すべき分権型社会においては、地域において自己決定と自己責任の原則が実現されるという観点から、団体自治ばかりではなく、住民自治が重視されなければならない。

基礎自治体は、その自主性を高めるため一般的に規模が大きくなることから、後述する地域自治組織を設置することができる途を開くなどさまざまな方策を検討して住民自治の充実を図る必要がある。また、地域における住民サービスを担うのは行政のみではないということが重要な視点であり、住民や、重要なパートナーとしてのコミュニティ組織、NPOその他民間セクターとも協働し、相互に連携して

新しい公共空間を形成していくことを目指すべきである。

### 2 市町村をめぐる状況

#### （1）市町村の役割の変化

我が国の近代的な市町村制度は、明治初期に、地域の公共事務及び法令に基づく事務の処理のため、以前から存在していたいわゆる「自然村」を基盤として、「行政村」を編成したことに由来する。その後、小学校事務の処理等のため300戸から500戸を標準として「明治の大合併」が行われ、中学校事務の処理のため人口8千以上を標準として「昭和の大合併」が行われた。

今後、基礎自治体は、一層厳しさを増す環境、住民ニーズの多様化の中で、住民との協働の下に、質的にも高度化し、量的にも増大する事務を適切かつ効率的に処理することが求められている。

#### （2）市町村を取り巻く厳しい財政事情

近年我が国の財政は、税収が落ち込む中で、国・地方ともに巨額の債務残高を有するなど極めて厳しい状況にある。地方においても毎年巨額の財源不足を生じており、その借入金残高は平成15年度末で約199兆円にのぼると見込まれている。

このような状況を踏まえると、今後地方財政全般にわたり歳出の抑制が求められ、各地方公共団体は、コスト意識を持って事務・事業に取り組み、地域における郵便局との連携をはじめ、多様なサービスの提供方法の検討など、より一層効果的かつ効率的な行財政運営を行うことが必要となる。こうした観点から、市町村の規模等に対応して行われてきた各種の財政措置等についても見直しを図ることが避けられない状況にある。

#### （3）少子高齢化の進行

今後、国全体の人口が2006年をピークに減少する中で、全国的に高齢化がさらに進んだ地域社会が出現するものと見込まれる。また、このまま推移すると、2030年には人口5千未満の市町村が現在の約700団体から1,200団体近くに増加すると予想されている。

少子高齢化の進行への対応は、我が国の行政全般に関わる大きな課題であるが、特に小規模な市町村



に与える影響は深刻であり、これまでのような行財政基盤を維持できない状態に陥ることが予想される。これにより、地方自治法第1条の2第1項に規定する住民福祉の増進を図るといった基本的役割を担うことが困難となることを想定せざるを得ない。

#### (4) 市町村合併の位置づけ

このような状況の中で、今後の基礎自治体のあり方を展望すると、市町村の規模・能力の拡充を図る市町村合併を引き続き推進していくべきである。

現在全国の市町村の約半数において市町村の合併の特例に関する法律(以下「合併特例法」という。)に基づく法定協議会が設置されており、当調査会としても市町村合併に向けての関係者の真摯な努力に敬意を表するとともに、大きな期待を寄せている。昭和40年の制定以来、10年毎に延長されてきた合併特例法の期限は平成17年3月31日までとされており、それまでにできる限り成果があがるが必要である。特に住民に対して合併による新しいまちづくりの可能性等合併に関するさまざまな具体的な情報を提供することが必要であり、住民自身が地域の基本的な課題として合併について真剣に考えることが重要である。国及び都道府県としても、さらにさまざまな方策を展開し、自主的合併が進展するように取組を進めていくことが肝要である。

現在進められている市町村合併は、「昭和の大合併」後の生活圏や経済圏の拡大等をはじめとする経済社会の変貌、著しい少子高齢化の進行等の状況も踏まえつつ、地方分権改革により明らかにされた地域において包括的な役割を担うにふさわしい行財政基盤を有する基礎自治体を形成するために、市町村を再編成するものと位置づけることができる。

また、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の機能を維持するため、自治体経営の単位を再編成し、都市と農山漁村が共生する新しい基礎自治体を形成する動きともとらえることができる。

### 3 合併特例法期限到来後における分権の担い手としての基礎自治体

#### (1) 平成17年4月以降の合併推進の手法

現行の合併特例法の失効(平成17年3月31日)後は、新しい法律を制定し、一定期間さらに自主的な合併を促すこととする必要がある。この法律は、合併に関する障害を除去するための特例を中心に定め、現行法における合併特例債等のような財政支援措置はとらないこととすべきである。

なお、現行の合併特例法は延長しないことを前提に、平成17年3月31日までに関係市町村が当該市町村議会の議決を経て都道府県知事への合併の申請を終え、平成18年3月31日までに合併したものについては、合併特例法の規定を引き続き適用する旨

の経過規定を置くことが適当である。

新法においては、自主的な合併を推進するため、必要に応じて都道府県が市町村合併に関する審議会等の意見を踏まえて市町村合併に関する構想を策定することとすべきである。

上記の構想は、現行の合併特例法の下で合併に至らなかったが、基礎自治体の規模・能力の充実に図るため、なお合併を行うことが期待される市町村を対象とすべきである。具体的には、生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図るための合併、指定都市、中核市、特例市等を目指す合併、小規模な市町村に係る合併等がこの構想に定められるものとすべきである。

なお、都道府県が構想を策定するに当たっての小規模な市町村としては、おおむね人口1万未満を目安とすることとするが、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、現行合併特例法の下で合併を行った経緯についても考慮することが必要である。

都道府県知事は構想に基づき、合併協議会の設置や合併に関する勧告、合併に取り組む市町村間のさまざまな合意形成に関するあっせん等により自主的な合併を進めることとすべきである。

なお、現行の合併特例法においても、合併の是非を含め合併に関するさまざまな協議を行う場である合併協議会の設置について、一定の場合に市町村長の請求や有権者の6分の1以上の署名による請求によって住民投票を行うこととされている。このような場合と同様、都道府県知事が合併協議会の設置を勧告したとき、一定の場合には市町村長が合併協議会の設置について議会に付議するか、あるいは住民投票を行うこととする制度を設けることを検討する必要がある。

#### (2) 市町村合併に関連する多様な方策

合併後の基礎自治体における地域自治組織制度の活用

合併後、総じて規模が大きくなる基礎自治体内において住民自治を強化する観点や、住民に身近なところで住民に身近な事務を住民の意向を踏まえつつ効果的に処理するという観点から、基礎自治体の事務のうち地域共同的な事務等を処理するため、下記4(1)の地域自治組織(仮称。以下同じ。)の制度を活用することが考えられる。

なお、合併に際して地域自治組織を活用するときは、合併後の一定期間、下記4(2)の法人格を有する地域自治組織を旧市町村単位に設置することができる等の特例を設けることが適当である。

この制度を活用することにより、合併後の基礎自治体は、合併前の旧市町村のまとまりも活かした包括的な基礎自治体ともいふべき形態をとることが可能となる。併せて、地域自治組織に旧市町村の名称

を冠することによって、合併前の名称を残すことも可能となる。

市町村は、前述のとおり、その自主的な判断により、基礎自治体内の地域自治組織を設置できるとするが、都道府県知事も合併に際して、一定の場合に小規模な市町村等を対象として、その市町村を単位とする地域自治組織を設置することを勧告することができるものとすべきである。

#### 合併困難な市町村に対する特別の方策

ア 市町村合併については、地域の特性等を踏まえた上で推進していく必要があるが、例えば自らは他の市町村との合併を希望していてもさまざまな事情により合併協議が整わず、都道府県知事が上記の構想に位置づけて合併に関するあっせん等の調整を行ってもなお合併に至らないような事態が生じることがあり得る。

このような事態において、市町村が基礎自治体として必要な経営基盤を有しないという自らの判断により合併を求めた場合に、適正な住民サービス確保の観点から看過し得ないと認めるときは、都道府県が関わる手続によって市町村の合併を行う新たな仕組みを引き続き検討していく必要がある。

イ 合併に関する新たな法律の下でも当面合併に至ることが客観的に困難である市町村に対して、合併の進捗状況や市町村の具体的なニーズを踏まえ、基礎自治体のみによって構成される広域連合制度の充実等の広域連携の方策により対応することについて検討を進める必要がある。

ウ また、そのような状況にある市町村については、組織機構を簡素化した上で、法令による義務づけのない自治事務は一般的に処理するが、通常的基础自治体に法令上義務づけられた事務については窓口サービス等その一部のみを処理し、都道府県にそれ以外の事務の処理を義務づける特例的団体の制度の導入についても引き続き検討する必要がある。この場合において、都道府県は当該事務を自ら処理することとするほか、近隣的基础自治体に委託すること等も考えられる。

#### 4 基礎自治体における住民自治充実や行政と住民との協働推進のための新しい仕組み

##### (1) 地域自治組織の制度化

基礎自治体には、その事務を適切かつ効率的に処理するとともに、住民に身近なところで住民に身近な事務を住民の意向を踏まえつつ効果的に処理するという観点が重要である。

また、本格的な少子高齢社会が到来しつつある今日、安全で住みやすい快適な地域づくりに資する地

域のセーフティネットの構築が喫緊の課題となっている。このため、行政と住民が相互に連携し、ともに担い手となって地域の潜在力を十分に発揮する仕組みをつくっていくことも、これからの基礎自治体に求められる重要な機能のひとつである。

こうしたことから、基礎自治体内の一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として、地域自治組織を基礎自治体の判断によって設置できるとすべきである。

地域自治組織のタイプとしては、当調査会の「今後の地方自治制度のあり方について」の中間報告（平成15年4月30日）で示したように、a) 行政区的なタイプ（法人格を有しない。）とb) 特別地方公共団体とするタイプ（法人格を有する。）が考えられるが、一般制度としては、基礎自治体としての一体性を損なうことのないようにするという点にも配慮してa)行政区的なタイプを導入すべきである。ただし、市町村合併に際しては、合併前の旧市町村が果たしてきた役割を踏まえ、合併後の一定期間、従前のまともにも特に配慮すべき事情がある場合には、合併前の旧市町村単位にb) 特別地方公共団体とするタイプを設置できるとすることが適当である。

なお、地域の状況がさまざまであることから、法律で定める事項は最小限にとどめ、地域の自主性を尊重し、地域において活用しやすいものとなるような制度とする必要がある。

##### (2) 地域自治組織の仕組み

地域自治組織は、区域内に住所を有する者が当然にその構成員となるものとし、具体的な仕組みは以下のとおりとすることが考えられる。

##### 一般制度としての地域自治組織の仕組み

###### ア 基本的な機能と組織

一般制度としての地域自治組織は、住民に身近なところで住民に身近な基礎自治体の事務を処理する機能と住民の意向を反映させる機能、さらに行政と住民や地域の諸団体等が協働して担う地域づくりの場としての機能を有するものとし、基礎自治体の一部として事務を分掌するものとする。

地域自治組織の機関として、地域協議会（仮称。以下同じ。）及び地域自治組織の長を置くこととする。また、地域自治組織には事務所を置き、支所、出張所的な機能と地域協議会の庶務を処理する機能を担わせることとする。

なお、区域をはじめ各地域自治組織の基本的な事項は、基礎自治体の条例で定めることとするが、市町村合併に際して地域自治組織を設置する場合は、条例に代えて、あらかじめ合併協議によって定めることができることとする。

## イ 地域協議会

### (ア) 役割

地域協議会は、住民に基盤を置く機関として、住民及び地域に根ざした諸団体等の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整を行い、協働の活動の要となる。また、地域協議会は、地域自治組織の区域に係る基礎自治体の事務に関し、基礎自治体の長その他の機関及び地域自治組織の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項につき、それらの機関に建議することができることとする。

なお、基礎自治体の判断により、地域自治組織の区域に係る基礎自治体の予算、基本構想、重要な施設の設置及び廃止等一定の事項については、基礎自治体の長に必ず地域協議会の意見を聴くよう求めることが考えられる。

### (イ) 構成員の選任等

地域協議会の構成員は、基礎自治体の長が選任する。

(ア)で述べた地域協議会の役割から、構成員の選任に当たっては、自治会、町内会、PTA、各種団体等地域を基盤とする多様な団体から推薦を受けた者や公募による住民の中から選ぶこととするなど、地域の意見が適切に反映される構成となるよう配慮する必要がある。

なお、地域協議会は、住民の主体的な参加を期待するものであることから、その構成員は、原則として無報酬とする。

## ウ 地域自治組織の長

### (ア) 役割

地域自治組織の長は、地域自治組織を代表し、地域協議会との緊密な連携の下、地域協議会によりとりまとめられた地域の意見を踏まえ、地域の実情にに応じたきめ細かな事業・施策を実施する役割を担うものとする。

### (イ) 選任

地域自治組織の長は、基礎自治体の長が選任する。

## エ 財源

地域自治組織が、地域協議会の意見を尊重しつつ必要な事業が実施できるよう、必要な予算を確保するなど、基礎自治体において地域自治組織の財源について所要の措置を講じることが期待される。

合併に際して設置される地域自治組織（法人格を有する。）の仕組み

市町村合併に際しても、の一般制度としての地域自治組織を設置することはできるが、合併後の一定期間、合併前の旧市町村のまとまりにも特に配慮すべき事情がある場合は、特別地方公共団体である地域自治組織（法人格を有する。）を設置できることとすることが適当である。

このタイプの地域自治組織についても、の地域自治組織と同様の役割が期待されるところであり、その組織についても、と同様、地域協議会と地域自治組織の長を置くほか、事務所を置くこととする。

との相違点を中心とした制度の仕組みは以下のとおりである。

### ア 設置

合併協議により規約を定め、合併後の一定期間、合併前の旧市町村単位に設けることができることとする。

なお、法人格を有することから、設置に当たって都道府県知事が認可等所要の関与を行う必要がある。

### イ 事務の考え方

地域自治組織は、法令により処理が義務づけられていない基礎自治体の事務のうち、その地域自治組織の区域に係る地域共同的な事務であって規約で定めるものを自らの事務として処理する。

また、地域自治組織の機関が基礎自治体の補助機関の地位を兼ねることなどにより、法令により基礎自治体が処理することが義務づけられている事務を地域自治組織において処理することもできるものとする。

### ウ 組織等

地域協議会は、地域自治組織の予算等を決定するほか、必要と認める事項につき基礎自治体の長その他の機関に建議することができることとする。

地域協議会の構成員の選出方法は、地域の自主性を尊重する観点から、規約で定めることとする。なお、構成員は、と同様、原則として無報酬とする。

地域自治組織の長は、基礎自治体の長が選任するものとする。

地域自治組織の事務局の職員は、基礎自治体からの派遣又は兼務を原則とし、必要な場合には、臨時の職員を採用できることとする。

### エ 財源

基礎自治体の事務の一部を処理するための財源は、基礎自治体からの移転財源によることとし、基礎自治体は地域自治組織の円滑な事務運営のための財源を確保するよう配慮するものとする。

課税権と地方債の発行権限は有しないこととし、地方交付税の交付対象団体ともしないこととする。

なお、地域自治組織が上記の移転財源による財源見合いの事務以外の事務を実施することを認める場合には、何らかの住民の負担によることができることとすることを検討する必要がある。

### 指定都市への適用について

指定都市については、行政区その他の一定の区域（出張所単位等）をもって地域自治組織を設置することができることとする。

## 1 これまでの地方分権と市町村合併

・地方分権推進委員会における地方分権改革の議論は、当初、分権の受け皿となる都道府県と市町村の二層制の枠組みには手を着けないことを前提としていた。国からの権限移譲等を進めるに当たっては、当面、都道府県により重点を置いて進めることとし、そのうえで市町村への移譲を進めるという考え方があった。

・しかしながら、具体的な地方分権を進めていく中で、各方面から、基礎的自治体への権限移譲等を推進するとともに、これを実現するためには、規模・能力を備えた基礎的自治体の体制整備が必要であるということが言われるようになった。これを踏まえて、地方分権推進委員会の第2次勧告や第25次地方制度調査会の答申が行われ、合併特例法が強化されることとなったものである。平成11年8月以降は、この枠組みのもとで自主的な市町村合併が強力に推進されている。

・平成17年3月の合併特例法の期限までにできるかぎり、自主的な合併が多数行われることが必要である。これに向けて、現在、関係者の真摯な努力が行われており、これに大きな期待を寄せている。市町村の自主的な合併の進捗状況を踏まえ、平成17年4月以降の基礎的自治体のあり方について検討していく必要がある。

## 2 地方分権時代の基礎的自治体に求められるもの

### (1) 充実した自治体経営基盤

・機関委任事務の廃止及び関与のルールの設定等により国と地方の役割分担を明確にすることを眼目とした先の地方分権一括法の施行により、わが国における地方分権改革は確かな一歩を踏み出した。

・これを踏まえて今後は、地方分権改革を新しい段階に進め、国と地方の税財源の見直しを行うとともに、「自己決定・自己責任」という地方分権の理念を現実のものとして実行できる基礎的自治体が求められている。これからの基礎的自治体は、今まで以上に「基礎的自治体優先の原則」や国と地方の関係における「補完性の原理」を実現できるものでなければならない。今後のわが国における行政サービスの提供のあり方はこれを前提として考えていく必要がある。

・今後の基礎的自治体は、住民に最も身近な団体として、都道府県に極力依存することのないものとする必要がある。基礎的自治体は、地域の総合的な行政主体として、福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務を自立的に担っていくことができるようにする必要がある。

・ますます高度化する様々な行政事務を的確に処理していくためには、専門的な職種を含む程度の規模の職員集団を有するとともに、分担する事務の処理に十分な権限とこれを支えるに足る財政基盤を有するものとする必要がある。

・このような基礎的自治体の存在を前提として、都道府県は、広域の自治体として広域にわたる事務に重点を置いて責任を果たしていくこととし、基礎的自治体に関しては連絡調整事務を主にを行い、いわゆる補完行政的な事務については必要最小限のものとしていくことが理想である。

基礎的自治体が極力都道府県に依存せず、住民に対するサービスを自己財源により充実させていくためには、基礎的自治体の規模はさらに大きくなることが望ましい。このような規模能力の大きな基礎的自治体には、これに応じた事務や権限を可能な限り移譲していくべきである。少なくとも、福祉や教育、まちづくりに関する事務をはじめ市が現在処理している程度の事務については、原則としてすべての基礎的自治体で処理できるような体制を構築する必要がある。

・今後想定される改革もこのような基礎的自治体が安定的に財政を運営できるようにすることを基本として制度の構築が図られるべきである。第2次地方分権改革において新しい基礎的自治体をこのような事務権限と財政基盤の双方を有するものとするにより、これを今後の地方分権の主たる担い手として位置付けていくことが可能となる。

今後、わが国において地方分権の実を挙げ、第2次地方分権改革の道筋を確かなものとしていくためには、原則として国土の大半がこのような地方分権の担い手となる基礎的自治体の区域に区分されることが望ましいものとする。

・地方自治法によれば、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」(第2条第14項)、「常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図

らなければならない」(同条第15項)。このように、地方自治体においては、常にコスト意識を持って様々な行政事務に取り組んでいかなければならない。

国・地方を通じる財政の著しい悪化など地方行政を取り巻く情勢が大きく変化している中であって、基礎的自治体においても、さらに一層効率的な行財政運営が求められている。

・これまでの市町村の歴史を振り返ると、明治以来、わが国の市町村は、国の法令に基づく事務を処理するために、「自然村」を統合した「行政村」として設置されてきた。今後の地方分権時代の基礎的自治体においては、権限移譲等に伴い「行政村」として期待される役割が一層増大することが想定される。

わが国の市町村は、明治初期に、戸籍事務を処理するために設置された団体をその原型としている。以後、小学校事務の処理を目的に300戸から500戸を標準として「明治の大合併」が行われ、中学校事務の処理を目的に人口8000人を標準として「昭和の大合併」が行われたものと概括することができる。

現在行われている市町村合併は、国全体の人口が減少していく時期が目前に迫っているという背景の中で(厚生労働省の人口推計によれば、平成18年をピークとして、人口が減少する見込み)、分権の担い手にふさわしい行財政基盤を有するとともに地域の総合的な行政主体としての性格を有する基礎的自治体を形成するために、経営単位の再編成を行おうとしているものと位置付けることができる。また、同時にこれは、昭和の大合併以降、拡大してきた住民の生活圏や経済圏を基礎として、時代の要請にふさわしい区域を有する基礎的自治体に再編成しようとする動きでもある。

・これにより、充実した自治体経営基盤をもち、住民、コミュニティ組織やNPO等と協働し、新しい公共空間を形成する基礎的自治体を創ることが可能となる。基礎的自治体が電子自治体や男女共同参画社会の形成などこれからの基礎的自治体に求められる新しい役割を真に果たすことができるものとなることを期待する。

(2) 基礎的自治体における自治組織(住民自治の強化の観点から)

・基礎的自治体には、このような自治体経営の観点と並んで住民自治の観点が重要であることは言うまでもない。この点については、一般的に基礎的自治体が規模拡大することを踏まえて、基礎的自治体内部における住民自治を確保する方策として内部団体(法人格を持つものとするかどうかについては要検討)としての性格を持つ自治組織を基礎的自治体の

判断で必要に応じて設置することができるような途を開くことを検討する必要がある。

・特に、市町村合併によって形成された新しい基礎的自治体においては、旧市町村単位に創設される自治組織について検討を進める必要がある。

これについては、現行の合併特例法における地域の意見を反映させる仕組みである地域審議会の制度に加え、新たな制度を検討する必要がある。

・このような自治組織の制度を創設することにより、基礎的自治体を自治体経営の単位と構成しつつ、当該地域の住民が自らの発意と負担で地域を主体的に運営していくことができるのではないかと。このような自治組織についても、住民や様々なコミュニティ組織、NPO等と協働できるものとしていく必要がある。

(3) 分権の担い手にふさわしい規模の基礎的自治体に再編されなかった地域

・上記(1)のような基礎的自治体を形成していくためには、先に述べたように市町村合併を関係者の真摯な努力によって推進していくべきである。

しかしながら、平成17年3月の合併特例法の期限までに、目指すべき規模の基礎的自治体に再編成されなかった地域が残る可能性もあり、これをどのように取り扱うかということが問題となる。

・このような地域については、後述するように、まず、平成17年4月以降、一定の期間、現行の合併特例法と異なる手法によってさらに強力に市町村合併を推進し、目指すべき基礎的自治体への再編成を図るべきである。

その後、それでも再編成されなかった地域については、例外的な取扱いを考える必要がある。

・具体的には、現在、市町村に対して法令で義務付けられている事務の全部又は一部を目指すべき規模の基礎的自治体に再編成されなかった団体、すなわち小規模な団体、には義務付けないこととし、別の行政主体に当該事務を義務付けることを検討するという選択肢が考えられる。

これにより、法令による事務の義務付けのほとんどすべてから解放された団体については、当該区域の住民の選択と負担により自治を運営する途を開くという選択肢もあるのではないかと。

・現在、中山間地域は、森林の水源涵養機能や食糧自給の機能等の重要な役割を果たしている。しかしながら、上記のような小規模な団体に、このような地域を支え維持する役割を単独で担うことを求め続けることは、団体の現況や今後の少子高齢化の動向を踏まえれば、現実的な選択とは言い難いのではな

いか。むしろ、都道府県や再編された上記(1)のような基礎的自治体にこの役割を果たすよう事務配分することの方が現実的ではないか。

### 3 今後の目指すべき基礎的自治体の具体的イメージ

・以上のような議論を踏まえると、今後の基礎的自治体のあるべき姿として、自治体経営の観点から、一定の規模・能力が必要である。これを、例えば、現在の市が処理している事務を処理できる程度のものとしてはどうか。

・人口については、市並みの事務を処理し権限を行使することを目指し、例えば人口 未満の団体を解消することを目標とすべきではないか。後述するように、これを実現する方策として、いくつかの選択肢がありうるのではないかと(下記4参照)。

なお、人口要件の他に考慮すべき要素があるかどうかについては、検討する必要があるのではないかと。

・仮にこのような方向で、基礎的自治体の再編成が進むとすれば、現行の市町村の要件についても見直しを検討する必要があるのではないかと。

### 4 合併特例法期限後の基礎的自治体の再編成のあり方

・上記3を前提とするならば、現行の合併特例法期限後の基礎的自治体の再編成については、次のような進め方を検討すべきではないかと。

#### (1) さらなる合併の強力な推進

・平成17年4月以降も分権の担い手にふさわしい規模能力を有する基礎的自治体が国土の大半をできる限りカバーすることができるような体制を目指すこととする。

このため、現行の合併特例法の失効後は、同法と異なる発想の下に、一定期間さらに強力に合併を推進することとする。具体的には、合併によって解消すべき市町村の人口規模(例えば人口 )を法律上明示し、都道府県や国が当該人口規模未満の市町村の解消を目指して財政支援策によらず合併を推進する方策をとるものとする。

#### (2) 一定期間経過後のあり方

・上記(1)の期間が経過した後、それでも合併に至らなかった一定の人口規模未満の団体について、下記アにより対応する案、下記イにより対応する案、又は下記ア、イ両方により対応する案などを検討する必要があるのではないかと。

なお、合併特例法期限内に合併した市町村で、合

併後人口が上記の一定規模に満たない市町村に対しては、一定期間、このような対応を猶予する措置が必要である。

#### ア 事務配分特例方式

・一定の人口規模未満の団体について、これまでの町村制度とは異なる特例的な制度を創設することとする。

・例えば人口 未満の団体は、申請により下記のような団体に移行することができるものとする。

さらに、例えば人口 未満のうち人口 未満の団体は、これに移行するか、他の団体と合併するかを一定期日までに選択しなければならないものとする。

・この団体は、法令による義務付けのない自治事務を一般的に処理するほか、窓口サービス等通常の基礎的自治体に法令上義務付けられた事務の一部を処理するものとする。通常の基礎的自治体に義務付けられた事務のうち当該団体に義務付けられなかった事務については、都道府県に当該事務の処理を義務付けるものとする。これにより、都道府県はいわば垂直補完をすることとなる。

・都道府県は当該事務を処理する責任を有するが、その事務を近隣の基礎的自治体に委託するか、広域連合により処理するか、直轄で処理するかを選択するものとする。

・組織や職員等については、事務の軽減に伴い、極力簡素化を図ることとする。例えば、長と議会(又は町村総会)を置くものとするが、議員は原則として無給とすることなどを検討する。また、助役、収入役、教育委員会、農業委員会などは置かないことを検討する。

#### イ 内部団体移行方式(包括的団体移行方式)

・例えば人口××未満の団体は、他の基礎的自治体への編入によりいわば水平補完されることとする。名称は、旧町村のままとすることも可能とし、一定期日までにこの編入先の基礎的自治体の内部団体に移行するものとする。編入先の選択については、当該市町村の意見を聴いて、都道府県知事が当該都道府県議会の議決を経て決定する。

この結果、編入先の基礎的自治体は、複数の旧市町村を包括した連合的な団体となる。

・当該内部団体の事務については、原則として法令による義務付けをなくし、その属する基礎的自治体の条例により定めることとする。

・当該内部団体の組織については、大幅に簡素化し、その属する基礎的自治体の条例により定めることとする。

・当該内部団体の財源については、その属する基礎的自治体からの移転財源を除き、当該内部団体に属する住民の負担によって運営することとする。

### (3) 旧市町村単位の自治組織

・上記(1)において、合併市町村の内部組織として旧市町村単位の自治組織を設置する場合には、当該自治組織のあり方によっては、旧市町村が連合して新しい都市を形成するいわば連合都市の形態をとることとなる。

・上記(2)アのうち、一定の人口規模未満の団体が合併を選択した場合において、旧市町村単位の自治組織を設置するときにも、上記(1)と同様、当該自治組織のあり方によっては、いわば連合都市の形態をとることとなる。

・上記(2)イの一定の人口規模未満の団体が他の基礎的自治体に編入される場合には、当該団体の意思に関わらず当然に他の基礎的自治体に編入されることとなるため、法人格を有する内部団体として位置付けることが適当ではないか。

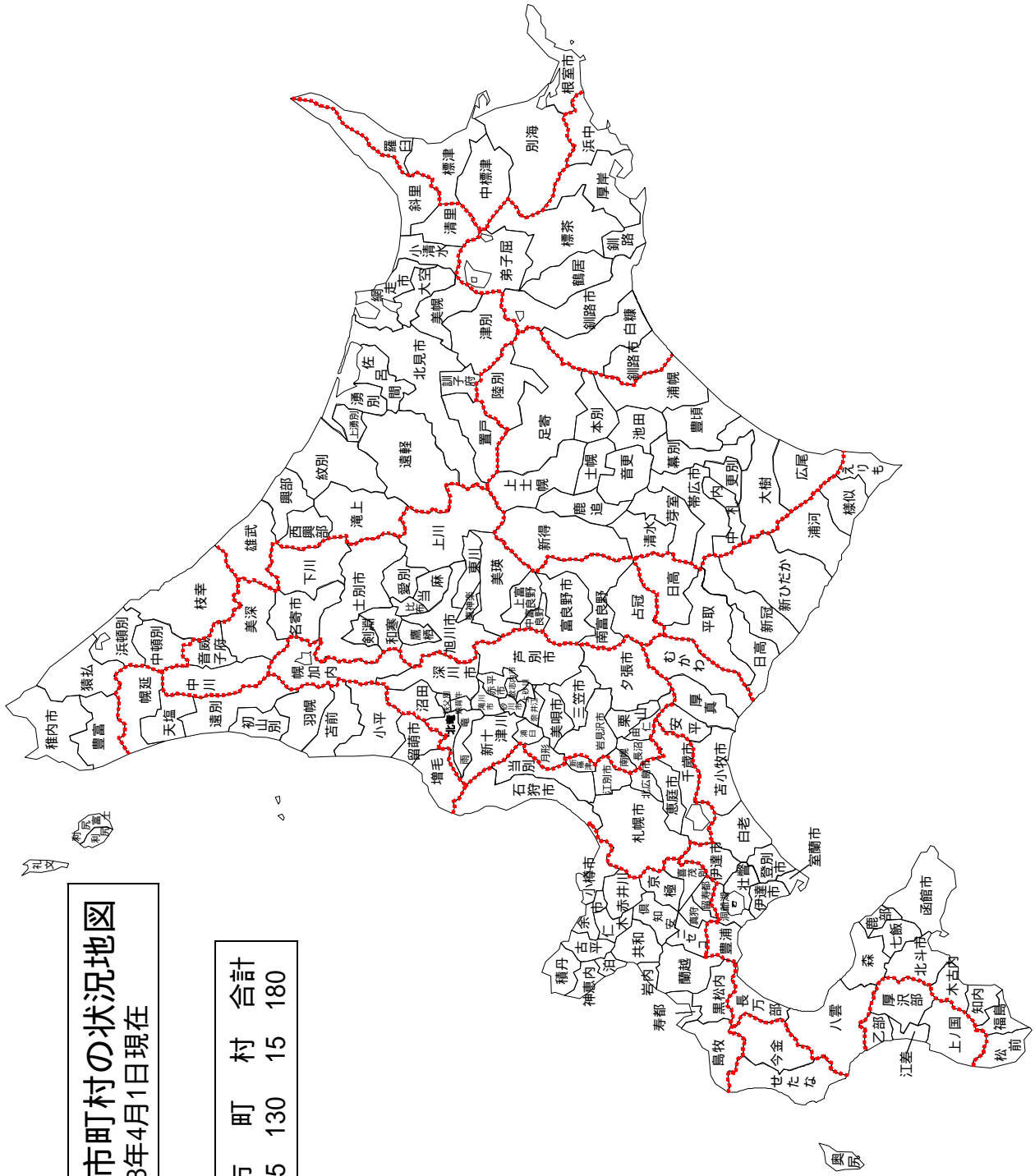
・上記(1)及び(2)アの合併市町村内の団体が法人格を有するかどうかについては、検討を要する。

・この組織は、その属する基礎的自治体の条例により、処理する事務や組織を定めることを基本とし、その属する基礎的自治体からの移転財源を除き、当該内部団体に属する住民の負担によって運営することとする。



道内市町村の状況地図  
平成18年4月1日現在

市	35	町	130	村	15	合計	180
---	----	---	-----	---	----	----	-----





道内における昭和29年以降の合併の状況

合併年月日	新市町村名 (現在名)	合併関係市町村名	合併形態
S29.7.1	松前町	松前町、大島村、小島村、大沢村	新設
	紋別市	紋別町、渚滑村、上渚滑村	新設
	士別市	士別町、温根別村、上士別村、多寄村	新設
S29.8.1	名寄町 (名寄市)	名寄町、知恵文村	新設
S30.1.1	釧路村 (釧路町)	釧路村、昆布森村	新設
	福島町	福島町、吉岡村	新設
S30.1.15	三和村 (黒松内町)	黒松内村、熱郭村、樽岸村 (中の川地区)	新設
	寿都町	寿都町、歌棄村、磯谷村、樽岸村(除く中の川地区)	新設
S30.2.1	稚内市	稚内市、宗谷村	編入
S30.2.11	江差町	江差町、泊村	新設
S30.3.1	札幌市	札幌市、札幌村、篠路村、琴似町	編入
S30.4.1	上磯町	上磯町、茂別村	編入
	足寄町	西足寄町、足寄村	新設
	旭川市	旭川市、神居村、江丹別村	編入
	共和村 (共和町)	前田村、小沢村、発足村	新設
	浦幌町	浦幌町、大津村(東部地区)	編入
	豊頃村 (豊頃町)	豊頃村、大津村(中部地区)	編入
	大樹町	大樹町、大津村(西部地区)	編入
	厚岸町	厚岸町、太田村(本村地区)	編入
	標茶町	標茶町、太田村(茶安別地区)	編入
	羽幌町	羽幌町、天売村	編入
	岩内町	岩内町、島野村	新設
	北檜山町	東瀬棚町、太檜村	新設
S30.7.20	大成村 (大成町)	久遠村、貝取潤村	新設
S31.9.15	利尻町	杓形町、仙法志村	新設
S31.9.20	礼文村 (礼文町)	香深村、船泊村	新設
S31.9.30	北見市	北見市、相内村	編入
	清水町	清水町、御影村	編入
	佐呂間町	佐呂間町、若佐村	新設
	浦河町	浦河町、荻伏村	編入
	東利尻村 (利尻富士町)	鬼脇村、鴛泊村	新設
	小平村 (小平町)	小平村、鬼鹿村	編入
	島牧村	東島牧村、西島牧村	新設
	積丹町	美国町、入舸村、余別村	新設
富良野町 (富良野市)	富良野町、東山村	新設	
S32.4.1	帯広市	帯広市、川西村、大正村	編入
	八雲町	八雲町、落部村	編入
S32.8.1	根室市	根室町、和田村	新設

合併年月日	新市町村名 (現在名)	合併関係市町村名	合併形態
S33.4.1	小樽市	小樽市、塩谷村	編入
S32.4.1	根室市	根室市、歯舞村	編入
	羽幌町	羽幌町、焼尻村	編入
S34.5.1	南茅部町	白尻村、尾札部村	新設
S36.4.1	旭川市	旭川市、永山町	編入
S36.5.1	札幌市	札幌市、豊平町	編入
S38.5.1	深川市	深川町、一巳村、音江村、納内村	新設
S38.8.15	旭川市	旭川市、東旭川町	編入
S41.5.1	富良野市	富良野町、山部町	新設
S41.12.1	函館市	函館市、銭亀沢村	編入
S42.3.1	札幌市	札幌市、手稲町	編入
S43.3.1	旭川市	旭川市、神楽町	編入
S45.4.1	深川市	深川市、多度志町	編入
S46.3.2	旭川市	旭川市、東鷹栖町	編入
S46.4.1	滝川市	滝川市、江部乙町	新設
S48.12.1	函館市	函館市、亀田市	編入
H16.12.1	函館市	函館市、戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町	編入
H17.4.1	森町	森町、砂原町	新設
H17.9.1	せたな町	大成町、瀬棚町、北檜山町	新設
H17.9.1	士別市	士別市、朝日町	新設
H17.10.1	遠軽町	生田原町、遠軽町、丸瀬布町、白滝村	新設
H17.10.1	石狩市	石狩市、厚田村、浜益村	編入
H17.10.1	八雲町	八雲町、熊石町	新設
H17.10.11	釧路市	釧路市、阿寒町、音別町	新設
H18.2.1	北斗市	上磯町、大野町	新設
H18.2.6	幕別町	幕別町、忠類村	編入
H18.3.1	伊達市	伊達市、大滝村	編入
	日高町	日高町、門別町	新設
H18.3.5	北見市	北見市、端野町、常呂町、留辺蘂町	新設
H18.3.20	枝幸町	枝幸町、歌登町	新設
H18.3.27	岩見沢市	岩見沢市、北村、栗沢町	編入
	名寄市	名寄市、風連町	新設
	安平町	早来町、追分町	新設
	むかわ町	鶴川町、穂別町	新設
	洞爺湖町	虻田町、洞爺村	新設
	H18.3.31	大空町	東藻琴村、女満別町
	新ひだか町	静内町、三石町	新設

### 旧合併特例法下における市町村合併の状況

合併協定書の調印年月日	知事への申請年月日	合併年月日	合併の方式	新市町村の名称	合併関係市町村名	関係市町村数	面積 (Km <sup>2</sup> )	人口 (人)	人口密度
16. 4.23	16. 7. 7	16.12. 1	編入	函館市	函館市、戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町	5	678	305,311	450.3
16.10.30	16.11. 2	17. 4. 1	新設	森町	森町、砂原町	2	368	20,233	55.0
17. 1.21	17. 2.4	17. 9. 1	新設	士別市	士別市、朝日町	2	1,119	24,991	22.3
16.12. 7	17. 1.17	17. 9. 1	新設	せたな町	大成町、瀬棚町、北檜山町	3	639	11,842	18.5
16.11.19	16.12.27	17.10. 1	新設	遠軽町	生田原町、遠軽町、丸瀬布町、白滝村	4	1,332	24,844	18.7
17.1.27	17. 2.23	17.10. 1	編入	石狩市	石狩市、厚田村、浜益村	3	722	59,734	82.7
17.2.25	17. 3.24	17.10. 1	新設	八雲町	熊石町、八雲町	2	956	21,438	22.4
17.3.3	17. 3.23	17.10.11	新設	釧路市	釧路市、阿寒町、音別町	3	1,362	201,566	148.0
17.2.28	17. 3.15	18. 2. 1	新設	北斗市	上磯町、大野町	2	397	46,804	117.9
17.2.25	17. 3.15	18. 2. 6	編入	幕別町	幕別町、忠類村	2	478	26,080	54.6
17.2.18	17. 3.24	18. 3. 1	編入	伊達市	伊達市、大滝村	2	444	37,139	83.6
17.3.22	17. 3.25	18. 3. 1	新設	日高町	日高町、門別町	2	993	15,783	15.9
17.2.27	17. 3.22	18. 3. 5	新設	北見市	北見市、端野町、常呂町、留辺蘂町	4	1,428	132,125	92.5
16.12.14	17. 1.21	18. 3.20	新設	枝幸町	枝幸町、歌登町	2	1,116	10,509	9.4
17. 2.25	17. 3.22	18. 3.27	編入	岩見沢市	岩見沢市、北村、栗沢町	3	481	96,302	200.2
17. 3.23	17. 3.30	18. 3.27	新設	むかわ町	鷲川町、穂別町	2	713	11,197	15.7
17. 2.28	17. 3. 28	18. 3.27	新設	名寄市	風連町、名寄市	2	535	33,328	62.3
17. 2.28	17. 3.28	18. 3.27	新設	安平町	早来町、追分町	2	237	9,438	39.8
17. 3.28	17. 3.30	18. 3.27	新設	洞爺湖町	虻田町、洞爺村	2	181	10,622	58.7
17. 3. 5	17. 3.23	18. 3.31	新設	大空町	女満別町、東藻琴村	2	344	8,946	26.0
17. 3.22	17. 3.29	18. 3.31	新設	新ひだか町	静内町、三石町	2	1,148	28,438	24.8
合計					21地域	53			

人口は平成12年国勢調査人口

## 旧合併特例法下における合併協議会の解散状況

設置年月日	解散年月日	名称（団体名）	団体数	面積 (Km <sup>2</sup> )	人口 (人)	人口 密度
16. 1.26	16. 7.31	檜山南部4町合併協議会 (乙部町、江差町、厚沢部町、上ノ国町、奥尻町がオブザーバー参加)	4	1,280	28,359	22.2
16. 1. 1	16. 9.30	中空知地域合併協議会 (赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、上砂川町、浦臼町)	6	521	97,441	187.0
15. 9.22	16. 9.30	七飯町・鹿部町合併協議会	2	327	33,261	101.7
16. 6.24	16.11.30	留萌中部3町村合併協議会(苫前町、羽幌町、初山別村)	3	1,206	15,773	13.1
15. 9. 1	16.12.31	蘭越町・ニセコ町・真狩村・喜茂別町・倶知安町合併協議会	5	1,212	32,331	26.7
16. 4.16	17. 1.14	松前町・福島町合併協議会	2	480	17,903	37.3
16. 4.23	17. 1.31	帯広市・中札内村合併協議会	2	912	177,146	194.2
16. 6.21	17. 1.31	長万部町・黒松内町合併協議会	2	656	11,640	17.7
16. 3.28	17. 2.28	天北三町村合併協議会(猿払村、浜頓別町、中頓別町)	3	1,390	10,455	7.5
16. 7. 1	17. 2.28	留萌南部三市町合併協議会(留萌市、増毛町、小平町)	3	1,294	39,058	30.2
16. 9. 7	17. 2.28	東十勝2町合併協議会(豊頃町、浦幌町)	2	1,266	11,010	8.7
16. 9.29	17. 3.25	置戸・訓子府合併協議会(置戸町、訓子府町)	2	718	10,427	14.5
15.12.8	17.3.31	佐呂間町・上湧別町・湧別町合併協議会	3	911	18,089	19.9
15.12.26	17.3.31	中標津町・羅臼町合併協議会	2	1,083	30,135	27.8
16.1.21	17.3.31	剣淵町・和寒町合併協議会	2	356	8,868	24.9
16.2.9	17.3.31	南空知3町合併協議会(南幌町、由仁町、栗山町)	3	419	31,549	75.3
16.5.10	17.3.31	南富良野町・占冠村合併協議会	2	1,237	5,109	4.1
16.6.1	17.3.31	北空知1市4町合併協議会 (深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、幌加内町)	5	1,551	39,858	25.7
計		18地域	53			

構成市町村の離脱により解散した協議会で、合併に至った地域の協議会は除いている。  
人口は平成12年国勢調査人口

# 旧合併特例法下の合併協議に関するアンケート調査結果

## 調査の概要

### 1 調査目的

旧合併特例法の下での道内市町村の合併協議の実情を把握・検証し、合併構想の策定に当たって参考とする。

### 2 調査の概要

道内の市町村に対し、合併協議会への参加もしくは不参加の理由や、参加した協議会の協議の状況、解散(離脱)の理由などについて、アンケート方式により調査を実施する。また、道が策定する「自主的な市町村の合併推進構想」に対して、希望することや意見などを集約する。

### 3 調査対象

道内全市町村(207市町村)

### 4 調査時期・調査方法

平成17年6月中旬から下旬にかけて、文書により全市町村に照会

### 5 調査項目

#### (1) 共通事項

協議会の参加の有無等

合併構想への要望事項

#### (2) 協議会に参加しなかった市町村

不参加の理由

#### (3) 任意協議会の構成市町村

任意協議会に参加した理由

法定協議会に移行しなかった理由

#### (4) 法定協議会の構成市町村

法定協議会に参加した理由

脱退した市町村の脱退の理由

協議会解散の理由

### 6 回答状況

本調査は、平成17年6月末までに207市町村の全てから回答を得ているが、上記調査項目の(4)協議会解散の理由を未回答とする市町村が1団体あった。

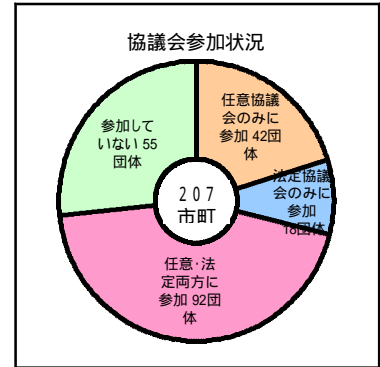
旧合併特例法下での合併協議に関するアンケート調査の要旨

合併協議会への参加状況

1 参加市町村数

旧合併特例法の下で、任意協議会に参加した市町村は 134 市町村 (64.7%)、法定協議会に参加した市町村は 110 市町村 (53.1%) となっています。このうち、任意協議会と法定協議会の何れにも参加した市町村は、92 市町村 (44.4%) となっています。

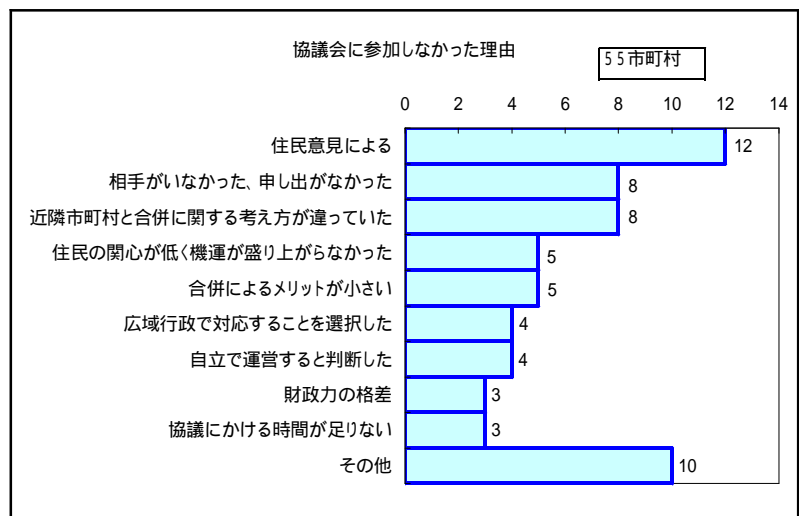
また、任意協議会と法定協議会の何れにも参加しなかった市町村は、55 市町村 (26.6%) となっています。



2 協議会に参加しなかった理由

(自由記載・複数回答)

合併協議会に参加しなかった 55 市町村から、不参加の理由を自由に記載してもらったところ、「住民の意見による」が 12 市町村 (21.8%) で最も多く、次いで、「協議する相手がいなかった、申し出がなかった」が 8 市町村 (14.5%)、「近隣市町村と合併に関する考え方が違っていた」が 8 市町村 (14.5%) などとなっています。



任意協議会の状況

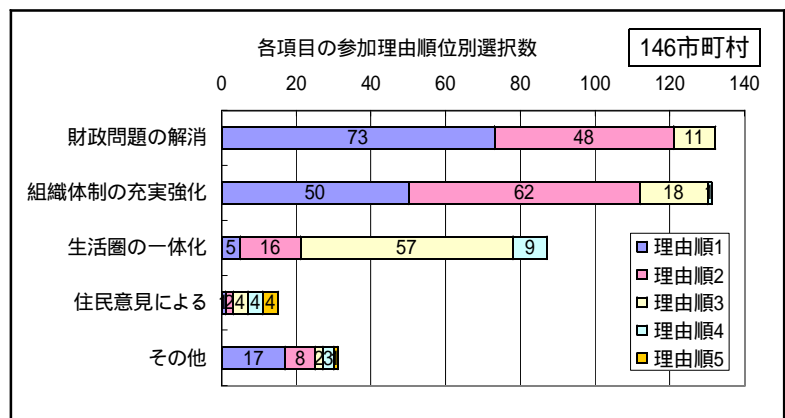
任意協議会に参加した 134 市町村のうち、複数の協議会に参加していた 12 市町村からは、参加した協議会ごとに回答を得ていますので、アンケートの回答総数は、延べ 146 市町村として集計しています。

1 任意協議会への参加理由

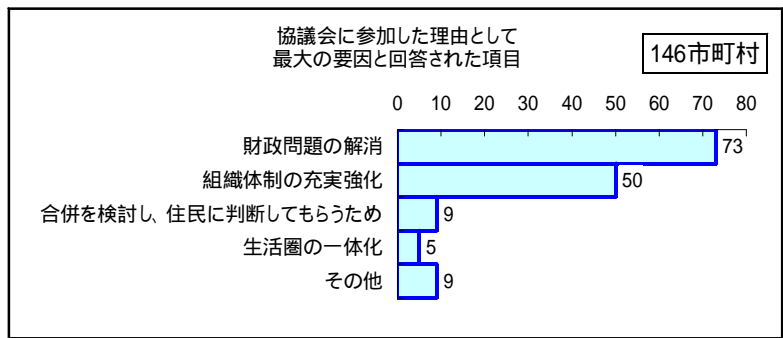
(複数回答)

任意協議会に参加した理由は、「将来的な財政問題の解消」を回答に含めた市町村が最も多く、132 市町村 (90.4%) となっています。

次に、「分権時代にふさわしい組織体制の充実・強化」が 131 市町村 (89.7%)、「生活圏の一体化への対応」が 87 市町村 (59.6%)、「住民からの要請」が 14 市町村 (9.6%) となっています。

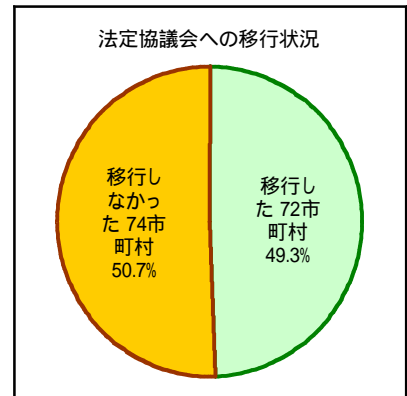


なお、協議会に参加した理由のうち、最大の要因として回答された理由は、「将来的な財政問題の解消」が 73 市町村 ( 50.0%)、「分権時代にふさわしい組織体制の充実・強化」が 50 市町村 ( 34.2%)となっています。



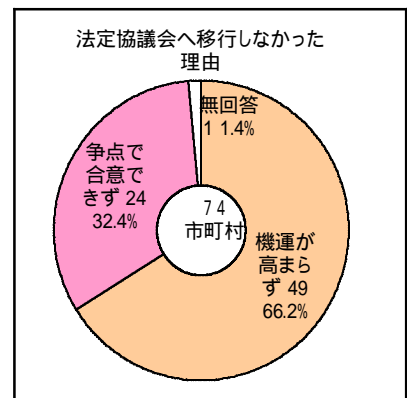
## 2 任意協議会における協議状況

任意協議会に参加した延べ 146 市町村のうち、72 市町村 ( 49.3%) は法定協議会に移行していますが、残り 74 市町村 ( 50.7%) は移行していません。



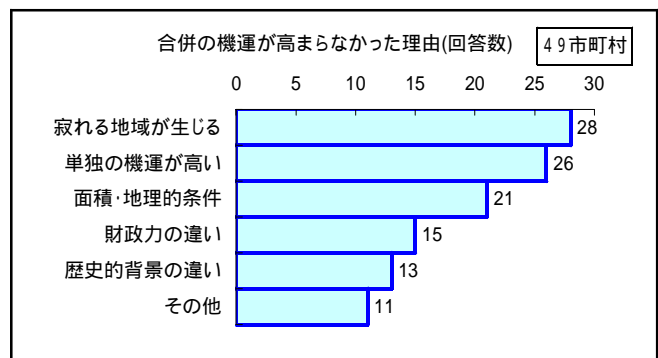
## 3 法定協議会へ移行しなかった理由(二者選択)

74 市町村の法定協議会へ移行しなかった理由は、「基本的な議論はしたが、合併の機運が高まらなかった」が 49 市町村 ( 66.2%)、「機運は高まったが、何点かの争点で合意に達しなかった」が 24 市町村 ( 32.4%)、無回答が 1 市町村 ( 1.4%)となっています。



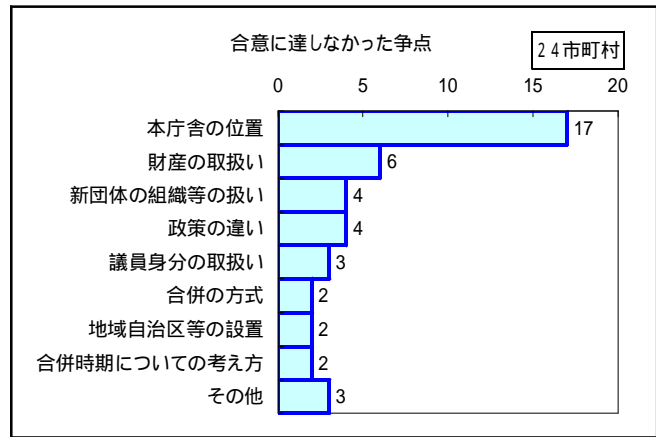
## 4 合併の機運が高まらなかった理由(複数回答)

「基本的な議論はしたが、合併の機運が高まらなかった」と回答した 49 市町村が挙げた具体的な理由では、「寂れる地域が生じるという懸念が強かった」が 28 市町村 ( 57.1%)で最も多く、次いで「当面、単独を目指す機運が高かった」が 26 市町村 ( 53.1%)、「面積や地理的条件」が 21 市町村 ( 42.9%)、「構成市町村間の財政力の違い」が 15 市町村 ( 30.6%)、「歴史的な背景の違い」が 13 市町村 ( 26.5%)などとなっています。



## 5 何点かの争点で合意に達しなかった理由 (複数回答)

「機運は高まったが、何点かの争点で合意に達しなかった」と回答した 24 市町村が挙げた具体的な理由では、「本庁舎の位置」が 17 市町村(70.8%)で最も多く、次いで「財産(基金)の取扱い」が 6 市町村(25.0%)、「新市(町)の組織、支所などの扱い」が 4 市町村(16.7%)、「政策の違い」が 4 市町村(16.7%)、「議員の身分の取扱い」が 3 市町村(12.5%)などとなっています。



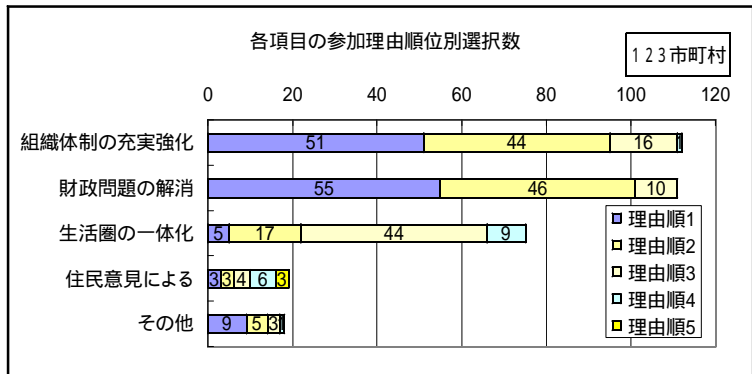
## 法定協議会の状況

法定協議会に参加した 110 市町村のうち、複数の協議会に参加していた 13 市町村からは、参加した協議会ごとに回答を得ていますので、アンケートの回答総数は、延べ 123 市町村として集計しています。

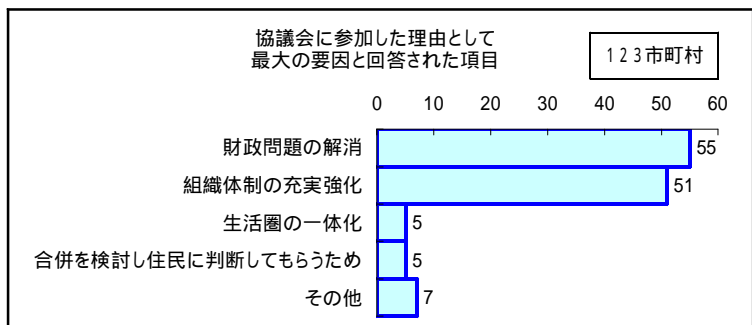
### 1 法定協議会への参加理由(複数回答)

法定協議会に参加した理由は、「分権時代にふさわしい組織体制の充実・強化」を回答に含めた市町村が最も多く、112 市町村(91.1%)となっています。

次に、「将来的な財政問題の解消」が 111 市町村(90.2%)、「生活圏の一体化への対応」が 75 市町村(61.0%)、「住民からの要請」が 19 市町村(15.4%)となっています。

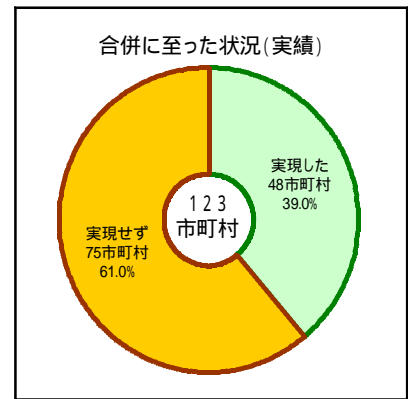


なお、協議会に参加した理由のうち最大の要因として回答された理由は、「将来的な財政問題の解消」が 54 市町村(43.9%)、「分権時代にふさわしい組織体制の充実・強化」が 51 市町村(41.5%)となっています。



## 2 法定協議会における協議状況

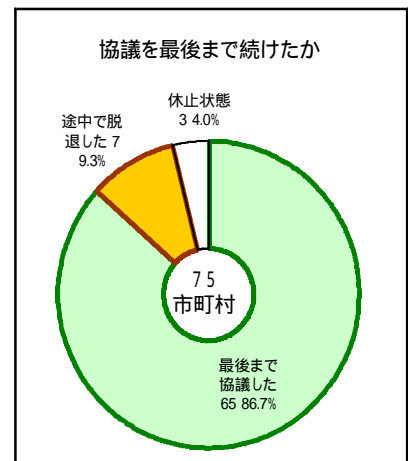
法定協議会に参加した延べ 123 市町村のうち、48 市町村( 39.0%) は合併に至っていますが、75 市町村( 61.0%) では至っていません。



## 3 合併に至らなかった理由

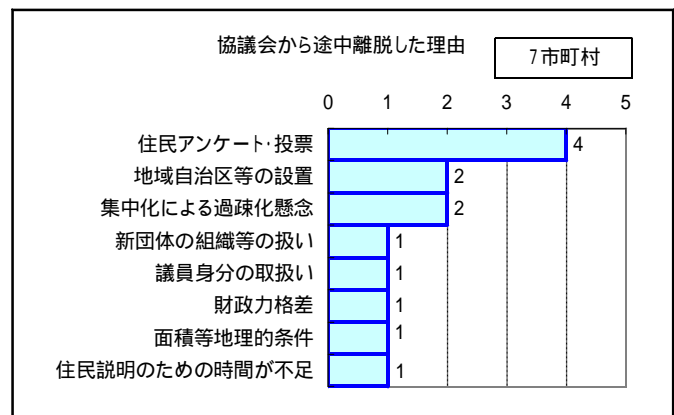
### ア 協議の経過

合併に至らなかった 75 市町村に、協議会で最後まで協議を続けたか、協議の途中で脱退したかなどを聞いたところ、協議を最後まで続けた市町村は 65 市町村( 86.7%)で、協議の途中で脱退した市町村は 7 市町村( 9.3%)となっています。また、3 市町村は休止状態にあったとしています。



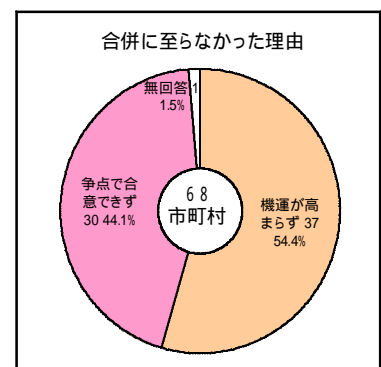
### イ 協議会から途中離脱した理由(複数回答)

協議の途中で協議会から離脱した 7 市町村に、離脱の理由を聞いたところ、「住民アンケートや住民投票の結果」として市町村は 4 市町村( 57.1%)、次いで「地域自治区、合併特例区等の設置で意見が合わなかった」が 2 市町村( 28.6%)、「集中化による過疎化を懸念」が 2 市町村( 28.6%)などとなっています。



### ウ 合併に至らなかった理由(二者選択)

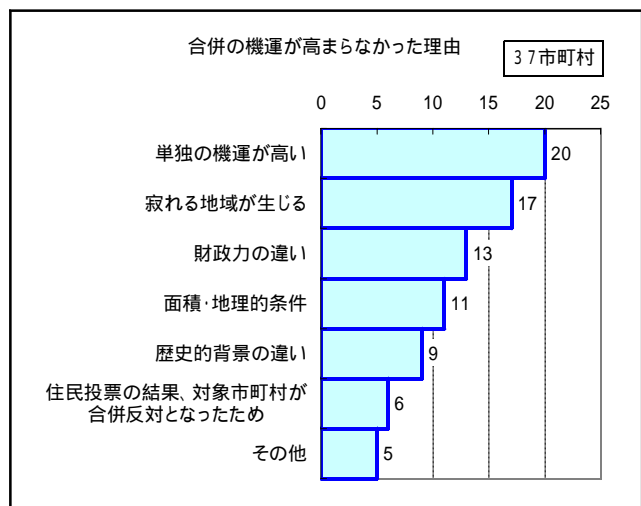
最後まで協議を続けた 68 市町村(休止中を含む)が合併に至らなかった理由は、「基本的な議論はしたが、合併の機運が高まらなかった」が 37 市町村( 54.4%)、「機運は高まったが、何点かの争点で合意に達しなかった」が 30 市町村( 44.1%)となっています。





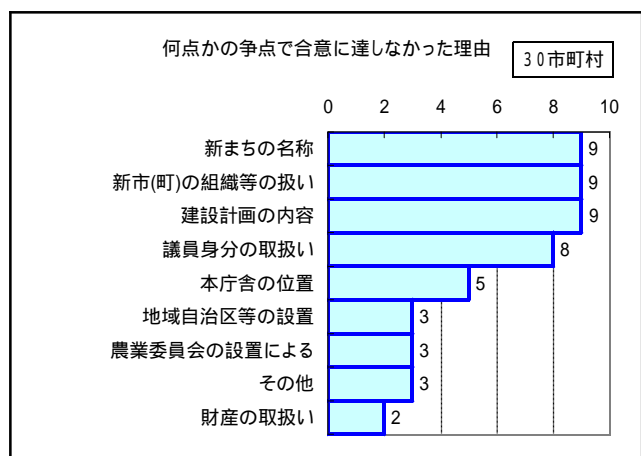
エ 合併の機運が高まらなかった理由（複数回答）

「基本的な議論はしたが、合併の機運が高まらなかった」と回答した 37 市町村が挙げた具体的な理由では、「当面、単独を目指す機運が高かった」が 20 市町村（54.1%）で最も多く、次いで、「寂れる地域が生じるという懸念が強かった」が 17 市町村（45.9%）、「構成市町村間の財政力の違い」13 市町村（35.1%）、「面積や地理的条件」が 11 市町村（29.7%）、「歴史的な背景の違い」が 9 市町村（24.3%）などとなっています。

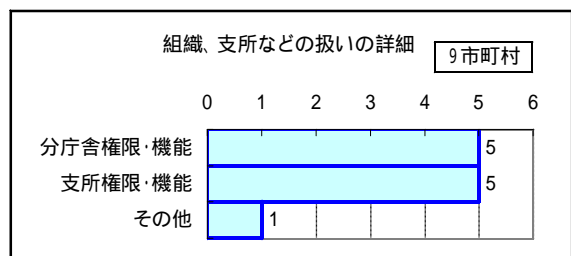


オ 何点かの争点で合意に達しなかった理由（複数回答）

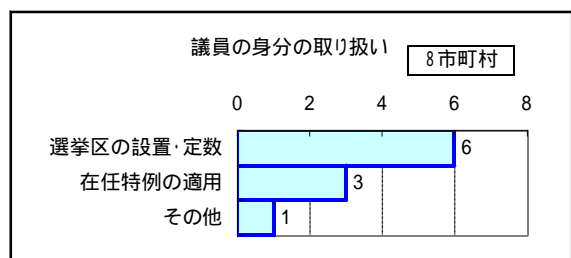
「機運は高まったが、何点かの争点で合意に達しなかった」と回答した 30 市町村が挙げた具体的な理由では、「新まちの名称」、「新市(町)の組織、支所などの扱い」、「建設計画の内容」がいずれも 9 市町村（30.0%）で最も多く、次いで「議員の身分の取扱い」が 8 市町村（26.7%）、「本庁舎の位置」が 5 市町村（16.7%）などとなっています。



上記理由のうち、「新市(町)の組織、支所などの扱い」では、「分庁舎の権限や機能」、「支所の権限や機能」がそれぞれ 5 市町村となっています。



また、「議員の身分の取扱い」では、「選挙区の設置・定数」が 6 市町村、「在任特例の適用」が 3 市町村となっています。



# 平成17年国勢調査人口速報値

(単位：人)

団体名	平成17年	平成12年	12～17年 増減率	団体名	平成17年	平成12年	12～17年 増減率	団体名	平成17年	平成12年	12～17年 増減率
	総人口	総人口			総人口	総人口					
全道計	5,627,424	5,683,062	1.0	上砂川町	4,770	5,171	7.8	置戸町	3,699	4,110	10.0
市部計	4,410,354	4,414,135	0.1	由仁町	6,475	6,910	6.3	佐呂間町	6,393	6,666	4.1
郡部計	1,217,070	1,268,927	4.1	長沼町	12,399	12,452	0.4	遠軽町	23,635	24,844	4.9
札幌市	1,880,875	1,822,368	3.2	栗山町	14,352	14,847	3.3	上湧別町	5,841	6,163	5.2
江別市	125,589	123,877	1.4	月形町	4,785	5,144	7.0	湧別町	4,917	5,260	6.5
千歳市	91,439	88,897	2.9	浦臼町	2,418	2,643	8.5	滝上町	3,366	3,799	11.4
恵庭市	67,611	65,239	3.6	新十津川町	7,682	8,067	4.8	興部町	4,589	4,965	7.6
北広島市	60,667	57,731	5.1	妹背牛町	3,943	4,232	6.8	西興部村	1,224	1,314	6.8
石狩市	60,101	59,734	0.6	秩父別町	3,003	3,268	8.1	雄武町	5,507	5,778	4.7
当別町	19,982	20,778	3.8	雨竜町	3,316	3,601	7.9	大空町	8,392	8,946	6.2
新篠津村	3,737	3,940	5.2	北竜町	2,376	2,562	7.3	室蘭市	98,373	103,278	4.8
函館市	294,212	305,311	3.6	沼田町	4,040	4,373	7.6	苫小牧市	172,755	172,086	0.4
北斗市	48,055	46,804	2.7	幌加内町	1,952	2,217	12.0	登別市	53,135	54,761	3.0
松前町	10,122	11,108	8.9	旭川市	354,988	359,536	1.3	伊達市	37,067	37,139	0.2
福島町	5,897	6,795	13.2	士別市	23,408	24,991	6.3	豊浦町	4,771	5,286	9.7
知内町	5,447	5,832	6.6	名寄市	31,624	33,328	5.1	壮瞥町	3,473	3,748	7.3
木古内町	6,024	6,665	9.6	富良野市	25,076	26,112	4.0	白老町	20,749	21,662	4.2
七飯町	28,419	28,354	0.2	鷹栖町	7,261	7,165	1.3	厚真町	5,239	5,438	3.7
鹿部町	4,916	4,907	0.2	東神楽町	9,194	8,127	13.1	洞爺湖町	11,333	10,622	6.7
森町	19,143	20,233	5.4	当麻町	7,473	7,643	2.2	安平町	9,131	9,438	3.3
八雲町	20,133	21,438	6.1	比布町	4,340	4,576	5.2	むかわ町	10,602	11,197	5.3
長万部町	7,003	8,032	12.8	愛別町	3,739	4,065	8.0	日高町	14,729	15,783	6.7
江差町	10,131	10,959	7.6	上川町	5,176	5,718	9.5	平取町	6,174	6,503	5.1
上ノ国町	6,417	7,152	10.3	東川町	7,701	7,671	0.4	新冠町	6,034	6,204	2.7
厚沢部町	4,775	5,105	6.5	美瑛町	11,626	11,902	2.3	浦河町	15,695	16,634	5.6
乙部町	4,817	5,143	6.3	上富良野町	12,352	12,809	3.6	様似町	5,711	6,210	8.0
興尻町	3,643	3,921	7.1	中富良野町	5,707	5,833	2.2	入りも町	5,796	6,248	7.2
今金町	6,468	6,906	6.3	南富良野町	2,947	3,236	8.9	新ひだか町	27,264	28,438	4.1
せたな町	10,748	11,842	9.2	占冠村	1,819	1,873	2.9	帯広市	170,586	173,030	1.4
小樽市	142,165	150,687	5.7	和寒町	4,238	4,710	10.0	音更町	42,451	39,201	8.3
島牧村	1,997	2,224	10.2	剣淵町	3,952	4,158	5.0	土幌町	6,755	6,839	1.2
寿都町	3,744	4,114	9.0	下川町	4,146	4,413	6.1	上土幌町	5,227	5,634	7.2
黒松内町	3,457	3,608	4.2	美深町	5,513	6,040	8.7	鹿追町	5,873	5,910	0.6
蘭越町	5,803	6,215	6.6	音威子府村	1,070	1,334	19.8	新得町	7,243	7,657	5.4
二セコ町	4,668	4,553	2.5	中川町	2,106	2,464	14.5	清水町	10,464	10,988	4.8
真狩村	2,354	2,536	7.2	留萌市	26,819	28,325	5.3	芽室町	18,304	17,586	4.1
留寿都村	2,165	2,227	2.8	増毛町	5,708	6,167	7.4	中札内村	3,983	4,116	3.2
喜茂別町	2,708	2,843	4.7	小平町	4,272	4,566	6.4	更別村	3,325	3,291	1.0
京極町	3,583	3,505	2.2	苫前町	4,203	4,645	9.5	大樹町	6,407	6,711	4.5
倶知安町	16,174	16,184	0.1	羽幌町	8,740	9,364	6.7	広尾町	8,324	8,975	7.3
共和町	7,112	7,249	1.9	初山別村	1,511	1,764	14.3	幕別町	26,869	26,080	3.0
岩内町	15,742	16,726	5.9	遠別町	3,421	3,683	7.1	池田町	8,191	8,710	6.0
泊村	2,185	2,040	7.1	天塩町	4,030	4,542	11.3	豊頃町	3,732	4,164	10.4
神恵内村	1,319	1,325	0.5	幌延町	2,784	2,835	1.8	本別町	9,072	10,021	9.5
積丹町	2,860	3,149	9.2	稚内市	41,595	43,774	5.0	足寄町	8,315	8,871	6.3
古平町	4,021	4,318	6.9	猿払村	2,940	2,980	1.3	陸別町	2,956	3,228	8.4
仁木町	3,967	4,111	3.5	浜頓別町	4,582	4,957	7.6	浦幌町	6,070	6,846	11.3
余市町	22,730	23,685	4.0	中頓別町	2,289	2,518	9.1	釧路市	190,477	201,566	5.5
赤井川村	1,311	1,512	13.3	枝幸町	9,809	10,509	6.7	釧路町	21,845	22,478	2.8
夕張市	13,002	14,791	12.1	豊富町	4,850	5,220	7.1	厚岸町	11,525	12,307	6.4
岩見沢市	93,672	96,302	2.7	礼文町	3,410	3,856	11.6	浜中町	7,007	7,335	4.5
美唄市	29,073	31,183	6.8	利尻町	2,951	3,417	13.6	標茶町	8,936	9,388	4.8
芦別市	18,898	21,026	10.1	利尻富士町	3,239	3,536	8.4	弟子屈町	9,023	9,493	5.0
赤平市	14,401	15,753	8.6	北見市	129,246	132,125	2.2	鶴居村	2,672	2,728	2.1
三笠市	11,924	13,561	12.1	網走市	42,045	43,395	3.1	白糠町	10,398	11,359	8.5
滝川市	45,550	46,861	2.8	紋別市	26,631	28,476	6.5	根室市	31,186	33,150	5.9
砂川市	20,068	21,072	4.8	美幌町	22,822	23,905	4.5	別海町	16,459	16,910	2.7
歌志内市	5,221	5,941	12.1	津別町	6,222	6,789	8.4	中標津町	23,792	23,179	2.6
深川市	25,840	27,579	6.3	斜里町	13,431	14,066	4.5	標津町	6,062	6,298	3.7
南幌町	9,568	9,792	2.3	清里町	5,025	5,437	7.6	羅臼町	6,536	6,956	6.0
奈井江町	6,836	7,309	6.5	小清水町	5,753	6,126	6.1				
				訓子府町	5,981	6,317	5.3				





## 道内市町村の行政運営及び財政状況の現況(3/11)

道内市町村の財政状況(地方税、地方交付税の歳入総額に占める割合)

(単位: %)

団体名	地方税比率 (地方税)/(歳入)	地方交付税割合 (交付税+臨財債)/(歳入)	団体名	地方税比率 (地方税)/(歳入)	地方交付税割合 (交付税+臨財債)/(歳入)	団体名	地方税比率 (地方税)/(歳入)	地方交付税割合 (交付税+臨財債)/(歳入)
札幌市	31.5	17.2	栗山町	14.5	39.9	遠軽町	18.9	42.2
江別市	28.5	31.3	月形町	7.1	54.5	丸瀬布町	5.9	41.8
千歳市	35.7	14.7	浦臼町	14.0	52.6	白滝村	6.2	64.6
恵庭市	30.3	22.2	新十津川町	8.5	55.0	上湧別町	8.6	44.9
北広島市	36.5	23.7	妹背牛町	8.1	55.4	湧別町	10.2	55.9
石狩市	27.2	16.8	秩父別町	6.3	51.4	滝上町	5.6	60.6
当別町	18.6	40.5	雨竜町	6.7	58.8	興部町	8.2	51.5
新篠津村	6.8	45.2	北竜町	6.3	56.8	西興部村	3.1	52.7
厚田村	6.1	45.5	沼田町	6.2	46.2	雄武町	10.9	62.5
浜益村	6.2	60.5	幌加内町	4.6	66.4	室蘭市	31.2	22.8
函館市	23.5	27.9	旭川市	25.2	24.4	苫小牧市	36.1	11.6
松前町	9.8	51.6	士別市	14.8	42.8	登別市	23.4	27.4
福島町	10.9	43.1	名寄市	17.7	43.0	伊達市	23.4	36.0
知内町	23.6	46.8	富良野市	17.8	41.4	豊浦町	5.7	42.6
木古内町	12.9	51.6	鷹栖町	13.2	41.1	虻田町	9.9	21.7
上磯町	28.4	30.3	東神楽町	16.2	38.7	洞爺村	8.4	59.5
大野町	18.0	40.7	当麻町	10.2	50.3	大滝村	8.7	45.8
七飯町	23.9	36.7	比布町	6.9	46.7	壮瞥町	12.1	43.6
鹿部町	12.8	43.5	愛別町	8.0	64.7	白老町	22.2	38.8
砂原町	11.3	54.7	上川町	14.3	45.9	早来町	25.5	29.8
森町	15.9	40.8	東川町	13.6	43.3	追分町	20.2	42.0
八雲町	15.0	38.0	美瑛町	9.0	47.1	厚真町	32.9	12.5
長万部町	8.9	43.5	上富良野町	11.6	40.2	鶴川町	12.4	46.1
江差町	16.6	45.2	中富良野町	8.8	46.6	穂別町	5.8	52.4
上ノ国町	8.6	59.3	南富良野町	6.4	61.1	日高町	11.7	40.6
厚沢部町	8.4	51.0	占冠村	16.9	48.2	平取町	6.3	39.8
乙部町	7.8	54.6	和寒町	6.6	61.0	門別町	7.0	22.1
熊石町	6.3	71.1	剣淵町	6.2	60.0	新冠町	4.6	21.6
大成町	4.7	59.3	朝日町	6.4	57.3	静内町	22.0	33.2
奥尻町	6.5	51.8	風連町	7.5	51.3	三石町	6.2	40.2
瀬棚町	5.1	64.2	下川町	5.3	45.3	浦河町	16.9	45.9
北桧山町	8.1	57.0	美深町	8.3	64.0	様似町	10.8	61.7
今金町	10.1	56.8	音威子府村	3.0	55.8	えりも町	8.2	53.5
小樽市	22.1	26.9	中川町	4.9	52.6	帯広市	27.8	22.1
島牧村	5.4	68.9	留萌市	19.8	38.6	音更町	23.9	34.0
寿都町	7.6	57.7	増毛町	7.5	55.8	土幌町	12.2	50.9
黒松内町	6.6	54.8	小平町	5.8	52.6	上土幌町	9.3	41.0
蘭越町	7.4	50.9	苦前町	8.7	59.2	鹿追町	11.6	44.1
二セコ町	13.2	44.6	羽幌町	10.7	48.0	新得町	14.3	45.8
真狩村	5.7	49.7	初山別村	4.7	66.8	清水町	15.6	48.8
留寿都村	14.9	39.4	遠別町	6.4	55.3	芽室町	22.8	42.0
喜茂別町	9.0	56.7	天塩町	7.9	55.3	中札内村	13.5	44.0
京極町	7.8	35.7	幌延町	8.1	45.1	更別村	7.4	43.2
倶知安町	24.1	40.3	稚内市	18.8	36.2	忠類村	6.3	60.4
共和町	13.0	46.8	猿払村	7.2	51.8	大樹町	9.9	52.5
岩内町	16.0	34.4	浜頓別町	8.8	54.9	広尾町	8.7	48.9
泊村	38.9	0.2	中頓別町	3.8	46.5	幕別町	18.0	44.4
神恵内村	3.4	47.8	枝幸町	10.3	52.4	池田町	11.5	51.8
積丹町	6.9	70.4	歌登町	4.6	61.4	豊頃町	8.0	46.6
古平町	9.1	49.1	豊富町	6.9	42.8	本別町	11.9	45.3
仁木町	7.0	51.5	礼文町	6.3	55.5	足寄町	10.2	54.3
余市町	20.8	44.6	利尻町	4.0	52.3	陸別町	5.8	46.7
赤井川村	17.9	52.9	利尻富士町	6.6	47.4	浦幌町	8.3	53.8
夕張市	5.0	25.6	北見市	22.6	23.9	釧路市	21.4	21.5
岩見沢市	20.8	31.6	網走市	21.4	36.4	釧路町	28.4	40.4
美唄市	12.7	43.4	紋別市	17.9	44.0	厚岸町	11.5	47.6
芦別市	13.7	46.1	東藻琴村	8.7	53.0	浜中町	8.0	52.6
赤平市	8.8	44.5	女満別町	14.0	45.0	標茶町	8.1	44.9
三笠市	10.0	50.3	美幌町	18.7	38.8	弟子屈町	14.1	50.8
滝川市	19.4	35.4	津別町	10.7	57.0	阿寒町	16.7	56.5
砂川市	18.7	38.8	斜里町	20.6	46.7	鶴居村	7.6	45.6
歌志内市	4.4	49.7	清里町	8.5	51.2	白糠町	16.2	42.4
深川市	14.1	46.5	小清水町	9.4	48.5	音別町	8.5	46.6
北村	6.7	52.6	端野町	17.0	49.1	根室市	16.4	43.5
栗沢町	11.2	52.3	訓子府町	11.9	53.3	別海町	12.1	44.3
南幌町	10.6	46.1	置戸町	6.8	53.8	中標津町	18.5	41.2
奈井江町	16.1	55.2	留辺蘂町	11.3	47.0	標津町	9.8	51.5
上砂川町	4.7	52.5	佐呂間町	9.4	49.4	羅臼町	12.7	41.9
由仁町	10.5	54.4	常呂町	11.6	59.2			
長沼町	11.1	44.1	生田原町	5.8	48.5			

平成16年度決算



# 道内市町村の行政運営及び財政状況の現況(5/11)

道内市町村の財政状況(積立金残高、地方債残高と標準財政規模の比較)

団体名	積立金倍率 (積立金)/(標準規模)	地方債倍率 (地方債残高-減債基金-財調基金)/(標準規模)	団体名	積立金倍率 (積立金)/(標準規模)	地方債倍率 (地方債残高-減債基金-財調基金)/(標準規模)	団体名	積立金倍率 (積立金)/(標準規模)	地方債倍率 (地方債残高-減債基金-財調基金)/(標準規模)
札幌市	0.131	2.582	栗山町	0.443	3.154	遠軽町	0.262	1.936
江別市	0.316	1.859	月形町	0.682	2.406	丸瀬布町	0.558	3.194
千歳市	0.309	1.945	浦臼町	0.843	3.981	白滝村	0.096	3.592
恵庭市	0.178	1.987	新十津川町	0.497	2.306	上湧別町	1.010	2.125
北広島市	0.330	1.958	妹背牛町	0.380	3.105	湧別町	1.133	1.936
石狩市	0.056	2.566	秩父別町	0.511	3.128	滝上町	0.740	1.692
当別町	0.097	3.263	雨竜町	1.170	2.401	興部町	0.350	2.538
新篠津村	0.520	2.073	北竜町	0.386	2.519	西興部村	2.734	2.685
厚田村	0.141	2.158	沼田町	0.997	2.141	雄武町	0.464	1.872
浜益村	0.074	2.500	幌加内町	1.019	2.225	室蘭市	0.189	1.951
函館市	0.129	2.281	旭川市	0.062	2.529	苫小牧市	0.059	2.212
松前町	0.094	2.226	士別市	0.078	2.582	登別市	0.262	3.013
福島町	0.282	2.692	名寄市	0.260	2.059	伊達市	0.117	2.141
知内町	1.306	2.512	富良野市	0.250	1.724	豊浦町	1.578	1.572
木古内町	0.197	2.458	鷹栖町	0.374	2.352	虻田町	0.797	4.686
上磯町	0.646	1.136	東神楽町	0.364	2.544	洞爺村	0.727	2.735
大野町	0.481	3.193	当麻町	0.112	2.296	大滝町	0.749	3.423
七飯町	0.363	1.709	比布町	0.369	2.336	壮瞥町	1.287	2.371
鹿部町	1.185	1.727	愛別町	0.306	2.281	白老町	0.184	2.543
砂原町	0.110	3.276	上川町	0.201	2.262	早来町	0.378	1.681
森町	0.317	2.637	東川町	0.702	1.903	追分町	0.495	2.482
八雲町	0.202	1.947	美瑛町	0.316	2.326	厚真町	1.237	2.689
長万部町	0.367	2.489	上富良野町	0.516	2.488	鶴川町	0.559	2.213
江差町	0.131	3.282	中富良野町	0.599	3.398	穂別町	0.401	3.079
上ノ国町	0.398	2.648	南富良野町	0.523	2.369	日高町	0.178	3.419
厚沢部町	1.216	0.823	占冠村	0.689	1.823	平取町	0.864	2.827
乙部町	0.957	1.970	和寒町	1.137	0.966	門別町	0.236	2.346
熊石町	0.170	2.845	剣淵町	0.721	1.661	新冠町	0.368	2.952
大成町	0.207	2.451	朝日町	0.678	2.080	静内町	0.342	2.828
奥尻町	0.223	3.395	風連町	0.293	2.078	三石町	0.433	3.278
瀬棚町	0.187	2.771	下川町	0.547	2.366	浦河町	0.336	2.806
北松山町	0.172	2.369	美深町	0.582	1.994	様似町	0.186	3.059
今金町	1.091	1.449	音威子府村	0.881	2.060	えりも町	0.316	2.960
小樽市	0.059	2.325	中川町	0.777	2.463	帯広市	0.175	2.647
島牧村	0.558	1.739	留萌市	0.112	3.523	音更町	0.207	2.235
寿都町	0.171	2.445	増毛町	0.147	3.798	士幌町	1.272	1.761
黒松内町	0.693	1.899	小平町	0.545	3.143	上士幌町	1.116	1.456
蘭越町	0.523	2.684	苫前町	0.637	2.653	鹿追町	0.544	1.857
二セコ町	0.514	3.361	羽幌町	0.604	2.238	新得町	0.917	1.200
真狩村	0.381	2.366	初山別村	0.868	2.265	清水町	0.502	1.938
留寿都村	0.889	2.934	遠別町	0.378	2.192	芽室町	0.384	1.139
喜茂別町	0.387	2.285	天塩町	0.809	2.648	中札内村	1.259	1.489
京極町	1.217	2.155	幌延町	1.155	1.829	更別村	1.375	1.531
倶知安町	0.096	2.400	稚内市	0.314	2.385	忠類村	0.862	1.608
共和町	2.567	1.565	猿払村	0.329	3.271	大樹町	0.343	2.736
岩内町	0.425	3.931	浜頓別町	0.285	3.282	広尾町	0.437	3.362
泊村	4.750	0.817	中頓別町	0.801	3.515	幕別町	0.345	2.375
神恵内村	1.835	2.293	枝幸町	0.672	2.243	池田町	0.357	1.908
積丹町	0.141	2.059	歌登町	0.454	2.736	豊頃町	0.602	2.150
古平町	0.522	2.720	豊富町	0.201	3.157	本別町	0.474	1.838
仁木町	0.408	3.073	礼文町	0.542	3.245	足寄町	0.912	2.467
余市町	0.143	2.111	利尻町	0.256	3.550	陸別町	1.427	1.736
赤井川村	0.853	1.878	利尻富士町	0.165	3.639	浦幌町	0.114	2.788
夕張市	0.013	3.028	北見市	0.367	2.867	釧路市	0.063	2.540
岩見沢市	0.695	1.832	網走市	0.305	3.993	釧路町	0.212	1.712
美唄市	0.079	2.933	紋別市	0.334	3.193	厚岸町	0.135	2.430
芦別市	0.260	2.035	東藻琴村	1.015	1.674	浜中町	0.084	2.486
赤平市	0.209	2.402	女満別町	0.351	3.790	標茶町	0.390	2.172
三笠市	0.134	2.209	美幌町	0.372	2.503	弟子屈町	0.056	3.248
滝川市	0.121	2.112	津別町	0.493	2.265	阿寒町	0.105	2.427
砂川市	0.196	2.863	斜里町	0.573	2.171	鶴居村	1.003	2.259
歌志内市	0.265	3.072	清里町	1.072	2.414	白糠町	0.260	2.686
深川市	0.286	2.815	小清水町	1.058	2.232	音別町	0.522	3.099
北村	0.343	3.106	端野町	0.275	2.246	根室市	0.123	2.653
栗沢町	0.375	2.037	訓子府町	0.705	2.600	別海町	0.144	2.180
南幌町	0.291	3.198	置戸町	0.398	2.019	中標津町	0.551	1.837
奈井江町	0.330	2.922	留辺蘂町	0.267	2.703	標津町	0.901	1.729
上砂川町	0.357	2.980	佐呂間町	0.796	2.041	羅臼町	0.329	2.158
由仁町	0.216	3.721	常呂町	0.255	2.049			
長沼町	0.415	3.110	生田原町	0.078	2.420			

平成16年度決算

## 道内市町村の行政運営及び財政状況の現況(6/11)

道内市町村の財政状況(人口1人あたり歳出総額)

(単位: 円)

団体名	人口1人あたり 歳出総額	団体名	人口1人あたり 歳出総額	団体名	人口1人あたり 歳出総額	団体名	人口1人あたり 歳出総額
札幌市	447,795	赤井川村	1,283,140	留萌市	486,078	大滝村	1,326,262
江別市	313,065	夕張市	1,308,146	増毛町	786,211	壮瞥町	1,012,041
千歳市	399,302	岩見沢市	417,350	小平町	1,095,124	白老町	466,170
恵庭市	367,153	美幌市	555,662	苫前町	925,872	早来町	701,179
北広島市	316,065	芦別市	571,466	羽幌町	713,049	追分町	683,652
石狩市	500,430	赤平市	664,403	初山別村	1,291,056	厚真町	1,421,674
当別町	485,690	三笠市	721,349	遠別町	1,084,745	鶴川町	694,287
新篠津村	1,054,204	滝川市	466,625	天塩町	1,032,889	穂別町	1,150,850
厚田村	1,355,616	砂川市	539,639	幌延町	1,602,616	日高町	1,602,423
浜益村	901,339	歌志内市	998,297	稚内市	530,401	平取町	1,164,941
函館市	435,021	深川市	589,563	猿払村	1,471,115	門別町	1,126,272
松前町	536,194	北村	1,128,038	浜頓別町	947,134	新冠町	2,246,598
福島町	644,509	栗沢町	688,429	中頓別町	1,805,674	静内町	494,841
知内町	723,255	南幌町	678,841	枝幸町	850,019	三石町	1,096,832
木古内町	534,036	奈井江町	625,504	歌登町	1,670,253	浦河町	531,601
上磯町	316,033	上砂川町	673,031	豊富町	1,249,848	様似町	628,278
大野町	478,020	由仁町	726,938	礼文町	1,112,354	えりも町	782,535
七飯町	336,782	長沼町	768,691	利尻町	1,364,115	帯広市	427,377
鹿部町	632,418	栗山町	596,418	利尻富士町	1,314,891	音更町	441,185
砂原町	522,983	月形町	729,156	網走市	447,840	士幌町	986,891
森町	505,971	浦臼町	1,004,201	網走市	511,428	上士幌町	1,180,727
八雲町	592,262	新十津川町	757,832	紋別市	527,269	鹿追町	1,015,758
長万部町	753,799	妹背牛町	738,026	東藻琴村	1,167,208	新得町	888,538
江差町	502,173	秩父別町	947,506	女満別町	823,476	清水町	688,969
上ノ国町	602,121	雨竜町	822,239	美幌町	476,867	芽室町	553,599
厚沢部町	848,204	北竜町	994,854	津別町	780,794	中札内村	946,707
乙部町	748,997	沼田町	1,165,860	斜里町	551,844	更別村	1,473,078
熊石町	683,428	幌加内町	1,737,466	清里町	926,766	忠類村	1,315,713
大成町	890,622	旭川市	422,435	小清水町	865,466	大樹町	1,017,662
奥尻町	1,176,246	士別市	606,670	端野町	712,941	広尾町	973,416
瀬棚町	1,026,229	名寄市	502,442	瑞子府町	693,012	幕別町	491,404
北檜山町	789,913	富良野市	487,043	置戸町	1,103,021	池田町	700,989
今金町	740,425	鷹栖町	727,941	留辺蘂町	675,841	豊頃町	1,343,559
小樽市	444,329	東神楽町	648,462	佐呂間町	884,970	本別町	758,047
島牧村	979,478	当麻町	613,660	常呂町	736,510	足寄町	925,491
寿都町	771,657	比布町	851,534	生田原町	1,129,104	陸別町	1,599,041
黒松内町	1,040,367	愛別町	817,789	遠軽町	448,157	浦幌町	926,151
蘭越町	914,552	上川町	915,057	丸瀬布町	1,633,400	釧路市	504,130
二セコ町	929,595	東川町	601,011	白滝村	1,425,586	釧路町	341,188
真狩村	1,212,618	美瑛町	885,715	上湧別町	753,525	厚岸町	716,417
留寿都村	1,168,473	上富良野町	614,751	湧別町	804,726	浜中町	943,709
喜茂別町	859,432	中富良野町	868,971	滝上町	1,060,423	標茶町	1,170,001
京極町	1,291,892	南富良野町	1,208,496	興部町	955,652	弟子屈町	685,057
倶知安町	449,956	占冠村	1,217,168	西興部村	2,111,922	阿寒町	753,715
共和町	691,743	和寒町	840,843	雄武町	794,224	鶴居村	1,549,673
岩内町	470,913	剣淵町	947,944	室蘭市	406,696	白糠町	636,473
泊村	2,096,567	朝日町	1,368,340	苫小牧市	423,777	音別町	1,236,373
神恵内村	1,587,693	風連町	832,981	登別市	385,374	根室市	498,283
積丹町	828,908	下川町	1,245,224	伊達市	376,330	別海町	927,078
古平町	707,803	美深町	757,319	豊浦町	1,082,970	中標津町	560,485
仁木町	826,152	音威子府村	1,874,097	虻田町	1,265,307	標津町	970,152
余市町	358,634	中川町	1,487,212	洞爺村	1,066,938	羅臼町	661,494

平成16年度決算

人口は平成12年国勢調査人口を使用



## 道内市町村の行政運営及び財政状況の現況(7/11)

### 道内市町村の財政状況(人件費と地方税収の比率)

団体名	人件費倍率 (人件費)/(地方税)	団体名	人件費倍率 (人件費)/(地方税)	団体名	人件費倍率 (人件費)/(地方税)	団体名	人件費倍率 (人件費)/(地方税)
札幌市	0.44	赤井川村	0.85	留萌市	0.97	大滝村	1.87
江別市	0.64	夕張市	2.82	増毛町	3.16	壮瞥町	1.57
千歳市	0.55	岩見沢市	0.71	小平町	2.69	白老町	1.06
恵庭市	0.70	美唄市	1.45	苫前町	1.81	早来町	0.83
北広島市	0.67	芦別市	1.62	羽幌町	1.85	追分町	0.92
石狩市	0.46	赤平市	2.40	初山別村	4.22	厚真町	0.40
当別町	1.01	三笠市	1.69	遠別町	2.68	鶴川町	1.59
新篠津村	2.26	滝川市	1.02	天塩町	2.35	穂別町	3.22
厚田村	2.90	砂川市	0.81	幌延町	2.44	白高町	1.43
浜益村	4.48	歌志内市	4.75	稚内市	0.87	平取町	2.20
函館市	0.89	深川市	1.20	猿払村	2.35	門別町	1.14
松前町	2.56	北村	2.19	浜頓別町	2.08	新冠町	1.35
福島町	1.84	栗沢町	1.83	中頓別町	4.76	静内町	0.77
知内町	0.84	南幌町	1.45	枝幸町	1.50	三石町	2.30
木古内町	1.60	奈井江町	1.04	歌登町	4.37	浦河町	0.93
上磯町	0.48	上砂川町	4.56	豊富町	1.84	様似町	2.23
大野町	0.97	由仁町	1.67	礼文町	2.29	えりも町	2.82
七飯町	0.69	長沼町	1.16	利尻町	2.96	帯広市	0.65
鹿部町	1.77	栗山町	1.13	利尻富士町	2.44	音更町	0.60
砂原町	2.64	月形町	2.29	北見市	0.66	士幌町	1.73
森町	1.41	浦臼町	1.37	網走市	0.71	上士幌町	1.56
八雲町	1.15	新十津川町	2.41	紋別市	0.97	鹿追町	1.86
長万部町	1.77	妹背牛町	2.67	東藻琴村	2.14	新得町	1.22
江差町	1.09	秩父別町	2.77	女満別町	1.33	清水町	1.58
上ノ国町	2.33	雨竜町	2.91	美幌町	0.77	芽室町	0.82
厚沢部町	1.82	北竜町	3.18	津別町	1.98	中札内村	1.18
乙部町	2.30	沼田町	2.41	斜里町	1.02	更別村	2.02
熊石町	3.89	幌加内町	3.25	清里町	1.75	忠類村	3.31
大成町	5.43	旭川市	0.61	小清水町	1.84	大樹町	1.80
奥尻町	3.24	士別市	1.35	端野町	1.43	広尾町	1.80
瀬棚町	4.75	名寄市	1.18	訓子府町	1.72	幕別町	0.90
北桧山町	1.91	富良野市	1.21	置戸町	3.03	池田町	1.73
今金町	1.77	鷹栖町	1.09	留辺蘂町	2.15	豊頃町	2.24
小樽市	0.81	東神楽町	1.14	佐呂間町	1.74	本別町	1.76
島牧村	4.97	当麻町	2.05	常呂町	1.73	足寄町	1.89
寿都町	2.13	比布町	2.22	生田原町	2.77	陸別町	3.06
黒松内町	2.28	愛別町	2.84	遠軽町	1.05	浦幌町	2.40
蘭越町	2.62	上川町	1.43	丸瀬布町	2.66	釧路市	0.72
二セコ町	1.28	東川町	1.51	白滝村	3.58	釧路町	0.73
真狩村	3.29	美瑛町	1.63	上湧別町	1.87	厚岸町	2.01
留寿都村	1.31	上富良野町	1.38	湧別町	1.72	浜中町	2.77
喜茂別町	2.59	中富良野町	1.74	滝上町	3.45	標茶町	1.91
京極町	1.88	南富良野町	3.13	興部町	2.08	弟子屈町	1.45
倶知安町	0.74	占冠村	1.27	西興部村	4.71	阿寒町	1.12
共和町	1.54	和寒町	2.67	雄武町	1.76	鶴居村	1.69
岩内町	1.12	剣淵町	3.19	室蘭市	0.64	白糠町	1.35
泊村	0.35	朝日町	2.94	苫小牧市	0.45	音別町	2.20
神恵内村	4.78	風連町	2.70	登別市	0.88	根室市	1.46
積丹町	3.14	下川町	3.35	伊達市	1.05	別海町	1.52
古平町	2.25	美深町	2.49	豊浦町	1.95	中標津町	0.93
仁木町	2.88	音威子府村	7.66	虻田町	1.10	標津町	1.82
余市町	1.08	中川町	3.51	洞爺村	3.18	羅臼町	1.62

平成16年度決算

道内市町村の行政運営及び財政状況の現況(8/11)

道内市町村の一般行政職員数の推移

(単位: 人, %)

団体名	一般行政部門職員数			団体名	一般行政部門職員数			団体名	一般行政部門職員数		
	H12.4.1	H17.4.1	増減率		H12.4.1	H17.4.1	増減率		H12.4.1	H17.4.1	増減率
札幌市	7,812	7,427	4.9	栗山町	164	131	20.1	生田原町	57	46	19.3
江別市	544	469	13.8	月形町	68	57	16.2	遠軽町	128	115	10.2
千歳市	564	493	12.6	浦臼町	62	51	17.7	丸瀬布町	57	50	12.3
恵庭市	427	378	11.5	新十津川町	175	119	32.0	白滝村	49	38	22.4
北広島市	325	315	3.1	妹背牛町	70	57	18.6	上湧別町	104	67	35.6
石狩市	332	319	3.9	秩父別町	61	46	24.6	湧別町	87	80	8.0
当別町	201	176	12.4	雨竜町	59	49	16.9	滝上町	82	77	6.1
新篠津村	61	50	18.0	北竜町	92	46	50.0	興部町	94	80	14.9
厚田村	61	57	6.6	沼田町	120	77	35.8	西興部村	38	33	13.2
浜益村	61	52	14.8	幌加内町	58	50	13.8	雄武町	126	89	29.4
函館市	2,041	1,854	9.2	旭川市	1,805	1,597	11.5	室蘭市	686	523	23.8
松前町	156	124	20.5	士別市	284	218	23.2	苫小牧市	917	822	10.4
福島町	84	71	15.5	名寄市	230	207	10.0	登別市	375	314	16.3
知内町	59	51	13.6	富良野市	276	257	6.9	伊達市	294	257	12.6
木古内町	75	67	10.7	鷹栖町	83	81	2.4	豊浦町	75	53	29.3
上磯町	133	127	4.5	東神楽町	114	89	21.9	虻田町	111	98	11.7
大野町	80	76	5.0	当麻町	102	93	8.8	洞爺村	53	43	18.9
七飯町	143	127	11.2	比布町	58	53	8.6	大滝村	40	38	5.0
鹿部町	52	46	11.5	愛別町	68	60	11.8	壮瞥町	72	60	16.7
森町	228	199	12.7	上川町	118	100	15.3	白老町	220	178	19.1
八雲町	140	128	8.6	東川町	104	78	25.0	早来町	88	82	6.8
長万部町	86	80	7.0	美瑛町	168	135	19.6	追分町	59	53	10.2
江差町	116	103	11.2	上富良野町	158	118	25.3	厚真町	103	97	5.8
上ノ国町	93	85	8.6	中富良野町	99	71	28.3	鶴川町	98	91	7.1
厚沢部町	75	65	13.3	南富良野町	108	74	31.5	穂別町	83	70	15.7
乙部町	92	64	30.4	占冠村	55	53	3.6	日高町	82	54	34.1
熊石町	69	59	14.5	和寒町	107	60	43.9	平取町	106	93	12.3
大成町	54	48	11.1	剣淵町	70	59	15.7	門別町	182	127	30.2
奥尻町	117	99	15.4	朝日町	50	45	10.0	新冠町	123	90	26.8
瀬棚町	66	67	1.5	風連町	128	85	33.6	静内町	208	170	18.3
北桧山町	78	73	6.4	下川町	143	102	28.7	三石町	103	77	25.2
今金町	85	79	7.1	美深町	132	83	37.1	浦河町	177	138	22.0
小樽市	940	814	13.4	音威子府村	37	31	16.2	様似町	91	82	9.9
島牧村	69	54	21.7	中川町	77	51	33.8	えりも町	118	94	20.3
寿都町	60	56	6.7	留萌市	246	210	14.6	帯広市	969	884	8.8
黒松内町	56	52	7.1	増毛町	136	105	22.8	音更町	250	220	12.0
蘭越町	120	99	17.5	小平町	97	69	28.9	土幌町	165	102	38.2
二セコ町	78	70	10.3	苫前町	71	56	21.1	上土幌町	108	82	24.1
真狩村	60	52	13.3	羽幌町	152	116	23.7	鹿追町	125	110	12.0
真寿都村	77	44	42.9	初山別村	45	40	11.1	新得町	129	103	20.2
喜茂別町	65	54	16.9	遠別町	100	65	35.0	清水町	201	168	16.4
京極町	69	51	26.1	天塩町	109	82	24.8	芽室町	206	148	28.2
倶知安町	148	130	12.2	幌延町	105	86	18.1	中札内村	62	56	9.7
共和町	96	87	9.4	稚内市	350	314	10.3	更別村	74	62	16.2
岩内町	169	125	26.0	猿払村	76	70	7.9	忠類村	52	47	9.6
泊村	83	52	37.3	浜頓別町	87	73	16.1	大樹町	156	96	38.5
神恵内村	39	33	15.4	中頓別町	96	86	10.4	広尾町	162	116	28.4
積丹町	60	54	10.0	枝幸町	105	92	12.4	幕別町	197	174	11.7
古平町	57	52	8.8	歌登町	94	87	7.4	池田町	122	108	11.5
仁木町	68	50	26.5	豊富町	131	89	32.1	豊頃町	96	80	16.7
余市町	178	161	9.6	礼文町	78	58	25.6	本別町	189	155	18.0
赤井川村	34	31	8.8	利尻町	83	49	41.0	足寄町	196	136	30.6
夕張市	229	188	17.9	利尻富士町	108	76	29.6	陸別町	84	73	13.1
岩見沢市	408	384	5.9	北見市	698	612	12.3	浦幌町	128	126	1.6
美唄市	295	243	17.6	網走市	322	275	14.6	釧路市	1,144	1,033	9.7
芦別市	242	209	13.6	紋別市	283	222	21.6	釧路町	164	158	3.7
赤平市	211	143	32.2	東藻琴村	60	54	10.0	厚岸町	216	175	19.0
三笠市	146	119	18.5	女満別町	90	82	8.9	浜中町	171	147	14.0
滝川市	376	313	16.8	美幌町	205	160	22.0	標茶町	231	155	32.9
砂川市	202	149	26.2	津別町	131	96	26.7	弟子屈町	191	130	31.9
歌志内市	143	105	26.6	斜里町	202	151	25.2	阿寒町	97	91	6.2
深川市	269	242	10.0	清里町	84	72	14.3	鶴居村	55	49	10.9
北村	66	60	9.1	小清水町	110	77	30.0	白糠町	186	136	26.9
栗沢町	105	91	13.3	端野町	98	81	17.3	音別町	65	58	10.8
南幌町	106	94	11.3	訓子府町	93	70	24.7	根室市	309	280	9.4
奈井江町	118	75	36.4	置戸町	109	81	25.7	別海町	341	249	27.0
上砂川町	118	58	50.8	留辺蘂町	140	113	19.3	中標津町	202	176	12.9
由仁町	116	86	25.9	佐呂間町	126	94	25.4	標津町	118	100	15.3
長沼町	135	113	16.3	常呂町	113	75	33.6	羅臼町	116	95	18.1

定員管理調査

## 道内市町村の行政運営及び財政状況の現況(9/11)

### 道内市町村の一般行政職員数の状況

(単位：人)

団体名	人口千人あたり職員数	職員1人あたり人口	団体名	人口千人あたり職員数	職員1人あたり人口	団体名	人口千人あたり職員数	職員1人あたり人口
札幌市	4.08	245.37	栗山町	8.82	113.34	生田原町	16.51	60.59
江別市	3.79	264.13	月形町	11.08	90.25	遠軽町	6.22	160.90
千歳市	5.55	180.32	浦臼町	19.30	51.82	丸瀬布町	23.27	42.98
恵庭市	5.79	172.59	新十津川町	14.75	67.79	白滝村	27.05	36.97
北広島市	5.46	183.27	妹背牛町	13.47	74.25	上湧別町	10.87	91.99
石狩市	5.85	171.06	秩父別町	14.08	71.04	湧別町	15.21	65.75
当別町	8.47	118.06	雨竜町	13.61	73.49	滝上町	20.27	49.34
新篠津村	12.69	78.80	北竜町	17.95	55.70	興部町	16.11	62.06
厚田村	20.33	49.19	沼田町	17.61	56.79	西興部村	25.11	39.82
浜益村	22.01	45.44	幌加内町	22.55	44.34	雄武町	15.40	64.92
函館市	6.07	164.68	旭川市	4.44	225.13	室蘭市	5.06	197.47
松前町	11.16	89.58	士別市	9.45	105.80	苫小牧市	4.78	209.35
福島町	10.45	95.70	名寄市	7.46	134.11	登別市	5.73	174.40
知内町	8.74	114.35	富良野市	9.84	101.60	伊達市	7.33	136.35
木古内町	10.05	99.48	鷹栖町	11.30	88.46	豊浦町	10.03	99.74
上磯町	3.55	281.71	東神楽町	10.95	91.31	虻田町	11.73	85.22
大野町	6.89	145.09	当麻町	12.17	82.18	洞爺村	18.94	52.79
七飯町	4.48	223.26	比布町	11.58	86.34	大滝村	18.12	55.18
鹿部町	9.37	106.67	愛別町	14.76	67.75	壮瞥町	16.01	62.47
森町	13.18	75.90	上川町	17.49	57.18	白老町	8.22	121.70
八雲町	7.26	137.78	東川町	10.17	98.35	早来町	15.17	65.94
長万部町	9.96	100.40	美瑛町	11.34	88.16	追分町	13.15	76.06
江差町	9.40	106.40	上富良野町	9.21	108.55	厚真町	17.84	56.06
上ノ国町	11.88	84.14	中富良野町	12.17	82.15	鶴川町	12.58	79.47
厚沢部町	12.73	78.54	南富良野町	22.87	43.73	穂別町	17.65	56.64
乙部町	12.44	80.36	占冠村	28.30	35.34	日高町	23.42	42.70
熊石町	15.52	64.44	和寒町	12.74	78.50	平取町	14.30	69.92
大成町	17.58	56.88	剣淵町	14.19	70.47	門別町	9.42	106.12
奥尻町	25.25	39.61	朝日町	23.36	42.80	新冠町	14.51	68.93
瀬棚町	23.76	42.09	風連町	15.27	65.51	静内町	7.35	136.03
北桧山町	11.60	86.19	下川町	23.11	43.26	三石町	14.49	69.00
今金町	11.44	87.42	美深町	13.74	72.77	浦河町	8.30	120.54
小樽市	5.40	185.12	音威子府村	23.24	43.03	様似町	13.20	75.73
島牧村	24.28	41.19	中川町	20.70	48.31	えりも町	15.04	66.47
寿都町	13.61	73.46	留萌市	7.41	134.88	帯広市	5.11	195.74
黒松内町	14.41	69.38	増毛町	17.03	58.73	音更町	5.61	178.19
蘭越町	15.93	62.78	小平町	15.11	66.17	士幌町	14.91	67.05
二セコ町	15.37	65.04	苫前町	12.06	82.95	上士幌町	14.55	68.71
真狩村	20.50	48.77	羽幌町	12.39	80.72	鹿追町	18.61	53.73
留寿都村	19.76	50.61	初山別村	22.68	44.10	新得町	13.45	74.34
喜茂別町	18.99	52.65	遠別町	17.65	56.66	清水町	15.29	65.40
京極町	14.55	68.73	天塩町	18.05	55.39	芽室町	8.42	118.82
倶知安町	8.03	124.49	幌延町	30.34	32.97	中札内村	13.61	73.50
共和町	12.00	83.32	稚内市	7.17	139.41	更別村	18.84	53.08
岩内町	7.47	133.81	猿払村	23.49	42.57	忠類村	26.05	38.38
泊村	25.49	39.23	浜頓別町	14.73	67.90	大樹町	14.30	69.91
神恵内村	24.91	40.15	中頓別町	34.15	29.28	広尾町	12.92	77.37
積丹町	17.15	58.31	枝幸町	11.54	86.66	幕別町	7.17	139.52
古平町	12.04	83.04	歌登町	34.31	29.15	池田町	12.40	80.65
仁木町	12.16	82.22	豊富町	17.05	58.65	豊頃町	19.21	52.05
余市町	6.80	147.11	礼文町	15.04	66.48	本別町	15.47	64.65
赤井川村	20.50	48.77	利尻町	14.34	69.73	足寄町	15.33	65.23
夕張市	12.71	78.68	利尻富士町	21.49	46.53	陸別町	22.61	44.22
岩見沢市	4.52	221.43	北見市	5.46	183.07	浦幌町	18.40	54.33
美唄市	7.79	128.33	網走市	6.34	157.80	釧路市	5.39	185.61
芦別市	9.94	100.60	紋別市	7.80	128.27	釧路町	7.03	142.27
赤平市	9.08	110.16	東藻琴村	18.82	53.13	厚岸町	14.22	70.33
三笠市	8.78	113.96	女満別町	13.49	74.11	浜中町	20.04	49.90
滝川市	6.68	149.72	美幌町	6.69	149.41	標茶町	16.51	60.57
砂川市	7.07	141.42	津別町	14.14	70.72	弟子屈町	13.69	73.02
歌志内市	17.67	56.58	斜里町	10.74	93.15	阿寒町	13.39	74.68
深川市	8.77	113.96	清里町	13.24	75.51	鶴居村	17.96	55.67
北村	15.25	65.58	小清水町	12.57	79.56	白糠町	11.97	83.52
栗沢町	12.40	80.64	端野町	14.63	68.35	音別町	19.14	52.26
南幌町	9.60	104.17	訓子府町	11.08	90.24	根室市	8.45	118.39
奈井江町	10.26	97.45	置戸町	19.71	50.74	別海町	14.73	67.91
上砂川町	11.22	89.16	留辺蘂町	12.08	82.80	中標津町	7.59	131.70
由仁町	12.45	80.35	佐呂間町	14.10	70.91	標津町	15.88	62.98
長沼町	9.07	110.19	常呂町	14.44	69.24	羅臼町	13.66	73.22

定員管理調査(H17.4.1)

職員数は一般行政部門のみ

人口は平成12年国勢調査人口を使用

道内市町村の行政運営及び財政状況の現況(10/11)

道内市町村の部門別職員数の状況

(単位:人)

Table with 14 columns: 団体名, 議会, 総務, 税務, 民生, 衛生, 労働, 農林水産, 商工, 土木, 合計. It lists various municipalities and their respective staff counts across these departments.

定員管理調査(H17.4.1)
一般行政部門のみ

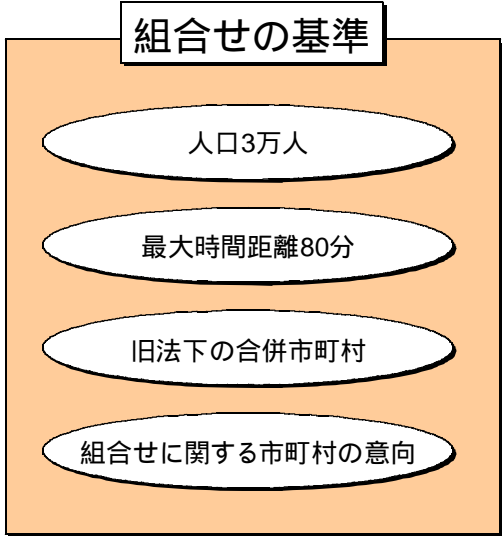
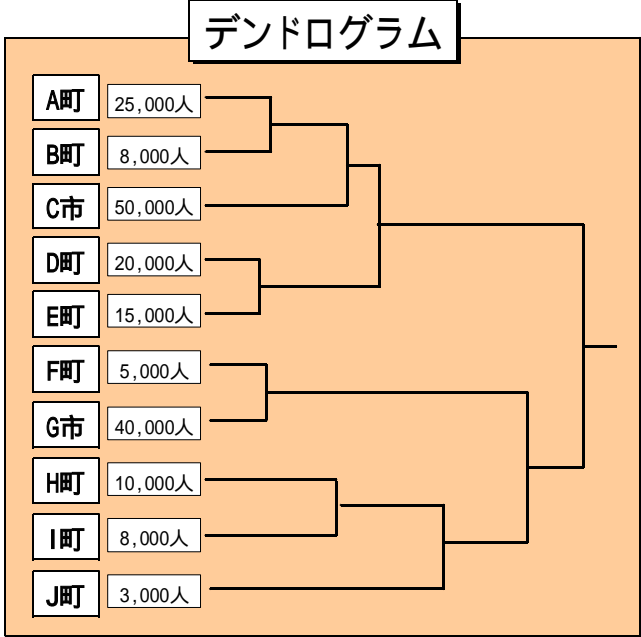
道内市町村の行政運営及び財政状況の現況(11/11)

道内市町村の専門職の配置状況

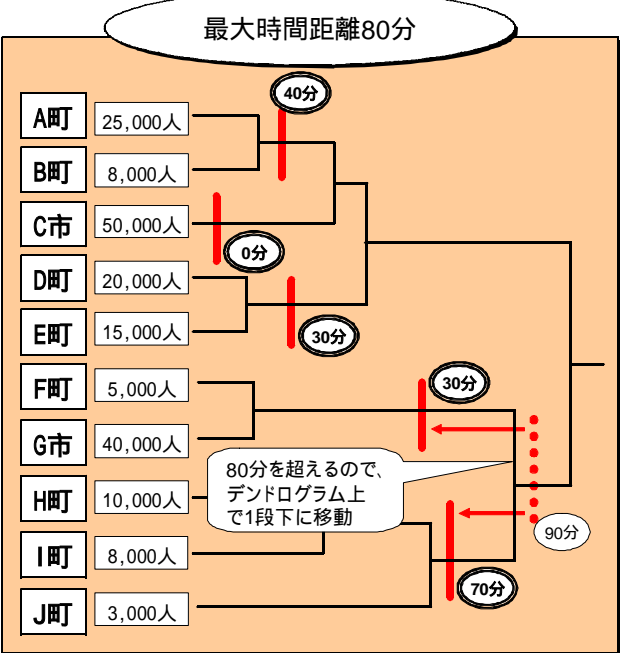
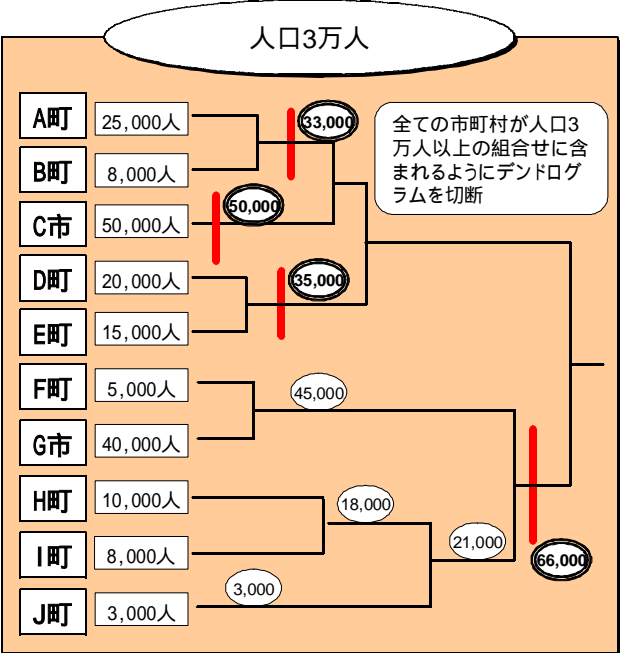
(単位:人)

団体名	保健師・助産師	栄養士	農林水産技師	建築技師	土木技師	団体名	保健師・助産師	栄養士	農林水産技師	建築技師	土木技師	団体名	保健師・助産師	栄養士	農林水産技師	建築技師	土木技師
札幌市	185	106	22	221	1,045	栗山町	8	0	1	2	5	生田原町	3	0	0	1	1
江別市	27	6	2	21	47	月形町	0	1	0	1	2	遠軽町	7	0	4	3	3
千歳市	20	4	3	11	32	浦臼町	4	0	0	2	4	丸瀬布町	2	0	0	3	2
恵庭市	14	3	0	14	31	新十津川町	6	2	2	1	6	白滝村	2	1	1	1	2
北広島市	10	1	1	7	19	妹背牛町	4	0	0	2	3	上湧別町	3	0	1	1	0
石狩市	14	1	1	7	5	秩父別町	4	0	0	1	1	湧別町	6	1	4	5	1
当別町	7	1	0	2	13	雨竜町	4	0	0	1	3	滝上町	4	1	2	1	2
新篠津村	3	1	0	2	3	北竜町	3	1	1	1	5	興部町	22	1	4	2	2
厚田村	3	0	0	1	0	沼田町	4	3	0	1	2	西興部村	2	0	0	1	0
浜益村	3	1	0	1	2	幌加内町	4	1	0	2	3	雄武町	6	1	2	1	7
函館市	71	15	4	82	214	旭川市	71	12	27	61	134	室蘭市	31	6	0	19	50
松前町	6	2	0	1	3	士別市	12	5	3	4	9	苫小牧市	29	12	4	32	152
福島町	0	1	0	2	1	名寄市	28	4	4	5	15	登別市	12	2	1	11	34
知内町	5	1	1	2	5	富良野市	11	2	6	4	7	伊達市	8	1	4	5	21
木古内町	4	3	1	1	3	鷹栖町	5	1	1	2	2	豊浦町	4	0	0	2	3
上磯町	7	0	0	1	7	東神楽町	5	1	6	1	7	虻田町	0	1	0	2	3
大野町	3	0	1	2	4	当麻町	5	0	0	1	4	洞爺村	2	1	0	1	0
七飯町	6	0	1	2	6	比布町	3	1	0	2	0	大滝村	2	1	0	1	2
鹿部町	4	0	0	0	2	愛別町	3	0	1	2	0	壮瞥町	2	2	0	2	2
森町	12	1	0	0	0	上川町	5	3	1	2	11	白老町	9	2	1	2	12
八雲町	14	5	6	3	2	東川町	5	1	0	2	4	早来町	5	0	0	2	3
長万部町	4	1	0	3	2	美瑛町	5	0	4	1	5	追分町	5	0	1	1	8
江差町	6	1	0	2	5	上富良野町	6	4	0	3	6	厚真町	5	1	6	3	9
上ノ国町	5	1	3	2	2	中富良野町	5	2	0	1	1	鶴川町	5	1	0	2	4
厚沢部町	5	0	1	2	3	南富良野町	5	1	2	1	2	穂別町	5	2	3	2	6
乙部町	4	1	5	1	5	占冠村	3	0	0	0	0	日高町	5	0	0	2	4
熊石町	4	2	2	1	2	和寒町	5	2	3	1	3	平取町	3	1	0	2	2
大成町	3	0	3	1	1	剣淵町	4	0	0	1	3	門別町	7	3	2	3	7
奥尻町	6	1	0	1	3	朝日町	2	1	1	2	2	新冠町	6	3	2	2	4
瀬棚町	5	0	2	2	2	風連町	4	1	3	1	3	静内町	8	2	0	4	3
北檜山町	5	1	0	1	1	下川町	5	4	3	2	3	三石町	4	1	8	2	2
今金町	5	3	2	2	8	美深町	7	2	0	1	2	浦河町	5	3	0	7	5
小樽市	30	11	1	43	95	音威子府村	1	0	0	1	2	様似町	4	0	3	1	3
島牧村	2	0	4	0	1	中川町	3	1	1	1	2	えりも町	6	1	2	1	6
寿都町	5	1	2	1	2	留萌市	18	4	0	6	16	帯広市	18	4	0	33	93
黒松内町	3	2	0	1	3	増毛町	5	2	0	2	1	音更町	13	2	12	5	21
蘭越町	2	0	4	1	6	小平町	5	2	2	1	2	土幌町	6	2	3	1	4
二セコ町	3	0	0	1	1	苫前町	5	0	1	2	3	上土幌町	5	1	2	1	2
真狩村	2	0	0	1	1	羽幌町	9	1	0	2	1	鹿追町	5	3	3	2	0
留寿都村	3	1	0	1	1	初山別村	3	0	0	1	1	新得町	5	0	2	1	2
喜茂別町	3	0	0	0	2	遠別町	5	3	1	1	2	清水町	6	2	3	1	3
京極町	3	0	1	1	2	天塩町	6	3	2	1	3	芽室町	19	3	1	4	16
倶知安町	6	1	1	2	6	幌延町	5	3	3	1	2	中札内村	4	0	1	1	1
共和町	5	0	0	1	2	稚内市	25	4	8	6	22	更別村	3	1	1	1	1
岩内町	7	2	3	3	11	猿払村	5	1	4	3	1	忠類村	3	1	0	1	2
泊村	4	2	0	0	0	浜頓別町	6	2	0	2	5	大樹町	9	3	5	1	5
神恵内村	2	0	0	0	0	中頓別町	4	3	0	1	3	広尾町	7	4	1	2	7
積丹町	2	0	0	2	3	枝幸町	6	3	3	2	4	幕別町	8	1	3	2	9
古平町	4	0	2	1	5	歌登町	4	2	3	1	2	池田町	6	1	3	2	3
仁木町	3	1	1	1	1	豊富町	4	2	0	1	0	豊頃町	3	0	2	2	4
余市町	8	1	3	3	0	礼文町	3	1	1	1	1	本別町	9	3	3	2	10
赤井川村	2	0	0	0	0	利尻町	4	1	0	1	2	足寄町	8	3	7	3	12
夕張市	13	4	6	7	12	利尻富士町	4	1	0	0	2	陸別町	3	1	1	1	2
岩見沢市	21	6	5	10	9	北見市	15	7	5	19	75	浦幌町	5	2	3	1	2
美瑛市	11	4	7	9	22	網走市	9	3	5	6	15	釧路市	35	6	4	37	103
芦別市	18	4	3	5	14	紋別市	7	1	4	5	6	釧路町	8	0	0	4	4
赤平市	11	3	4	0	7	東藻琴村	3	0	0	0	0	厚岸町	8	3	8	2	6
三笠市	6	2	0	3	11	女満別町	5	0	3	2	4	浜中町	6	1	1	2	4
滝川市	8	6	1	6	20	美幌町	10	3	6	3	12	標茶町	9	3	0	3	15
砂川市	20	4	1	3	12	津別町	6	1	0	1	3	弟子屈町	4	3	0	2	2
歌志内市	5	5	0	2	4	斜里町	8	3	0	2	4	阿寒町	5	2	0	2	4
深川市	20	4	3	8	13	清里町	5	0	0	1	2	鶴居村	2	0	0	1	1
北村	3	0	0	1	1	小清水町	5	1	2	2	2	白糠町	7	4	0	3	3
栗沢町	5	1	2	2	4	端野町	4	1	1	2	6	音別町	4	1	3	2	2
南幌町	5	0	0	0	0	訓子府町	5	1	0	1	6	根室市	11	3	8	7	15
奈井江町	7	2	1	1	5	置戸町	5	3	0	1	1	別海町	25	6	6	4	16
上砂川町	3	2	0	1	5	留辺蘂町	5	1	2	1	3	中標津町	21	2	0	4	3
由仁町	4	2	2	3	3	佐呂間町	0	2	3	2	2	標津町	4	3	5	2	5
長沼町	8	1	2	3	8	常呂町	5	2	0	1	1	羅臼町	7	2	0	0	0

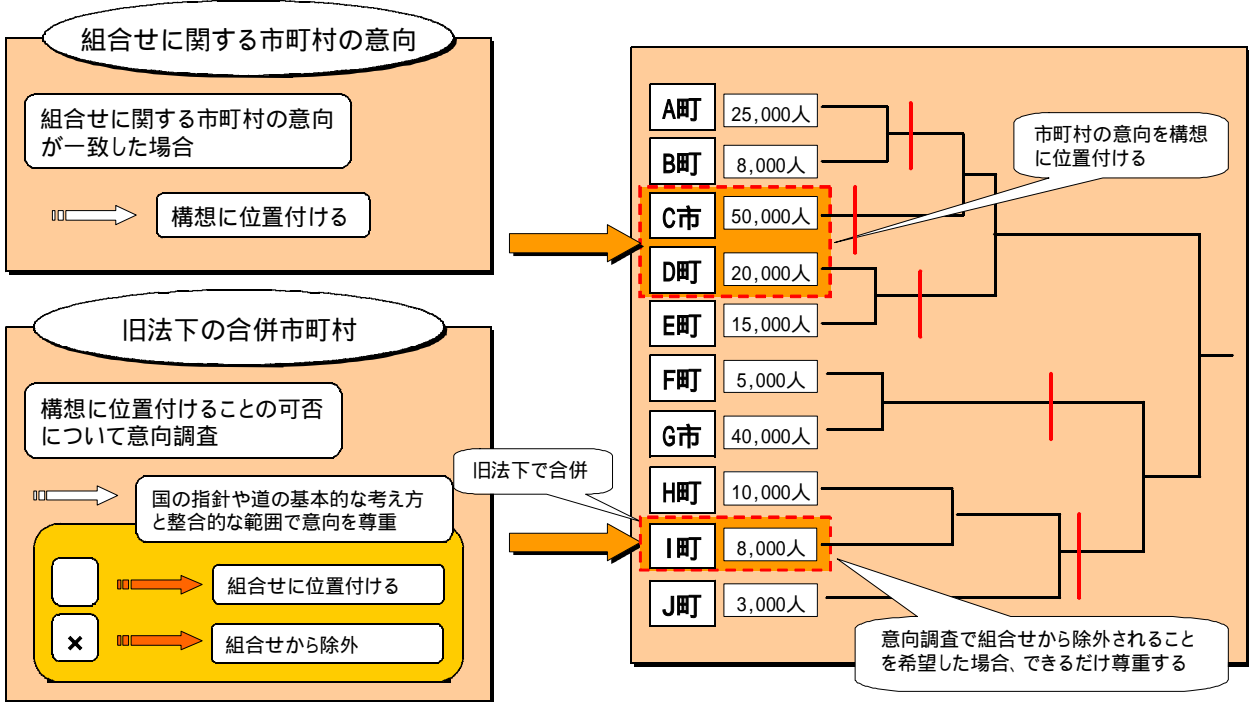
# 組合せの作成手順(例)



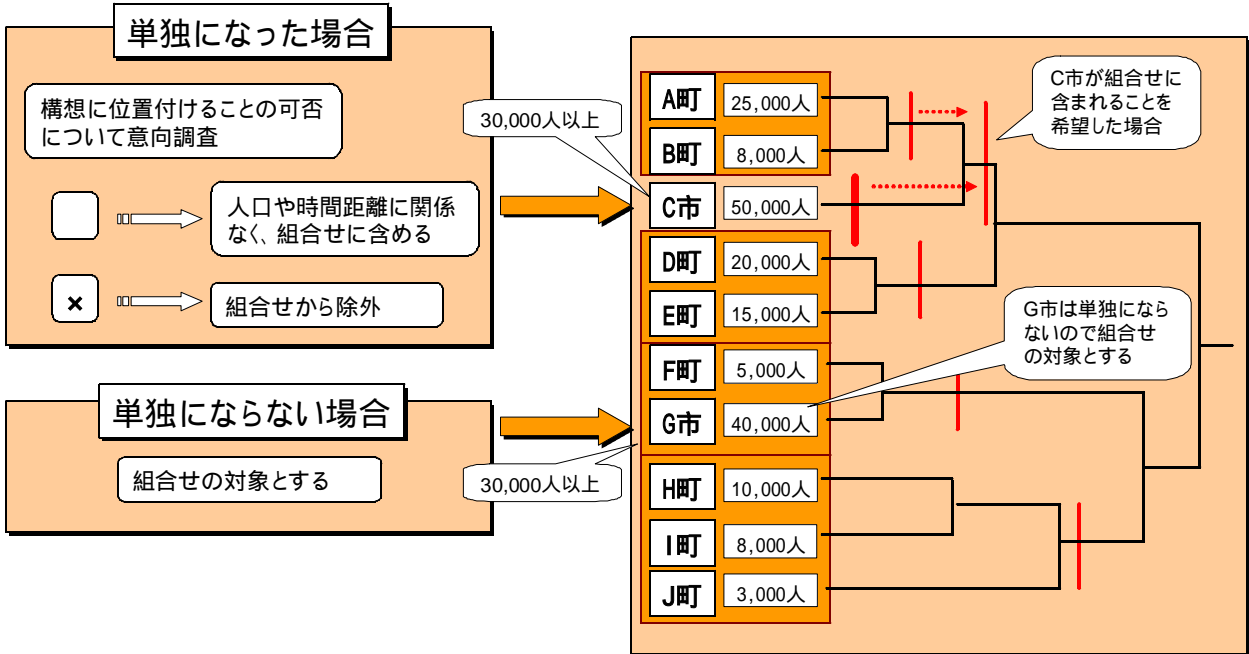
# 人口と時間距離



# 旧法下の合併・組合せに関する市町村の意向



# 人口3万人以上の市町村の取扱い



## クラスター分析における結合工程とクラスター間の係数

段階	結合されたクラスター		係数	次の段階
	クラスター1	クラスター2		
1	共和町	岩内町	0.731	9
2	江差町	上ノ国町	0.674	24
3	知内町	木古内町	0.653	96
4	留萌市	小平町	0.628	30
5	上湧別町	湧別町	0.618	66
6	利尻町	利尻富士町	0.610	118
7	士別市	剣淵町	0.578	82
8	北斗市	七飯町	0.567	37
9	共和町 岩内町	泊村	0.565	73
10	室蘭市	登別市	0.565	146
11	中標津町	標津町	0.558	72
12	積丹町	古平町	0.552	68
13	富良野市	南富良野町	0.548	47
14	ニセコ町	倶知安町	0.547	64
15	苫前町	羽幌町	0.535	43
16	深川市	妹背牛町	0.531	19
17	浦河町	様似町	0.511	94
18	名寄市	下川町	0.511	106
19	深川市 妹背牛町	秩父別町	0.510	79
20	新冠町	新ひだか町	0.509	139
21	安平町	厚真町	0.509	59
22	釧路市	釧路町	0.500	74
23	美幌町	津別町	0.500	138
24	江差町 上ノ国町	乙部町	0.496	60
25	伊達市	壮瞥町	0.492	63
26	仁木町	赤井川村	0.492	49
27	滝川市	新十津川町	0.491	114
28	帯広市	音更町	0.491	61
29	訓子府町	置戸町	0.491	46
30	留萌市 小平町	増毛町	0.489	151
31	砂川市	上砂川町	0.483	57
32	真狩村	留寿都村	0.481	54
33	士幌町	上士幌町	0.479	124
34	東神楽町	東川町	0.479	90
35	本別町	足寄町	0.478	108
36	上富良野町	中富良野町	0.474	77
37	函館市	北斗市 七飯町	0.472	115
38	厚岸町	浜中町	0.471	135
39	興部町	雄武町	0.471	89
40	旭川市	鷹栖町	0.469	70
41	当麻町	比布町	0.468	70
42	豊浦町	洞爺湖町	0.467	63
43	苫前町 羽幌町	初山別村	0.462	141
44	新得町	清水町	0.462	102
45	愛別町	上川町	0.458	95
46	北見市	訓子府町 置戸町	0.457	138
47	富良野市 南富良野町	占冠村	0.457	77
48	斜里町	清里町	0.455	83
49	仁木町 赤井川村	余市町	0.454	68
50	豊頃町	浦幌町	0.451	98
51	苫小牧市	白老町	0.447	105
52	北竜町	沼田町	0.446	79
53	中札内村	更別村	0.440	101
54	真狩村 留寿都村	喜茂別町	0.439	84
55	鹿部町	森町	0.438	115
56	島牧村	寿都町	0.436	97
57	砂川市 上砂川町	歌志内市	0.436	92
58	紋別市	滝上町	0.435	89
59	安平町 厚真町	むかわ町	0.434	105
60	江差町 上ノ国町 乙部町	厚沢部町	0.433	131
61	帯広市 音更町	芽室町	0.433	81
62	浜頓別町	中頓別町	0.432	117
63	伊達市 壮瞥町	豊浦町 洞爺湖町	0.428	146
64	ニセコ町 倶知安町	京極町	0.425	84
65	日高町	平取町	0.424	139
66	遠軽町	上湧別町 湧別町	0.422	127
67	大樹町	広尾町	0.422	137
68	積丹町 古平町	仁木町 赤井川村 余市町	0.419	125
69	美深町	音威子府村	0.412	106
70	旭川市 鷹栖町	当麻町 比布町	0.410	95
71	石狩市	当別町	0.410	128
72	別海町	中標津町 標津町	0.410	93
73	共和町 岩内町 泊村	神恵内村	0.409	149
74	釧路市 釧路町	白糠町	0.400	85
75	松前町	福島町	0.400	96
76	せたな町	今金町	0.395	143
77	富良野市 南富良野町 占冠村	上富良野町 中富良野町	0.394	162
78	網走市	大空町	0.393	129
79	深川市 妹背牛町 秩父別町	北竜町 沼田町	0.393	122
80	千歳市	恵庭市	0.391	148
81	帯広市 音更町 芽室町	幕別町	0.388	101
82	士別市 剣淵町	和寒町	0.384	157
83	斜里町 清里町	小清水町	0.378	129
84	ニセコ町 倶知安町 京極町	真狩村 留寿都村 喜茂別町	0.378	104
85	釧路市 釧路町 白糠町	鶴居村	0.377	133
86	岩見沢市	三笠市	0.370	113
87	由仁町	栗山町	0.368	120
88	遠別町	天塩町	0.364	107
89	紋別市 滝上町	興部町 雄武町	0.363	110
90	東神楽町 東川町	美瑛町	0.355	109
91	稚内市	豊富町	0.354	119
92	砂川市 上砂川町 歌志内市	奈井江町	0.354	121
93	別海町 中標津町 標津町	羅臼町	0.350	150
94	浦河町 様似町	入り毛町	0.347	153
95	旭川市 鷹栖町 当麻町 比布町	愛別町 上川町	0.340	109



段階	結合されたクラス		係数	次の段階
	クラス1	クラス2		
96	松前町 福島町	知内町 木古内町	0.337	130
97	島牧村 寿都町	黒松内町	0.336	145
98	池田町	豊頃町 浦幌町	0.335	132
99	標茶町	弟子屈町	0.333	133
100	八雲町	長万部町	0.333	143
101	帯広市 音更町 芽室町 幕別町	中札内村 更別村	0.330	126
102	鹿追町	新得町 清水町	0.327	124
103	南幌町	長沼町	0.324	120
104	蘭越町	二セコ町 倶知安町 京極町 真狩村 留寿都村 喜茂別町	0.322	145
105	苫小牧市 白老町	安平町 厚真町 むかわ町	0.319	163
106	名寄市 下川町	美深町 音威子府村	0.312	116
107	遠別町 天塩町	幌延町	0.308	141
108	本別町 足寄町	陸別町	0.307	144
109	旭川市 鷹栖町 当麻町 比布町 愛別町 上川町	東神楽町 東川町 美瑛町	0.303	162
110	紋別市 滝上町 興部町 雄武町	西興部村	0.302	156
111	江別市	北広島市	0.302	128
112	芦別市	赤平市	0.286	140
113	岩見沢市 三笠市	月形町	0.279	123
114	滝川市 新十津川町	雨竜町	0.278	134
115	函館市 北斗市 七飯町	鹿部町 森町	0.270	130
116	名寄市 下川町 美深町 音威子府村	中川町	0.268	157
117	浜頓別町 中頓別町	枝幸町	0.264	147
118	礼文町	利尻町 利尻富士町	0.263	152
119	稚内市 豊富町	猿払村	0.262	147
120	南幌町 長沼町	由仁町 栗山町	0.259	136
121	砂川市 上砂川町 歌志内市 奈井江町	浦臼町	0.252	134
122	深川市 妹背牛町 秩父別町 北竜町 沼田町	幌加内町	0.252	165
123	岩見沢市 三笠市 月形町	美瑛市	0.249	154
124	士幌町 上士幌町	鹿追町 新得町 清水町	0.248	126
125	小樽市	稚丹町 古平町 仁木町 赤井川村 余市町	0.229	149
126	帯広市 音更町 芽室町 幕別町 中札内村 更別村 士幌町 上士幌町	士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町	0.229	132
127	佐呂間町	遠軽町 上湧別町 湧別町	0.220	156
128	江別市 北広島市	石狩市 当別町	0.217	142
129	網走市 大空町	斜里町 清里町 小清水町	0.214	159
130	函館市 北斗市 七飯町 鹿部町 森町	松前町 福島町 知内町 木古内町	0.212	160
131	江差町 上ノ国町 乙部町 厚沢部町	奥尻町	0.206	155
132	帯広市 音更町 芽室町 幕別町 中札内村 更別村 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町	池田町 豊頃町 浦幌町	0.197	137
133	釧路市 釧路町 白糠町 鶴居村	標茶町 弟子屈町	0.190	135
134	滝川市 新十津川町 雨竜町	砂川市 上砂川町 歌志内市 奈井江町 浦臼町	0.190	140
135	釧路市 釧路町 白糠町 鶴居村 標茶町 弟子屈町	厚岸町 浜中町	0.183	164
136	夕張市	南幌町 長沼町 由仁町 栗山町	0.180	154
137	帯広市 音更町 芽室町 幕別町 中札内村 更別村 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 池田町 豊頃町 浦幌町	大樹町 広尾町	0.177	144
138	北見市 訓子府町 置戸町	美幌町 津別町	0.167	159
139	日高町 平取町	新冠町 新ひだか町	0.155	153
140	芦別市 赤平市	滝川市 新十津川町 雨竜町 砂川市 上砂川町 歌志内市 奈井江町 浦臼町	0.149	165
141	苫前町 羽幌町 初山別村	遠別町 天塩町 幌延町	0.146	151
142	江別市 北広島市 石狩市 当別町	新篠津村	0.137	148
143	八雲町 長万部町	せたな町 今金町	0.135	155
144	帯広市 音更町 芽室町 幕別町 中札内村 更別村 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 池田町 豊頃町 浦幌町 大樹町 広尾町	本別町 足寄町 陸別町	0.122	174
145	島牧村 寿都町 黒松内町	蘭越町 二セコ町 倶知安町 京極町 真狩村 留寿都村 喜茂別町	0.122	158
146	室蘭市 登別市	伊達市 壮瞥町 豊浦町 洞爺湖町	0.118	173
147	稚内市 豊富町 猿払村	浜頓別町 中頓別町 枝幸町	0.114	152
148	江別市 北広島市 石狩市 当別町 新篠津村	千歳市 恵庭市	0.113	161
149	小樽市 稚丹町 古平町 仁木町 赤井川村 余市町	共和町 岩内町 泊村 神恵内村	0.098	158
150	根室市	別海町 中標津町 標津町 羅臼町	0.097	164
151	留萌市 小平町 増毛町	苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町 幌延町	0.097	168
152	稚内市 豊富町 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町	礼文町 利尻町 利尻富士町	0.095	168
153	日高町 平取町 新冠町 新ひだか町	浦河町 様似町 入り毛町	0.088	163
154	夕張市 南幌町 長沼町 由仁町 栗山町	岩見沢市 三笠市 月形町 美瑛市	0.087	161
155	八雲町 長万部町 せたな町 今金町	江差町 上ノ国町 乙部町 厚沢部町 奥尻町	0.078	160
156	紋別市 滝上町 興部町 雄武町 西興部村	佐呂間町 遠軽町 上湧別町 湧別町	0.077	166
157	士幌市 剣淵町 和寒町	名寄市 下川町 美深町 音威子府村 中川町	0.074	169
158	小樽市 稚丹町 古平町 仁木町 赤井川村 余市町 共和町 岩内町 泊村 神恵内村 島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 二セコ町 倶知安町 京極町 真狩村 留寿都村 喜茂別町	島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 二セコ町 倶知安町 京極町 真狩村 留寿都村 喜茂別町	0.073	167
159	北見市 訓子府町 置戸町 美幌町 津別町	網走市 大空町 斜里町 清里町 小清水町	0.061	166
160	函館市 北斗市 七飯町 鹿部町 森町 松前町 福島町 知内町 木古内町	八雲町 長万部町 せたな町 今金町 江差町 上ノ国町 乙部町 厚沢部町 奥尻町	0.051	177
161	夕張市 南幌町 長沼町 由仁町 栗山町 岩見沢市 三笠市 月形町 美瑛市	江別市 北広島市 石狩市 当別町 新篠津村 千歳市 恵庭市	0.049	167
162	旭川市 鷹栖町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東神楽町 東川町 美瑛町	富良野市 南富良野町 占冠町 上富良野町 中富良野町	0.046	169
163	苫小牧市 白老町 安平町 厚真町 むかわ町	日高町 平取町 新冠町 新ひだか町 浦河町 様似町 入り毛町	0.033	171
164	釧路市 釧路町 白糠町 鶴居村 標茶町 弟子屈町 厚岸町 浜中町	根室市 別海町 中標津町 標津町 羅臼町	0.031	176
165	芦別市 赤平市 滝川市 新十津川町 雨竜町 砂川市 上砂川町 歌志内市 奈井江町 浦臼町	深川市 妹背牛町 秩父別町 北竜町 沼田町 幌加内町	0.027	172
166	北見市 訓子府町 置戸町 美幌町 津別町 網走市 大空町 斜里町 清里町 小清水町	紋別市 滝上町 興部町 雄武町 西興部村 佐呂間町 遠軽町 上湧別町 湧別町	0.020	174
167	小樽市 稚丹町 古平町 仁木町 赤井川村 余市町 共和町 岩内町 泊村 神恵内村 島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 二セコ町 倶知安町 京極町 真狩村 留寿都村 喜茂別町	夕張市 南幌町 長沼町 由仁町 栗山町 岩見沢市 三笠市 月形町 美瑛市 江別市 北広島市 石狩市 当別町 新篠津村 千歳市 恵庭市	0.019	170
168	留萌市 小平町 増毛町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町 幌延町	稚内市 豊富町 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 礼文町 利尻町 利尻富士町	0.017	170
169	旭川市 鷹栖町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東神楽町 東川町 美瑛町 富良野市 南富良野町 占冠町 上富良野町 中富良野町	士幌市 剣淵町 和寒町 名寄市 下川町 美深町 音威子府村 中川町	0.014	172
170	小樽市 ほか36市町村	留萌市 ほか17市町村	0.007	171
171	小樽市 ほか54市町村	苫小牧市 ほか11町	0.005	173
172	旭川市 ほか21市町村	芦別市 ほか15市町村	0.004	175
173	小樽市 ほか66市町村	室蘭市 登別市 伊達市 壮瞥町 豊浦町 洞爺湖町	0.002	175
174	帯広市 ほか18町	北見市 ほか18市町村	0.002	176
175	小樽市 ほか72市町村	旭川市 ほか37市町村	0.001	177
176	釧路市 ほか12市町村	帯広市 ほか37市町村	0.001	178
177	函館市 ほか17市町村	小樽市 ほか110市町村	0.000	178
178	函館市 ほか128市町村	釧路市 ほか50市町村	0.000	

## 道内市町村の役場間時間距離 (1/4)

(国土交通省NAVINETに基づき北海道企画振興部作成)

石狩支庁 役場間時間距離(分)

団体名	札幌市	江別市	千歳市	恵庭市	北広島市	石狩市	当別町	新篠津村
札幌市		40	75	58	42	32	50	62
江別市	41		51	35	19	48	27	29
千歳市	75	51		18	33	96	77	73
恵庭市	58	35	18		17	81	61	62
北広島市	43	19	33	17		64	45	45
石狩市	32	49	96	80	63		30	42
当別町	50	27	77	61	45	30		17
新篠津村	62	29	73	62	45	42	17	

渡島・檜山支庁 役場間時間距離(分)

団体名	函館市	北斗市	松前町	福島町	知内町	木古内町	七飯町	鹿部町	森町	八雲町	長万部町	江差町	上ノ国町	厚沢部町	乙部町	奥尻町	今金町	せたな町
函館市		24	143	106	75	62	26	57	63	103	137	99	109	82	96		144	
北斗市	24		121	84	53	39	18	44	50	90	124	80	87	64	78		131	140
松前町	143	121		37	70	82	136					81	70	98	98			
福島町	106	84	37		33	45	99	126	132			99	89	116	116			
知内町	75	53	70	33		14	69	95	101	141		68	58	85	85			
木古内町	62	39	82	45	14		55	81	87	127		57	48	75	74			
七飯町	26	18	136	99	69	55		34	40	80	115	74	85	58	72		122	131
鹿部町	57	44		126	95	81	34		33	76	110	96	107	80	94		117	126
森町	63	50		132	101	87	41	33		44	78	81	92	64	79		86	94
八雲町	103	90		141	127	81	76	44		38	80	91	63	74			41	50
長万部町	138	124				115	110	78	38		114	125	97	112			51	63
江差町	99	80	81	99	68	57	74	96	81	80	114		11	18	17		111	100
上ノ国町	109	87	70	89	58	48	85	107	92	91	125	11		29	28		122	111
厚沢部町	82	64	98	116	85	75	58	80	64	63	97	18	29		15		104	98
乙部町	96	78	98	116	85	74	72	94	79	74	112	17	28	15			94	83
奥尻町																		
今金町	145	131					122	117	86	41	60	111	122	104	94			15
せたな町		140					131	126	94	50	72	100	111	98	83			

後志支庁 役場間時間距離(分)

団体名	小樽市	島牧村	寿都町	黒松内町	蘭越町	二セコ町	真狩村	留寿都村	喜茂別町	京極町	倶知安町	共和町	岩内町	泊村	神恵内村	積丹町	古平町	仁木町	余市町	赤井川村
小樽市		147	121	125	104	90	102	110	103	90	75	63	75	82	90	62	53	35	31	44
島牧村	147		26	34	64	85	97	107	116	108	99	84	73	90	106		143	112	120	122
寿都町	121	26		21	45	66	78	88	97	89	79	58	47	65	80	126	118	86	95	97
黒松内町	125	34	21		33	54	66	76	85	77	68	62	51	69	84	130	122	90	99	101
蘭越町	104	64	45	33		21	33	43	52	44	35	41	39	55	70	109	100	69	77	80
二セコ町	90	85	66	54	21		16	26	35	27	18	36	48	55	70	95	87	55	64	66
真狩村	102	97	78	66	33	16		10	21	17	30	48	60	67	82	107	99	68	76	78
留寿都村	110	107	88	76	43	26	10		12	20	37	56	68	75	90	115	107	76	84	86
喜茂別町	103	116	97	85	52	35	21	12		13	30	49	61	68	83	108	100	69	77	79
京極町	90	108	89	77	44	27	17	20	13		17	36	48	55	70	95	87	55	64	66
倶知安町	75	99	79	68	35	18	30	37	30	17		21	33	40	55	80	71	40	48	51
共和町	63	84	58	62	41	36	48	56	49	36	21		12	20	35	68	59	28	37	39
岩内町	75	73	47	51	39	48	60	68	61	48	33	12		18	34	80	71	40	48	51
泊村	82	90	65	69	55	55	67	75	68	55	40	20	18		15	62	53	47	55	57
神恵内村	90	106	80	84	70	70	82	90	83	70	55	35	34	15		47	38	62	59	73
積丹町	62		126	130	109	95	107	115	108	95	80	68	80	62	47		9	40	32	52
古平町	53	143	118	122	100	87	99	107	100	87	71	59	71	53	38	9		31	23	44
仁木町	35	112	86	90	69	55	68	76	69	55	40	28	40	47	62	40	31		8	21
余市町	31	120	95	99	77	64	76	84	77	64	48	37	48	55	59	32	23	8		21
赤井川村	44	122	97	101	80	66	78	86	79	66	51	39	51	57	73	52	44	21		

## 道内市町村の役場間時間距離 (2/4)

(国土交通省NAVINETに基づき北海道企画振興部作成)

### 空知支庁

### 役場間時間距離(分)

団体名	夕張市	岩見沢市	美瑛市	芦別市	赤平市	三笠市	滝川市	砂川市	歌志内市	深川市	南幌町	奈井江町	上砂川町	由仁町	長沼町	栗山町	月形町	浦臼町	新十津川町	妹背牛町	秩父別町	雨竜町	北竜町	沼田町	幌加内町
夕張市		51	73	108	123	58	112	100	114	144	48	88	105	30	40	32	75	91	107	134	141	121	134	147	
岩見沢市	51		27	79	78	16	67	55	69	99	29	43	60	40	36	28	28	46	62	89	95	76	89	101	146
美瑛市	73	27		64	52	21	42	29	43	76	55	18	34	62	62	51	19	25	40	67	73	55	68	79	124
芦別市	108	79	64		18	66	36	38	21	42	107	48	31	112	115	100	71	52	42	52	54	44	56	60	81
赤平市	123	78	52	18		72	19	26	9	44	102	36	19	113	113	101	58	39	25	35	41	28	39	47	87
三笠市	58	16	21	66	72		61	49	63	94	43	38	54	48	51	37	25	41	57	84	90	71	84	96	141
滝川市	112	67	42	36	19	61		14	26	35	89	25	20	102	100	90	44	25	7	27	33	17	30	39	83
砂川市	100	55	29	38	26	49	14		17	48	79	13	11	90	90	78	37	17	14	40	46	29	42	52	96
歌志内市	114	69	43	21	9	63	26	17		52	93	27	10	103	103	92	50	31	28	44	50	36	48	56	91
深川市	144	99	76	42	44	94	35	48	52		120	60	55	134	131	122	75	56	37	12	13	23	24	19	51
南幌町	48	29	55	107	102	43	89	79	93	120		66	84	23	13	19	46	64	83	110	117	97	110	123	
奈井江町	88	43	18	48	36	38	25	13	27	60	66		18	77	77	66	27	8	23	50	57	38	51	63	107
上砂川町	105	60	34	31	19	54	20	11	10	55	84	18		94	95	83	43	24	21	46	52	35	48	58	101
由仁町	30	40	62	112	113	48	102	90	103	134	23	77	94		13	15	62	80	96	123	130	111	124	136	
長沼町	40	36	62	114	113	51	100	90	103	131	13	77	95	13		16	57	75	94	121	128	108	121	134	
栗山町	32	28	51	100	101	37	90	78	92	122	19	66	83	15	16		49	67	85	112	119	99	112	125	
月形町	75	28	19	71	58	25	44	37	50	75	46	27	43	62	57	49		19	38	65	72	52	65	78	123
浦臼町	91	46	25	52	39	41	25	17	31	56	64	8	24	80	75	67	19		19	46	52	33	46	58	103
新十津川町	107	62	40	42	25	57	7	14	28	37	83	23	21	96	94	85	38	19		27	34	14	28	40	85
妹背牛町	134	89	67	52	35	84	27	40	44	12	110	50	46	123	121	112	65	46	27		8	13	12	15	60
秩父別町	141	95	73	54	41	90	33	46	50	13	117	57	52	130	128	119	72	52	34	9		19	13	6	51
雨竜町	121	76	55	44	28	71	17	29	36	23	97	38	35	111	108	99	52	33	14	13	19		13	25	70
北竜町	134	89	68	56	39	84	30	42	48	24	110	51	48	124	121	112	65	46	28	12	13	13		16	62
沼田町	147	101	79	60	47	97	39	52	56	19	123	63	58	136	134	125	78	58	40	15	6	25	16		47
幌加内町		146	124	81	87	142	83	96	91	51		107	101				123	103	85	60	51	70	62	47	

### 上川支庁

### 役場間時間距離(分)

団体名	旭川市	士別市	名寄市	富良野市	鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町	愛別町	上川町	東川町	美瑛町	上富良野町	中富良野町	南富良野町	占冠村	和寒町	剣淵町	下川町	美深町	音威子府村	中川町		
旭川市		61	87	73	18	20	23	22	32	54	24	35	55	64	118	127	42	54	96	108	139			
士別市	61		29	128	52	70	49	41	44	65	72	90	109	118			20	13	42	50	81	114		
名寄市	87	29		67	78	95	75	67	70	91	98	116	135	144			46	39	19	23	54	87		
富良野市	73	128			88	58	80	89	92	114	65	42	21	12	45	55	109	120						
鷹栖町	18	52	78	88		30	20	17	28	49	32	51	70	79	133	143	33	45	92	99	130			
東神楽町	20	70	95	58	30		21	30	34	55	7	21	40	49	103	113	51	62	98	117	147			
当麻町	23	49	75	80	20	21		10	15	36	24	42	61	70	125	134	30	42	79	96	127			
比布町	22	41	67	89	17	30	10		13	34	33	51	70	79	134	143	22	34	77	89	119			
愛別町	32	44	70	92	28	34	15	13		21	36	55	74	83	137	147	25	36	64	91	122			
上川町	54	65	91	114	49	55	36	34	21		58	76	95	104			46	58	86	112	143			
東川町	24	72	98	65	32	7	24	33	36	58		27	47	55	110	119	53	65	101	119				
美瑛町	35	90	116	42	51	21	42	51	55	76	27		23	32	87	96	71	83	119	137				
上富良野町	55	109	135	21	70	40	61	70	74	95	47	23		10	66	76	91	102	138					
中富良野町	64	118	144	12	79	49	70	79	83	104	55	32	10		57	66	99	111	147					
南富良野町	118			45	133	103	125	134	137		110	87	66	57										
占冠村	127			55	143	113	134	143	147		119	96	76	66	41									
和寒町	42	20	46	109	33	51	30	22	25	46	53	71	91	99			12	59	67	98	131			
剣淵町	54	13	39	120	45	62	42	34	36	58	65	83	102	111			12	53	61	91	125			
下川町	96	42	19		92	98	79	77	64	86	101	119	138	147			59	53	43	73	107			
美深町	108	50	23		99	117	96	88	91	112	119	137					67	60	43		32	65		
音威子府村	139	81	54		130	147	127	119	122	143	150						98	91	73	32		33		
中川町		114	87														131	125	107	65	33			

### 留萌支庁

### 役場間時間距離(分)

団体名	留萌市	増毛町	小平町	苫前町	羽幌町	初山別村	遠別町	天塩町	幌延町
留萌市		22	15	49	58	80	104	125	147
増毛町	22		36	71	80	102	125	146	
小平町	15	36		35	44	66	89	111	132
苫前町	49	71	35		9	31	54	76	97
羽幌町	58	80	44	9		23	46	67	89
初山別村	80	102	66	31	23		24	45	66
遠別町	104	125	89	54	46	24		22	43
天塩町	125	146	111	76	67	45	22		22
幌延町	147		132	97	89	66	43	22	

## 道内市町村の役場間時間距離 (3/4)

(国土交通省NAVINETに基づき北海道企画振興部作成)

### 宗谷支庁

役場間時間距離(分)

団体名	稚内市	猿払村	浜頓別町	中頓別町	枝幸町	豊富町	礼文町	利尻町	利尻富士町
稚内市		68	105	112	138	47			
猿払村	68		40	62	72	55			
浜頓別町	105	40		23	33	61			
中頓別町	112	62	23		48	66			
枝幸町	138	72	33	48		94			
豊富町	47	55	61	66	94				
礼文町									
利尻町									16
利尻富士町									16

### 網走支庁

役場間時間距離(分)

団体名	北見市	網走市	紋別市	美幌町	津別町	斜里町	清里町	小清水町	訓子府町	置戸町	佐呂間町	遠軽町	上湧別町	湧別町	滝上町	興部町	西興部村	雄武町	大空町	
北見市		51	110	30	31	97	87	74	21	37	49	73	80	76	131	133				42
網走市	51		124	36	54	46	46	32	69	85	65	99	93	89		146				21
紋別市	110	124		124	136				115	113	73	61	45	37	38	26	50	45	126	
美幌町	30	36	124		20	69	58	44	47	64	63	86	93	90	145	147				17
津別町	31	54	136	20		89	78	64	36	53	74	95	105	101						37
斜里町	97	46		69	89		17	26	114	130	110	144	139	135						57
清里町	87	46		58	78	17		14	105	121	110	140	138	135						47
小清水町	74	33		44	64	26	14		91	108	96	126	125	121						34
訓子府町	21	69	115	47	36	114	105	91		17	54	61	77	81	119	138	146			60
置戸町	37	85	113	64	53	130	121	108	17		52	58	74	79	117	136	143			76
佐呂間町	49	65	73	63	74	110	110	96	54	52		40	43	39	98	96	120	115		67
遠軽町	73	99	61	86	95	144	140	126	61	58	40		16	27	71	83	96	102		95
上湧別町	80	93	45	93	105	139	138	125	77	74	43	16		11	75	68	92	87		96
湧別町	76	89	37	90	101	135	135	121	81	79	39	27	11		66	60	84	79		92
滝上町	131		38	145					119	117	98	71	75	66		48	28	66		
興部町	133	147	26	147					138	136	96	83	68	60	48		24	19		149
西興部村			50						146	143	120	96	92	84	28	24				39
雄武町			45								115	102	87	79	66	19	39			
大空町	42	21	126	17	37	57	47	34	60	76	67	95	96	92		149				

### 胆振支庁

役場間時間距離(分)

団体名	室蘭市	苫小牧市	登別市	伊達市	豊浦町	壮瞥町	白老町	厚真町	洞爺湖町	安平町	むかわ町
室蘭市		82	23	34	60	50	55	122	52	114	121
苫小牧市	82		61	108	128	95	30	41	120	32	40
登別市	23	61		50	76	59	34	101	68	93	100
伊達市	34	109	50		27	17	82	149	19	140	148
豊浦町	60	128	76	27		34	101		9		
壮瞥町	50	95	59	17	34		67	135	25	126	134
白老町	55	30	34	82	101	67		70	93	62	69
厚真町	122	41	101	149		135	70			13	22
洞爺湖町	52	120	68	19	9	25	93				
安平町	114	32	92	140		126	62	13			34
むかわ町	120	39	99	147		133	69	22		34	

### 日高支庁

役場間時間距離(分)

団体名	日高町	平取町	新冠町	浦河町	様似町	えりも町	新ひだか町
日高町		20	34	95	116	144	41
平取町	20		53	114	135		60
新冠町	34	53		63	85	112	9
浦河町	95	114	63		21	49	56
様似町	116	135	85	21		28	77
えりも町	144		112	49	28		105
新ひだか町	41	60	9	56	77	105	

## 道内市町村の役場間時間距離 (4/4)

(国土交通省NAVINETに基づき北海道企画振興部作成)

### 十勝支庁

### 役場間時間距離(分)

団体名	帯広市	音更町	士幌町	上士幌町	鹿追町	新得町	清水町	芽室町	中札内村	更別村	大樹町	広尾町	幕別町	池田町	豊頃町	本別町	足寄町	陸別町	浦幌町	
帯広市		15	37	45	38	57	45	22	40	46	69	103	30	36	50	67	81	116	68	
音更町	15		24	32	29	48	41	25	53	61	83	118	39	38	55	54	68	103	70	
士幌町	37	24		11	37	55	55	45	75	83	105	140	54	48	64	44	47	82	79	
上士幌町	45	32	11		45	64	64	53	83	91	110	145	57	51	67	42	36	71	82	
鹿追町	38	29	37	45		19	19	28	66	75	97	131	64	61	77	76	81	116	92	
新得町	57	48	55	64	19		14	39	77	85	107	142	82	79	96	95	100	135	111	
清水町	45	41	55	64	19	14		27	64	73	95	129	71	69	86	90	100	135	101	
芽室町	22	25	45	53	28	39	27		40	48	70	105	51	50	65	75	89	124	81	
中札内村	40	53	75	83	66	77	64	40		10	32	66	47	58	51	90	111	146	69	
更別村	46	61	83	90	75	85	73	48	10		27	62	39	50	43	82	103	138	62	
大樹町	69	83	105	110	97	107	95	70	32	27		36	53	64	52	96	117		66	
広尾町	103	118	140	145	131	142	129	105	66	62	36		88	99	84	131			88	
幕別町	30	39	54	57	64	82	71	51	47	39	53	88		12	21	43	64	99	39	
池田町	36	38	48	51	61	79	69	50	58	50	64	99	12		22	34	55	90	37	
豊頃町	50	55	64	67	77	96	86	65	51	43	52	84	21	22		53	75	110	22	
本別町	67	54	44	42	76	95	90	75	90	82	96	131	43	34	53		22	57	45	
足寄町	81	68	47	36	81	100	100	89	111	103	117			64	55	75	22		36	66
陸別町	116	103	82	71	116	135	135	124	146	138				99	90	110	57	36		101
浦幌町	68	70	79	82	92	111	101	81	69	62	66	88	39	37	22	45	66	101		

### 釧路支庁

### 役場間時間距離(分)

団体名	釧路市	釧路町	厚岸町	浜中町	標茶町	弟子屈町	鶴居村	白糠町
釧路市		16	61	98	63	88	45	46
釧路町	16		45	81	52	83	55	60
厚岸町	61	45		40	45	76	81	104
浜中町	98	81	40		80	108	116	141
標茶町	63	52	45	80		31	36	101
弟子屈町	88	83	76	108	31		43	109
鶴居村	45	55	81	116	36	43		66
白糠町	46	60	104	141	101	109	67	

### 根室支庁

### 役場間時間距離(分)

団体名	根室市	別海町	中標津町	標津町	羅臼町
根室市		62	84	100	
別海町	62		22	42	93
中標津町	84	22		25	70
標津町	100	42	25		56
羅臼町		93	70	56	

NAVINET(ナビネット:総合交通体系分析システム)とは、陸・海・空にわたり、交通体系の現状や整備効果をアウトカムの形で定量的に分析・評価するため、国土交通省が開発したシステムです。

NAVINETは、ある任意の起終点間の最短所要時間を交通手段ごとに算出することができますが、本資料で提供する表は、各市町村間の所要時間を、交通手段を自動車として計算した結果に基づき、集計したものです。

設定条件は、以下のとおりとなっています。

経路は、幅員5.5m以上の道路

この中には、冬期通行止めの路線も含まれる(システム上除外することはできない)

起終点は、厳密には、各役場から最寄りの幅員5.5m以上の道路上

走行速度は一定と仮定したのではなく、道路交通センサスや道路時刻表に基づく実走速度元になるデータは、平成12年に作成

本表は、起点を行、終点を列とするマトリクス形式です。

なお、最短所要時間150分を超えるものについては、空欄となっています。

# 北海道市町村合併推進構想に関する意見照会結果

## 調査の概要

### 1 調査目的

北海道市町村合併推進構想(以下、「構想」という。)における構想対象市町村の組合せの決定のため、及び市町村合併の推進に資する情報提供を行うため、組合せに関する市町村の意向等を把握することを目的とする。

### 2 調査対象市町村

全市町村

### 3 調査事項

#### 市町村合併についての考え方

- 1 市町村合併に関する意向について
- 2 今後の行政運営に関する意向について
- 3 市町村合併を検討する場合の組合せについて
- 4 合併新法下において合併を進める上で障害や問題となること
- 5 広域行政の取組状況について

#### 市町村合併を進めていく上で道に期待することについて

- 1 合併新法下における知事の勧告権の行使について
- 2 合併を推進していく上で道に期待する役割について

### 4 調査時期・調査方法

平成 18 年 7 月上旬から中旬にかけて、文書により全市町村に照会

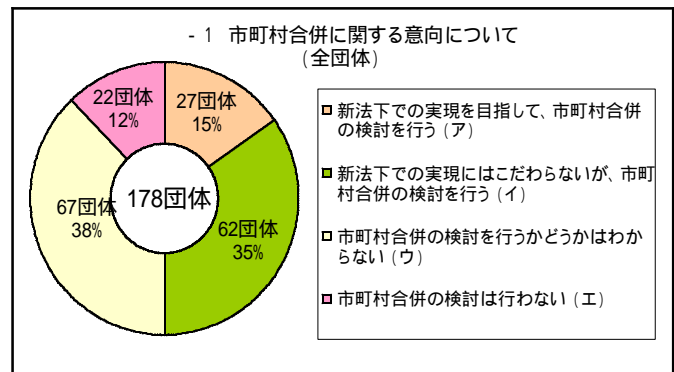
### 5 回答状況

本調査は、平成 18 年 7 月末までに 180 市町村のうち、178 団体から回答を得ているが、未回答の団体が 2 団体あった。

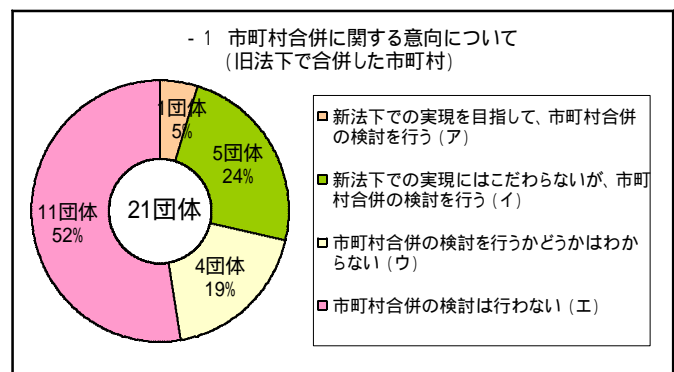
市町村合併についての考え方

1 市町村合併に関する意向

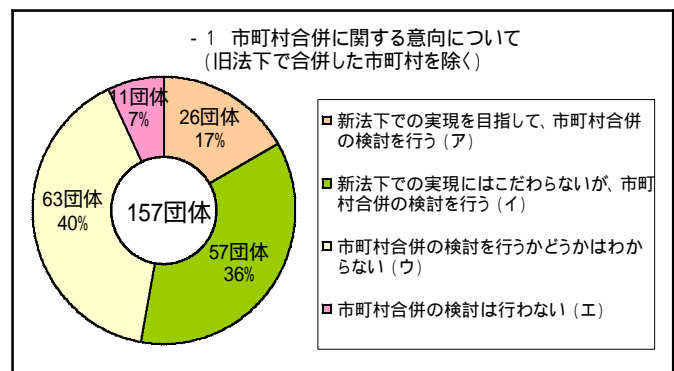
道内の全市町村に、市町村合併に関する意向を聞いたところ、「新法下での実現を目指して市町村合併の検討を行う」27 団体(15%)、「新法下での実現にはこだわらないが、市町村合併の検討を行う」62 団体(35%)、「市町村合併の検討を行うかどうかはわからない」67 団体(38%)、「市町村合併の検討は行わない」22 団体(12%)となっています。



このうち、旧合併特例法下で合併した市町村については、「新法下での実現を目指して市町村合併の検討を行う」1 団体(5%)、「新法下での実現にはこだわらないが、市町村合併の検討を行う」5 団体(24%)、「市町村合併の検討を行うかどうかはわからない」4 団体(19%)、「市町村合併の検討は行わない」11 団体(52%)となっています。



それ以外の市町村では、「新法下での実現を目指して市町村合併の検討を行う」26 団体(17%)、「新法下での実現にはこだわらないが、市町村合併の検討を行う」57 団体(36%)、「市町村合併の検討を行うかどうかはわからない」63 団体(40%)、「市町村合併の検討は行わない」11 団体(7%)となっています。

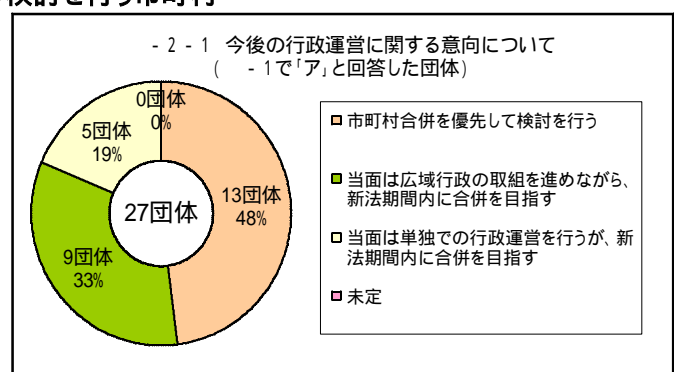


2 今後の行政運営に関する意向

今後の行政運営に関する意向は、 - 1 (市町村合併に関する意向) の回答により、それぞれ選択肢を設けて聞いています。

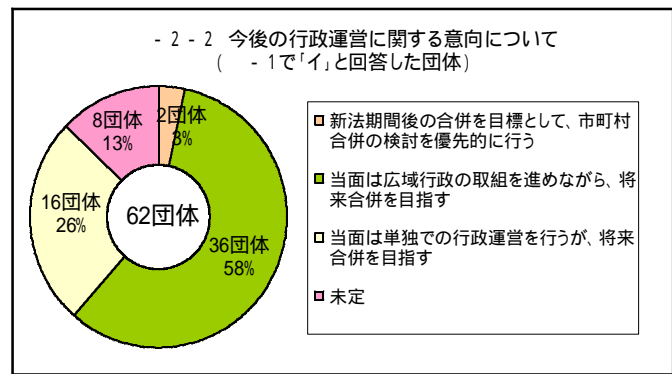
2 - 1 新法下での実現を目指して市町村合併の検討を行う市町村

「新法下での実現を目指して市町村合併の検討を行う」と回答した 27 団体の今後の行政運営に関する意向は、「市町村合併を優先して検討を行う」13 団体(48%)、「当面は広域行政の取組を進めながら、新法期間内に合併を目指す」9 団体(33%)、「当面は単独での行政運営を行うが、新法期間内に合併を目指す」5 団体(19%)となっています。



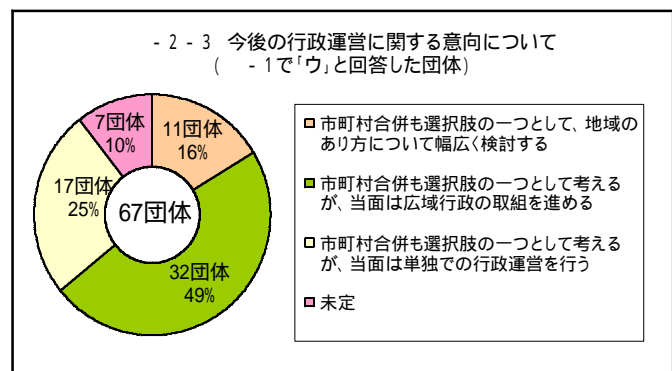
## 2 - 2 新法下での実現にはこだわらないが、市町村合併の検討を行う市町村

「新法下での実現にはこだわらないが、市町村合併の検討を行う」と回答した 62 団体では、「新法期間後の合併を目標として、市町村合併の検討を優先的に行う」2 団体(3%)、「当面は広域行政の取組を進めながら、将来合併を目指す」36 団体(58%)、「当面は単独での行政運営を行うが、将来合併を目指す」16 団体(26%)、「未定」8 団体(13%)となっています。



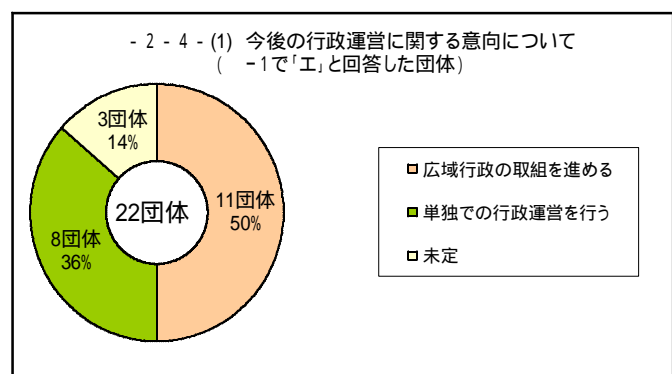
## 2 - 3 市町村合併の検討を行うかどうかはわからない市町村

「市町村合併の検討を行うかどうかはわからない」と回答した 67 団体では、「市町村合併の選択肢の一つとして、地域のあり方について幅広く検討する」11 団体(16%)、「市町村合併も選択肢の一つとして考えるが、当面は広域行政の取組を進める」32 団体(49%)、「市町村合併も選択肢の一つとして考えるが、当面は単独での行政運営を行う」17 団体(25%)、「未定」7 団体(10%)となっています。

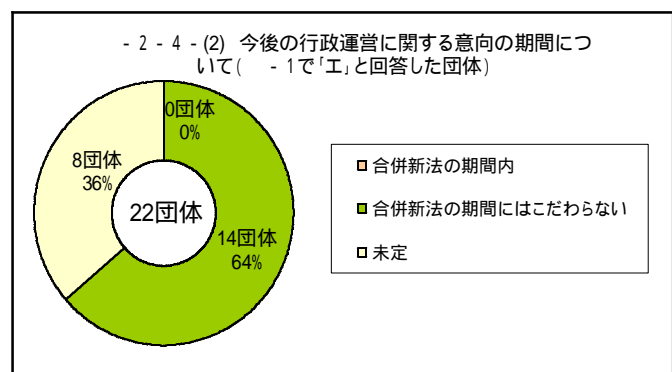


## 2 - 4 市町村合併の検討は行わない市町村

「市町村合併の検討は行わない」と回答した 22 団体では、「広域行政の取組を進める」11 団体(50%)、「単独での行政運営を行う」8 団体(36%)、「未定」3 団体(14%)となっています。

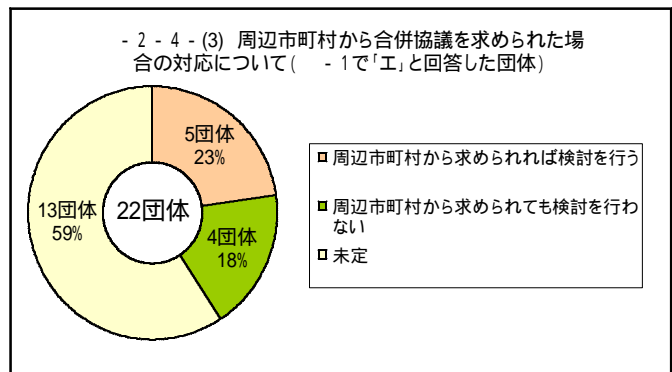


その期間は、「合併新法にはこだわらない」14 団体(64%)、「未定」8 団体(36%)となっており、「合併新法の期間内」と回答した団体はありませんでした。



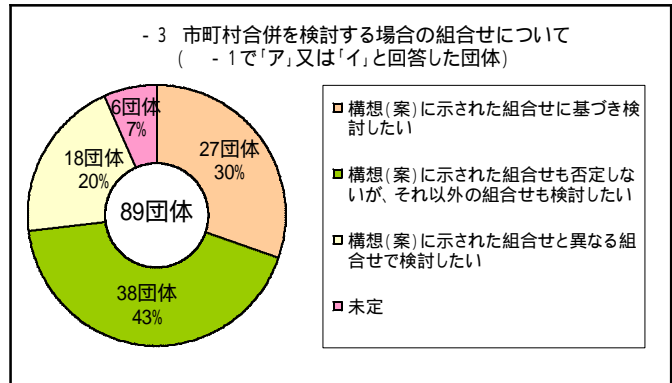


また、周辺市町村から合併協議を求められた場合の対応は、「周辺市町村から求められれば検討を行う」5 団体(23%)、「周辺市町村から求められても検討を行わない」4 団体(18%)、「未定」13 団体(59%)となっています。



### 3 市町村合併を検討する場合の組合せについて

- 1(市町村合併に関する意向)で「新法下での実現を目指して市町村合併の検討を行う」又は「新法下での実現にはこだわらないが、市町村合併の検討を行う」と回答した 89 団体の市町村合併を検討する場合の組合せは、「構想案に示された組合せに基づき検討したい」27 団体(30%)、「構想案に示された組合せも否定しないが、それ以外の組合せも検討したい」38 団体(43%)、「構想案に示された組合せと異なる組合せで検討したい」18 団体(20%)、「未定」6 団体(7%)となっています。



また、「構想案に示された組合せも否定しないが、それ以外の組合せも検討したい」又は「構想案に示された組合せと異なる組合せで検討したい」と回答した団体には、市町村合併を検討する場合の組合せについて聞いています。

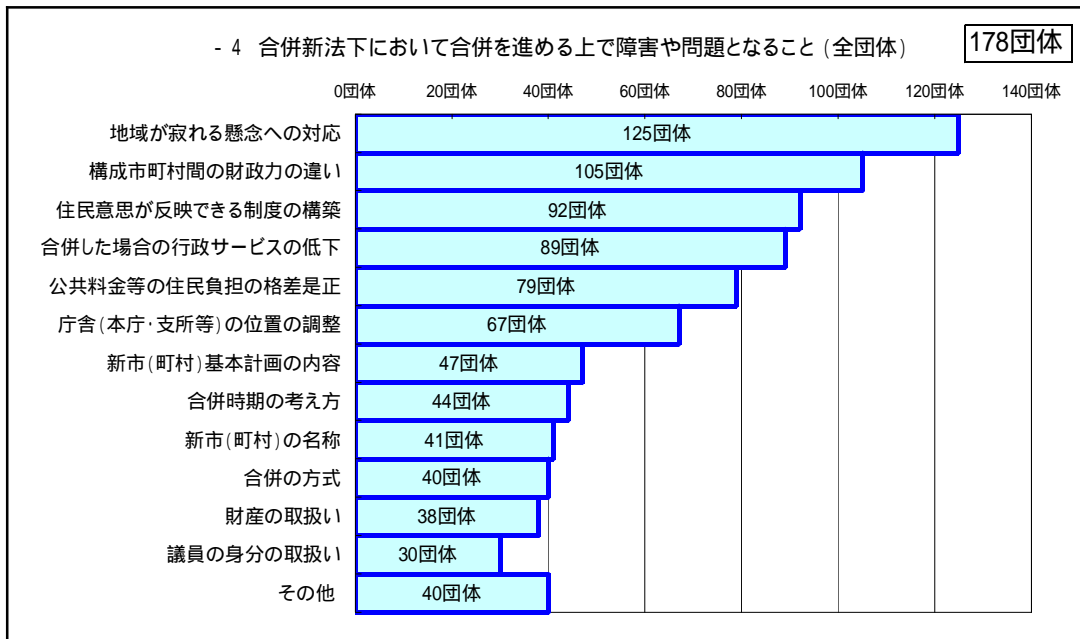
- 1(市町村合併に関する意向)、 - 3(市町村合併を検討する場合の組合せ)及び市町村合併を検討する場合の組合せの意向について支庁別の状況は、下の表のとおりです。

- 3 市町村合併を検討する場合の組合せ (支庁別整理)

- 3	新法下での実現を目指す							新法下での実現にはこだわらない								
	構想(案)に示された組合せに基づき検討			構想(案)に示された組合せも否定しないが、それ以外の組合せも検討				未定	構想(案)に示された組合せに基づき検討			構想(案)に示された組合せと異なる組合せで検討				未定
	市町村が意図している組合せの内容	一部の市町村同士	より広域	その他	一部の市町村同士	より広域	その他		一部の市町村同士	より広域	その他	一部の市町村同士	より広域	その他		
石狩		1			1											
渡島				1				2		2	2					
檜山	1											1				
後志	1	2			1			2	2		3				1	
空知	5	1		1			1	1	1		2					1
上川	2							3			2					
留萌										2	3				1	1
宗谷	2		1	1				1				1				
網走	1			1			1	1			3	1				
胆振										1	1		3			1
日高	2							2								
十勝										2	1		8			
釧路																1
根室								1			1					
合計	14	4	2	3	2	0	1	1	13	3	7	19	2	11	2	5

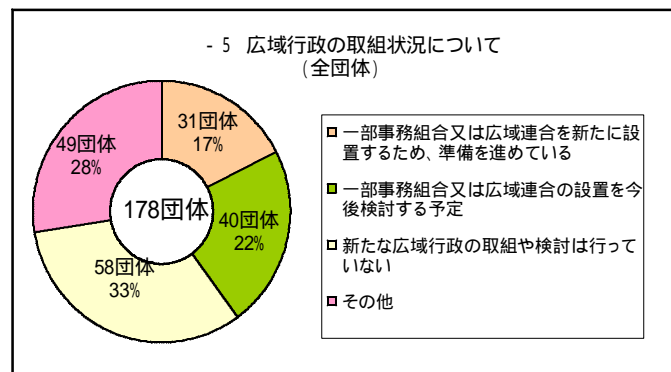
#### 4 合併新法下で合併を進める上で障害や問題となること(複数回答)

合併新法下で合併を進める上で障害や問題となることについては、全団体に対し複数回答で聞いています。回答は、「地域が寂れる懸念への対応」が最も多く、次いで「構成市町村間の財政力の違い」、「住民意思が反映できる制度の構築」、「合併した場合の行政サービスの低下」、「公共料金等の住民負担の格差是正」、「庁舎(本庁・支所等)の位置の調整」などとなっています。



#### 5 広域行政の取組状況について

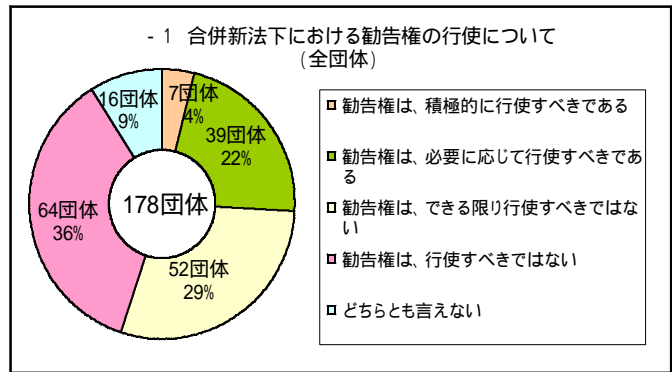
広域行政の取組状況は、「一部事務組合又は広域連合を新たに設置するため、準備を進めている」31 団体(17%)、「一部事務組合又は広域連合の設置を今後検討する予定」40 団体(22%)、「新たな広域行政の取組や検討は行っていない」58 団体(33%)、「その他」49 団体(28%)となっています。



**市町村合併を進めていく上で道に期待することについて**

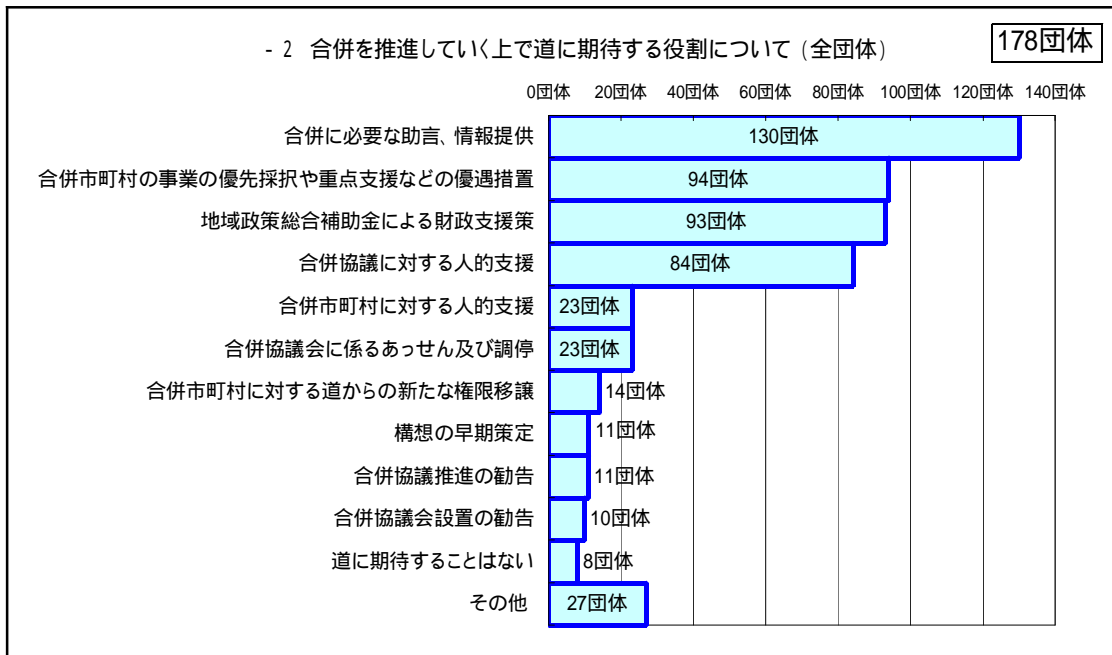
**1 合併新法下での知事の勧告権の行使について**

合併新法で定められた知事の勧告権の行使については、「積極的に行使すべきである」7 団体(4%)、「必要に応じて行使すべきである」39 団体(22%)、「できる限り行使すべきではない」52 団体(29%)、「行使すべきではない」64 団体(36%)、「どちらとも言えない」16 団体(9%)となっています。



**2 合併を推進していく上で道に期待する役割について(複数回答(4つまで))**

合併を推進していく上で道に期待する役割として重要と思われるものについては、「合併に必要な助言、情報提供」が最も多く、次いで「事業の優先採択や重点支援などの優遇措置」、「地域政策総合補助金による財政支援策」、「合併協議に対する人的支援」となっています。



組合せに関する市町村の意向

ア 「新法下での実現を目指して市町村合併の検討を行う」と回答した市町村

支庁	組合せに関する意向
石狩	構想に示された組合せも否定しないが、一部の市町村同士の組合せも検討( 1 団体) 構想に示された組合せの一部の市町村同士の組合せを検討( 1 団体)
渡島	構想に示された組合せも否定しないが、より広域の組合せも検討( 1 団体)
檜山	構想に示された組合せに基づき検討( 1 団体)
後志	構想に示された組合せに基づき検討( 1 団体) 構想に示された組合せも否定しないが、一部の市町村同士の組合せも検討( 2 団体) 構想に示された組合せの一部の市町村同士の組合せを検討( 1 団体)
空知	構想に示された組合せに基づき検討( 5 団体) 構想に示された組合せも否定しないが、一部の市町村同士の組合せも検討( 1 団体) 構想に示された組合せも否定しないが、その他の組合せも検討( 1 団体) 未定( 1 団体)
上川	構想に示された組合せに基づき検討( 2 団体)
留萌	
宗谷	構想に示された組合せに基づき検討( 2 団体) 構想に示された組合せも否定しないが、より広域の組合せも検討( 1 団体) 構想に示された組合せも否定しないが、その他の組合せも検討( 1 団体)
網走	構想に示された組合せに基づき検討( 1 団体) 構想に示された組合せも否定しないが、その他の組合せも検討( 1 団体) 構想に示された組合せと異なるその他の組合せを検討( 1 団体)
胆振	
日高	構想に示された組合せに基づき検討( 2 団体)
十勝	
釧路	
根室	

イ 「新法下での実現にはこだわらないが、市町村合併の検討を行う」と回答した市町村

支庁	組合せに関する意向
石狩	
渡島	構想に示された組合せに基づき検討(2団体) 構想に示された組合せも否定しないが、より広域の組合せも検討(2団体) 構想に示された組合せも否定しないが、その他の組合せも検討(2団体)
檜山	構想に示された組合せも否定しないが、その他の組合せも検討(1団体)
後志	構想に示された組合せに基づき検討(2団体) 構想に示された組合せも否定しないが、一部の市町村同士の組合せも検討(2団体) 構想に示された組合せも否定しないが、その他の組合せも検討(3団体) 構想に示された組合せと異なるその他の組合せを検討(1団体)
空知	構想に示された組合せに基づき検討(1団体) 構想に示された組合せも否定しないが、一部の市町村同士の組合せも検討(1団体) 構想に示された組合せも否定しないが、その他の組合せも検討(2団体) 未定(1団体)
上川	構想に示された組合せに基づき検討(3団体) 構想に示された組合せも否定しないが、その他の組合せも検討(2団体)
留萌	構想に示された組合せも否定しないが、より広域の組合せも検討(2団体) 構想に示された組合せも否定しないが、その他の組合せも検討(3団体) 構想に示された組合せと異なるその他の組合せを検討(1団体) 未定(1団体)
宗谷	構想に示された組合せに基づき検討(1団体) 構想に示された組合せの一部の市町村同士の組合せを検討(1団体)
網走	構想に示された組合せに基づき検討(1団体) 構想に示された組合せも否定しないが、その他の組合せも検討(3団体) 構想に示された組合せの一部の市町村同士の組合せを検討(1団体)
胆振	構想に示された組合せも否定しないが、より広域の組合せも検討(1団体) 構想に示された組合せも否定しないが、その他の組合せも検討(1団体) 構想に示された組合せより広域の組合せを検討(3団体) 未定(1団体)
日高	構想に示された組合せに基づき検討(2団体)
十勝	構想に示された組合せも否定しないが、より広域の組合せも検討(2団体) 構想に示された組合せも否定しないが、その他の組合せも検討(1団体) 構想に示された組合せより広域の組合せを検討(8団体)
釧路	未定(1団体)
根室	構想に示された組合せに基づき検討(1団体) 構想に示された組合せも否定しないが、その他の組合せも検討(1団体) 未定(1団体)